



# 対馬市景観計画



対馬市

TSUSHIMA CITY

平成30年3月

## 目 次

<b>第 1 章 計画策定の趣旨と基本的な方針・位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 策定の意義 .....	1
(1) 策定の目的と意義 .....	1
(2) 景観法の概要 .....	2
2 策定の流れ .....	5
(1) 策定体系 .....	5
(2) 策定の流れ .....	5
<b>第 2 章 本市の概況</b> .....	<b>7</b>
1 本市の位置と概況 .....	7
(1) 位置 .....	7
(2) 概況 .....	7
2 自然的特性 .....	8
(1) 地形 .....	8
(2) 海岸線 .....	9
(3) 丘陵地（山） .....	9
(4) 河川 .....	10
(5) 気候 .....	12
(6) 動物・植物 .....	13
3 社会的概況 .....	17
(1) 人口・世帯 .....	17
(2) 産業 .....	18
(3) 観光 .....	19
(4) 交通 .....	21
(5) 道路 .....	21
4 土地利用の法的規制状況 .....	23
(1) 都市地域 .....	23
(2) 農業地域 .....	25
(3) 森林地域 .....	27
(4) 自然公園区域等の指定 .....	28

5	人文歴史環境	29
(1)	歴史	30
(2)	文化財	33
6	関連計画の整理	34
(1)	対馬市総合計画	34
(2)	厳原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	35
(3)	環境基本計画	37
(4)	対馬市森林づくり基本計画	39
(5)	対馬市過疎地域自立促進計画	40
7	アンケート調査の整理	41
(1)	市民アンケート調査の結果	41
(2)	結果の概要	42
<b>第3章 景観形成に関する課題と目標</b>		<b>59</b>
1	地区・地域別の課題	59
(1)	地区・地域区分	59
(2)	地域別の景観資源の活用に向けた課題の整理	60
2	景観資源別の課題	62
(1)	景観資源の種類と視点	62
(2)	景観資源の抽出	63
(3)	景観資源別の景観形成に関する課題	70
3	景観形成の課題	76
(1)	自然景観	76
(2)	歴史・文化景観	76
(3)	まちなみ景観	76
(4)	観光景観	77
(5)	その他	77
4	景観形成の目標	78
(1)	基本理念と将来像	78
(2)	景観形成の基本目標	80
<b>第4章 景観計画区域の設定</b>		<b>83</b>
1	区域設定の考え方	83
2	一般景観計画区域の設定	83

3	重点景観計画区域の設定	84
	(1) 巖原城下町重点景観計画区域	84
4	重点景観計画区域候補地の設定	86
	(1) 浅茅湾沿岸地域地区	86
	(2) 鰐浦集落地区	86
	(3) 志多留集落地区	86
	(4) 木坂、青海の里地区	86
	(5) 比田勝地区	87
	(6) 豆敷地区	87
<b>第5章 良好な景観の形成に関する方針</b>		<b>88</b>
1	全体方針	88
2	基本方針	89
3	巖原城下町重点景観計画区域における景観形成方針	91
	(1) 巖原城下町重点景観計画区域における景観形成方針	92
<b>第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号関連）</b>		<b>93</b>
1	一般景観計画区域における行為の制限	93
	(1) 一般景観計画区域における届出対象行為	93
	(2) 一般景観計画区域において届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）	94
	(3) 一般景観計画区域における景観形成基準	95
2	巖原城下町重点景観計画区域における行為の制限	97
	(1) 巖原城下町重点景観計画区域における届出対象行為	97
	(2) 巖原城下町重点景観計画区域において届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）	98
	(3) 巖原城下町重点景観計画区域における景観形成基準	100
3	届出の流れ	103
<b>第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関連）</b>		<b>104</b>
1	景観重要建造物の指定に関する事項	104
2	景観重要樹木の指定に関する事項	104

<b>第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関連）</b>	<b>105</b>
1 基本的な考え方	105
2 景観重要公共施設の対象	105
3 指定の方針	105
<b>第 9 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関連）</b>	<b>106</b>
<b>第 10 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関連）</b>	<b>107</b>
<b>第 11 章 自然公園法の許可の基準（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関連）</b>	<b>108</b>
<b>第 12 章 景観形成に向けた推進方策</b>	<b>109</b>

# 第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針・位置づけ

## 1 策定の意義

### (1) 策定の目的と意義

#### ① 策定の目的

本市は、九州の最北端、日本海の西側に位置し、島全体の89%が山林で占められ、一部は、壱岐対馬国定公園に指定されるなど、自然環境が豊かで美しい景観を有している。また、大陸と日本をつなぐ国境の島ならではの歴史文化が残っている。

対馬市景観計画は、このように長い年月をかけて形づくられてきた本市の貴重な自然や歴史文化、景観資源を保全していくとともに、良好な景観の形成を進めることを目的とし、平成16年に制定された「景観法」に基づき策定する。

#### ② 策定の意義

対馬は、日本本土と大陸の間に位置することから、古来より多くの先人たちが行き交い、国内においても独自の文化が育まれてきた。また、四方を海に囲まれる島の立地条件が、離島独自の固有種を継承し、その生態系も独自の歩みを続けている。

一方、市民及び本市へ訪れる人々の価値観は量から質へと変化しており、対馬独自の景観に接する期待と、これらを保全する意識も高まってきている。

このような中、平成16年6月18日に公布された景観法に基づき対馬市景観計画を策定することにより、多様な本市の景観特性に応じた景観形成の枠組みが可能となる。以下に景観法に基づく計画策定の意義を示す。

#### 景観法に基づく計画策定の意義

- 対象とする区域が多様⇒優れた景観のみならず、新たに景観形成すべきところも対象として可能
- 都市景観に限定されない⇒市街地のみならず、都市計画区域外の田園・里山等自然的景観も対象として可能
- 景観計画区域や景観地区の規模要件はない⇒景観計画区域が行政区域全体でもよく、指定箇所は複数でも可能
- 現行の自主条例を活かせる⇒現行自主条例の内容を活かした景観計画の策定が可能
- 適用除外行為が制定できる⇒特性に応じて届出勧告や許可対象に適用除外が設定可能
- 建築物等のデザインも規制の対象⇒建築物等の形態・色彩・意匠についても規制対象として可能
- 他の法制度と連携が可能⇒緑に関する法制度や屋外広告物に関する法制度との連携による景観形成が可能

## (2) 景観法の概要

### ① 基本理念と責務

景観を正面から捉えた基本的な法制である景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布された。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念として、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ることなど、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを示しているほか、住民や事業者、行政の責務を明確に示している。

以下に、景観法の基本理念とそれぞれの主体の責務、スキームを示す。

### ◆ 景観法の基本理念（抜粋要約）

- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、適正な制限\*の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

※ 適正な制限とは

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないものを表す。

- 良好な景観は、地域の固有の特性\*と密接に関連するものであり、地域の個性及び特色の伸長に資する\*よう、その多様な形成が図られなければならない。

※ 地域の固有の特性とは

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等を表す。

※ 地域の個性及び特色の伸長に資する

画一的な整備を行うのではなく、個々の状況に応じた取組を表す。

- 良好な景観は、観光その他の地域間の交流促進に大きな役割を担う\*ものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組がなされなければならない。

※ 観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うとは

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待が寄せられている。

- 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出\*することを含むものとして行われなければならない。

※ 新たに良好な景観を創出とは

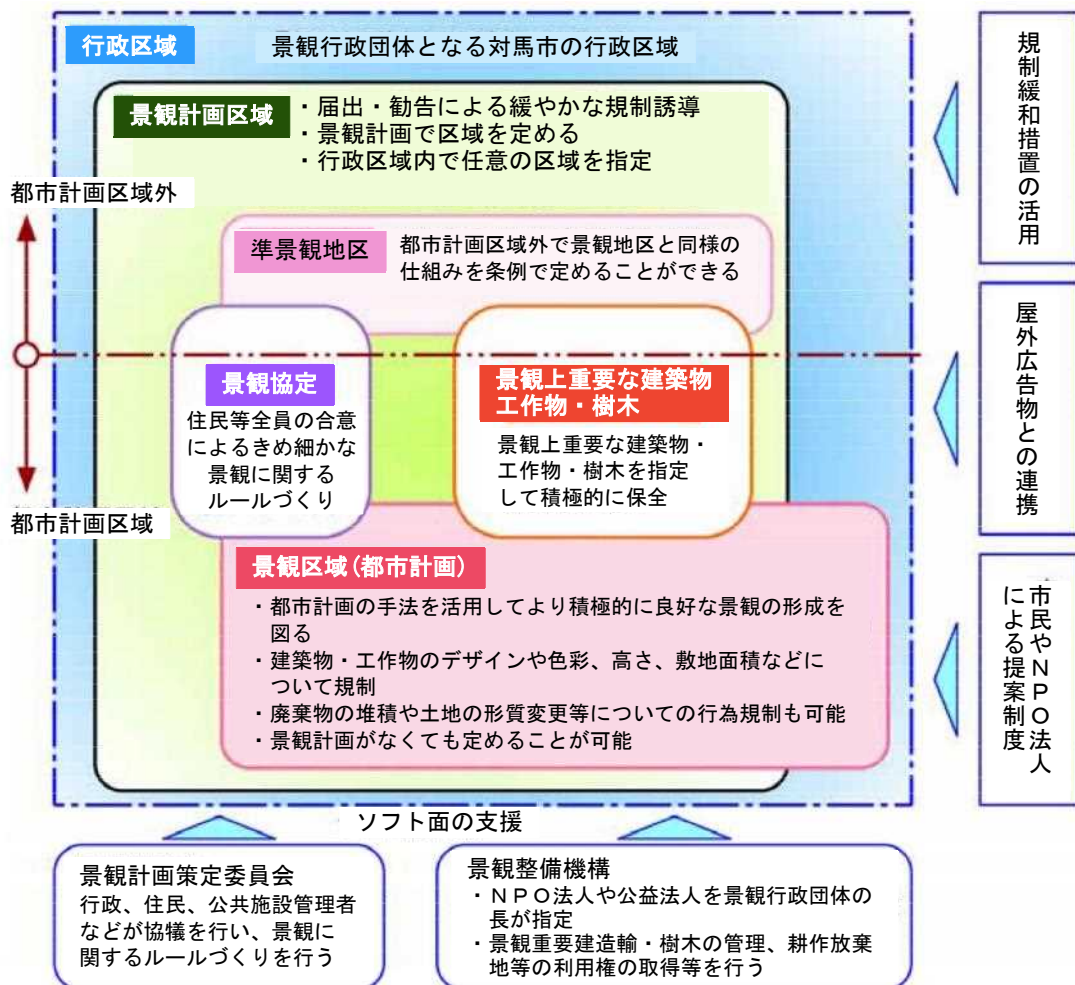
大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等を表す。



## ◆ 景観法の主体の責務（抜粋要約）

- 国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

図 1-1 景観法のスキーム







## 2 策定の流れ

### (1) 策定体系

対馬市景観計画は、対馬市景観計画策定委員会において、内容や景観条例制定に向けた検討を行い、本市の景観形成の基本方針や重点景観計画区域及び候補地などを示し、本計画を策定する。

### (2) 策定の流れ

本計画は、平成28年度から29年度にかけての2ヵ年で計6回の策定委員会を開催し、計画を立案した。なお、各年度の概ねの検討内容は、以下の通りである。

#### ■平成28年度

- ①本市の概況の整理
  - 自然的特性や社会的概況、土地利用の法的規制状況等の整理
- ②既往計画の整理
  - 既定の上位関連計画における景観に関する方針や方向性等の整理等
- ③景観資源の調査
  - 自然、歴史・文化、まちなみ等の景観資源の調査と特性の把握
- ④市民アンケート調査
  - 市民アンケート調査の分析・整理
- ⑤景観形成の課題と目標
  - 景観に関する問題や課題の整理
  - 目指すべき将来像と実現のための具体的目標の設定

#### ■平成29年度

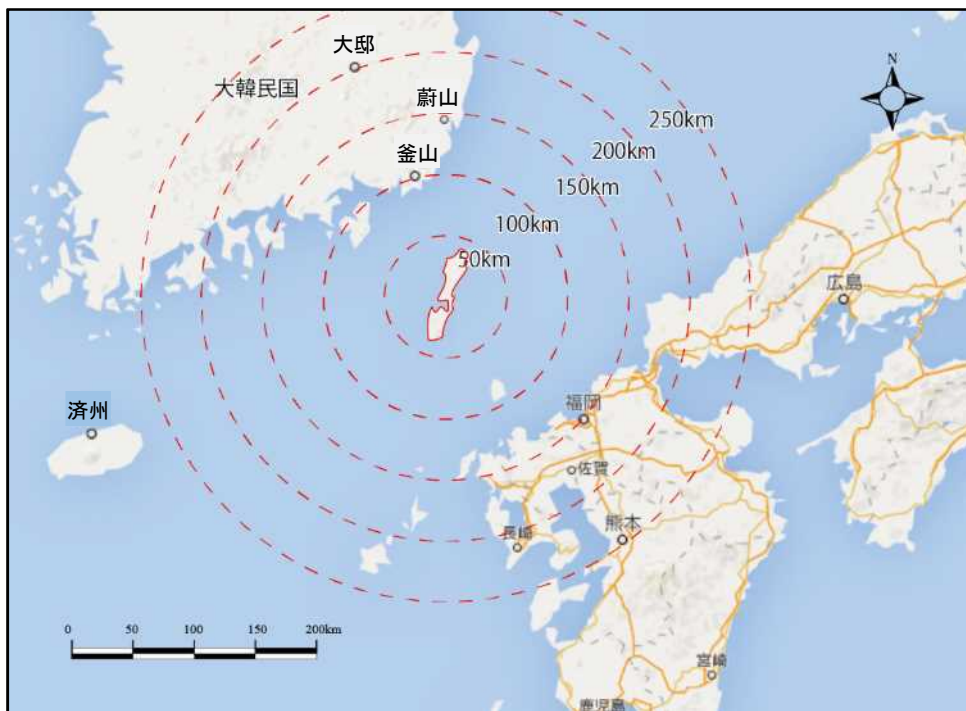
- ⑥景観計画区域の設定と良好な景観の形成に関する方針
  - 景観計画区域の指定区域検討
  - 重点景観計画区域の設定
  - 景観形成に関する方針の設定
  - 景観計画区域の景観形成方針、行為の制限事項、景観重要建造物・景観重要樹木指定方針
  - 景観重要公共施設指定方針、景観農業振興地域整備計画等の策定
- ⑦景観形成に向けた推進方策
- ⑧報告書の取りまとめ
  - 景観計画報告書の作成

## 第2章 本市の概況

### 1 本市の位置と概況

#### (1) 位置

日本海の西の入り口に位置する対馬島は、九州本土より玄界灘と対馬海峡東水道をはさんで海路約138km、朝鮮半島へは対馬海峡西水道をはさんで海路約49.5kmの距離にあり、晴れた日には水平線に朝鮮半島を望むことができる。



#### (2) 概況

本市は、長崎県の北西に位置し、総面積は707.42 km<sup>2</sup>（平成29年10月1日現在）で、長崎県全体の面積(4,130.88 km<sup>2</sup>)の17.1%を占めている。

本市は、南北に82km、東西に18kmと細長く、面積は約700 km<sup>2</sup>で、日本の本土及び択捉島、国後島、沖縄本島、佐渡島、奄美大島に次いで日本の島では第10位の広さである。

土地の状況は、山林が最も多く631.71 km<sup>2</sup>と市域の89%を占め、耕地は畑が16.45 km<sup>2</sup>、田が6.37 km<sup>2</sup>と少ない。また、全体に山が多く平地が少ない。

対馬の南東部に位置する厳原地区が市の中心市街地を形成している。

##### 【市の位置】

東端：東経129度30分    西端：東経129度10分  
北端：北緯34度42分    南端：北緯34度5分

## 2 自然的特性

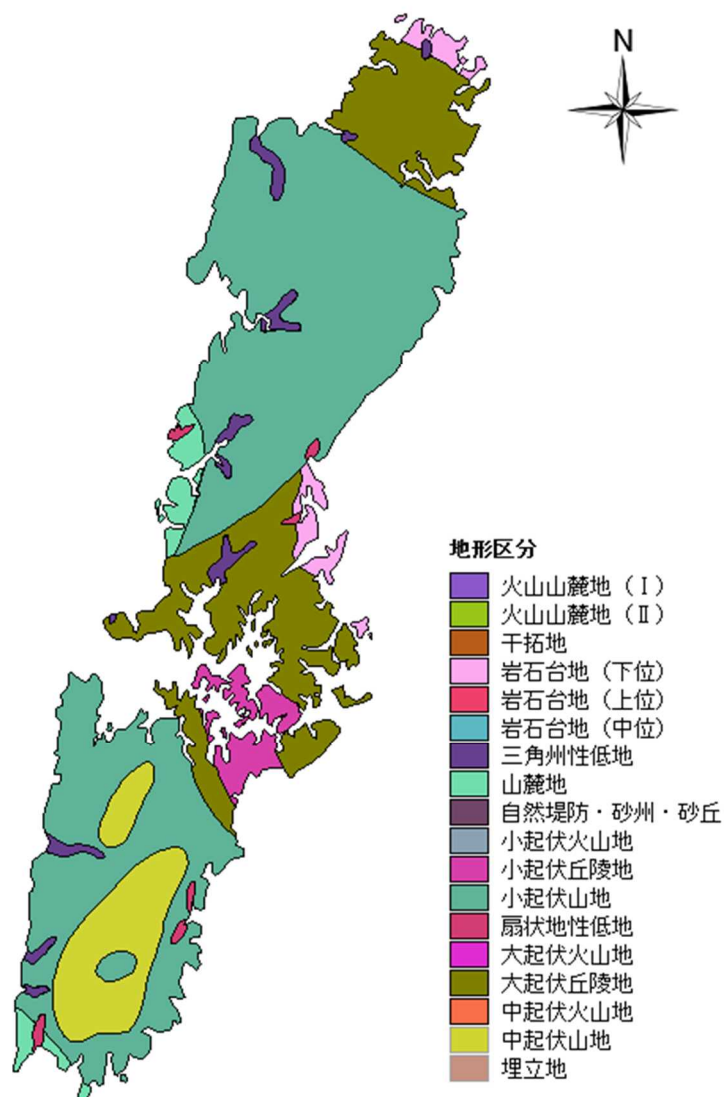
### (1) 地形

対馬の地形は標高 200m～300m の山々が海岸まで迫り、海岸では所により高さ 100m に及ぶ断崖絶壁を呈している。対馬は、上島と下島に区分され、最高峰の矢立山（標高 648.5m）を筆頭に標高 500m 以上の山々が連なっている。

下島には矢立山のほか、舞石ノ壇山（標高 536.4m）・龍良山（標高 558.5m）などの矢立山系が内山盆地を囲み、その北東に有明山（標高 558.2m）、浅茅湾南岸に白嶽（標高 518m）がある。

上島の最高峰は北部にある御嶽（標高 479m）となっており、佐護平野や海岸部の断崖絶壁など、豊かな自然を目にすることができる。また、対馬中央部の浅茅湾は、大小幾つもの入江と島々が複雑に入り組んだリアス式海岸で、壱岐対馬国定公園に指定される対馬を代表する景観を形成している。厳原町の龍良山と美津島町の白嶽には原生林が残り、国の天然記念物に指定されている。

図 2-2 地形分類図



## (2) 海岸線

対馬の海岸線は、一部を除き、標高 500m前後の山並みに深い谷が刻まれ、変化に富んだ形状となっており、その総延長は 915km にも達する。中でも、島中央部に位置する浅茅湾は、アーキペラゴ（多数の島からなる海域）を形成している。

特に、浅茅湾は日本最大級の溺谷地形の樹枝状リアス式海岸で、美しい海岸景観が形成されており、海域公園として壱岐対馬国定公園に含まれている。

また、湾の東には、大船越瀬戸と、上島と下島を分ける万関瀬戸の 2 つの運河があり、浅茅湾と対馬海峡を接続している。

図 2-3 浅茅湾



図 2-4 豆酸崎



## (3) 丘陵地（山）

対馬の大部分は低山性の山峰で、低平な平坦地は少ないものの、山頂部には平坦面もみられる。これは、侵食作用によって地形面の高さが削られ、全体的に起伏の緩やかな平原となる隆起準平原で、御嶽や香ノ木山（標高 307m）はここに突出した残丘である。また、南部の内山盆地は陥入した花崗岩が浸食を受けたことにより窪地になって形成されたものと考えられている。

また、南部の龍良山は原始の照葉樹林として、国の天然記念物に指定され、平均樹齢は 200 年のスダジイ・イスノキなどが自生している。

図 2-5 白嶽



図 2-6 龍良山の原生林





#### (4) 河川

主な河川は、二級河川である阿連川、飼所川、鶏知川、佐護川、佐須川、洲藻川、瀬川、仁田川、三根川が流れている。

図 2-7 河川図

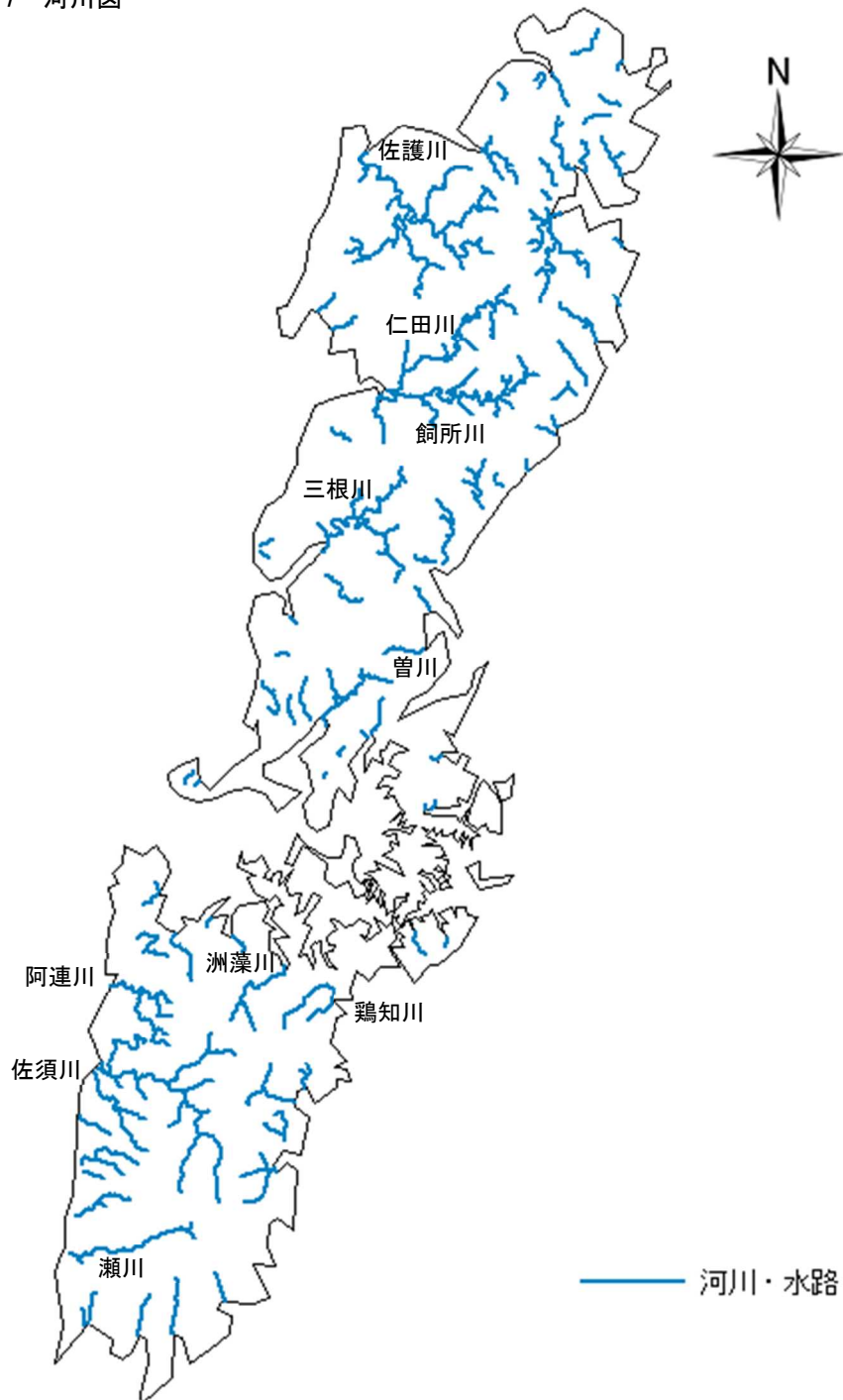




表 2-1 対馬の主な河川一覧

水系名	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河口・合流点所在地
小 浦 川	0.894	4.59	厳原町小浦 支流：櫛塚川(右) 厳原町小浦
阿 須 川	1.697	6.3	厳原町北里・東里
厳 原 本 川	1.78	3.65	厳原町大手橋・久田道
久 田 川	1.093	7.85	厳原町久田
久 和 川	1.132	4.6	厳原町久和
浅 藻 川	1.712	5.1	厳原町浅藻
瀬 川	3.821	18	厳原町豆ツ瀬・佐須瀬
久 根 川	2.26	7	厳原町久根浜
椎 根 川	1.814	6.9	厳原町椎根
佐 須 川	6.676	40.17	厳原町椎根・小茂田
阿 連 川	1.843	11.4	厳原町阿連
今 里 川	1.369	5	美津島町今里
加 志 川	2.499	5.9	美津島町加志
洲 藻 川	3.78	11.07	美津島町洲藻
鶏 知 川	5.311	6.5	美津島町鶏知 支流：高浜川(右) 美津島町鶏知
仁 位 川	3.896	13.4	豊玉町仁位
卯 麦 川	0.663	1.7	豊玉町卯麦
吉 田 川	2.155	7.75	峰町吉田
三 根 川	6.013	30.3	峰町三根 支流：佐賀ノ内川(左) 峰町三根 支流：田志川(右) 峰町三根
鹿 見 川	1.097	3.8	上県町鹿見
仁 田 川	10.346 12.868	79.89	上県町櫛滝 支流：飼所川(左) 上県町櫛滝
伊 奈 川	1.285	6.2	上県町伊奈
志 多 留 川	1.638	2.6	上県町志多留
佐 護 川	7.266	53.94	上県町佐護 支流：中山川(左) 上県町佐護
佐 須 奈 川	1.459	5.2	上県町佐須奈
大 浦 川	1.428	3.1	上対馬町大浦
豊 川	1.822	3.3	上対馬町豊
比 田 勝 川	0.925	1.93	上対馬町比田勝
玖 須 川	1.476	5.88	上対馬町浜玖須・大增
舟 志 川	6.627	18.57	上対馬町舟志
琴 川	2.67	6.32	上対馬町琴
芦 見 川	2.886	3.76	上対馬町芦見
一 重 川	0.79	2.7	上対馬町一重
小 鹿 川	1.395	2.2	上対馬町小鹿
志 多 賀 川	1.85	7.97	峰町志多賀
佐 賀 川	2.717	5.05	峰町佐賀
駄 道 川	1.545	2.13	峰町佐賀
曾 川	2.32	6.62	豊玉町曾・千尋藻

※ (右) 右岸、(左) 左岸の略

## (5) 気候

対馬は周囲を対馬暖流に取り囲まれ、年平均気温が 15.5 度と比較的温暖で、気温の日較差が小さい海洋性気候に属している。

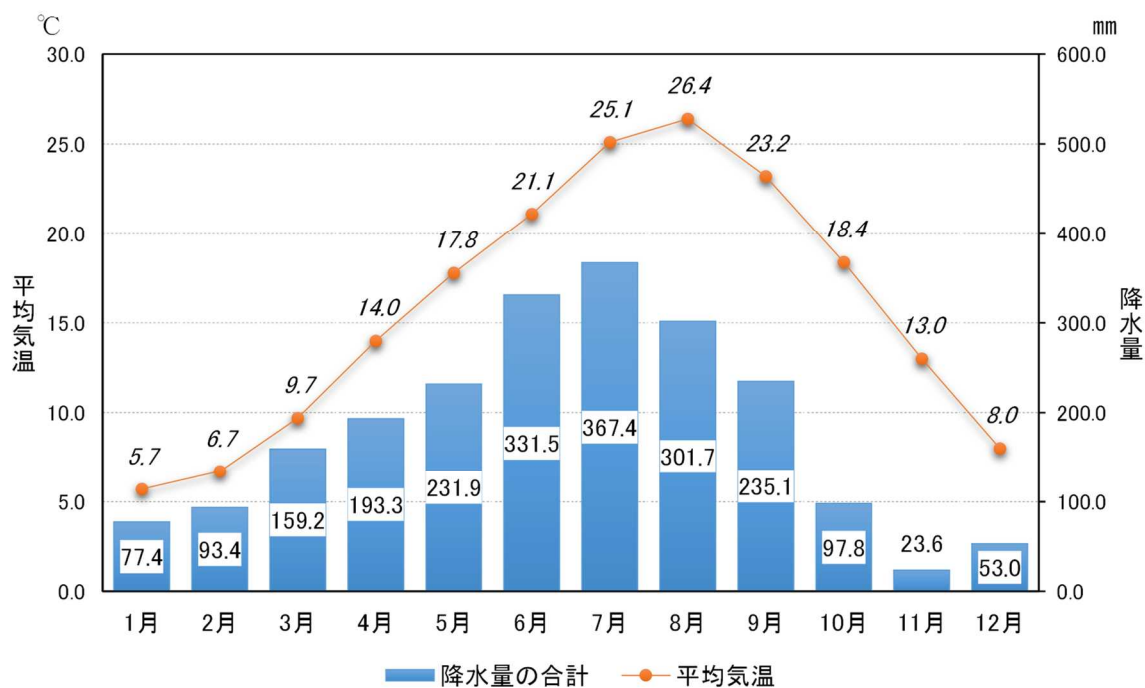
冬は、大陸から南下してくる寒気の影響で、北西の季節風が強く寒冷な日が多いが、朝鮮半島の風陰に位置することから降雪はあまり見られず、晴れの日が多い。

年間降水量は 2,100mm を超え、梅雨と台風期（6月から10月）の雨が約 60% を占めている。台風は、九州本土と同様に 7月頃から 9月頃にかけて来襲する。

降水量のわりに水害が少ないのは、対州層群を中心とする比較的堅い地層と、保安林が多いことがあげられる。

快晴日数は年 58 日で、年間をとおして大差はないが、夏季より冬季に快晴日数が多いのは、北西の季節風が影響している。

図 2-8 月平均気温・降水量



資料出典：気象庁（厳原特別地域気象観測所）

※気温、降水量は 1981～2010 年の 30 年間の月次平均値

## (6) 動物・植物

対馬には、固有種をはじめ大陸系、日本本土系など様々なルーツを持った動物・植物によって形成される、独特の生態系が存在している。

### ア 動物

対馬は、地理的条件から大陸との関係が深く、生物相もその影響を受けていると考えられている。対馬の動物として代表的なツシマヤマネコも、約 10 万年前に、当時陸続きだった大陸から渡ってきたと考えられ、ベンガルヤマネコの亜種とされている。

また、ツシマヤマネコ、クロアカコウモリ（絶滅危惧 I A 類 (CR)）、ツシマテン、コジネズミ（準絶滅危惧 (NT)）などの哺乳類やアムールカナヘビ、アカマダラ（準絶滅危惧 (NT)）等の爬虫類など絶滅が危惧される動物が生息する。

表 2-2 絶滅危惧 I A 類  
(CR)

区分	名称
哺乳類	ツシマヤマネコ、クロアカコウモリ
昆虫類	タイワンモンシロチョウ、ツシマウラボシシジミ

表 2-3 絶滅危惧種 II 類  
(VU)

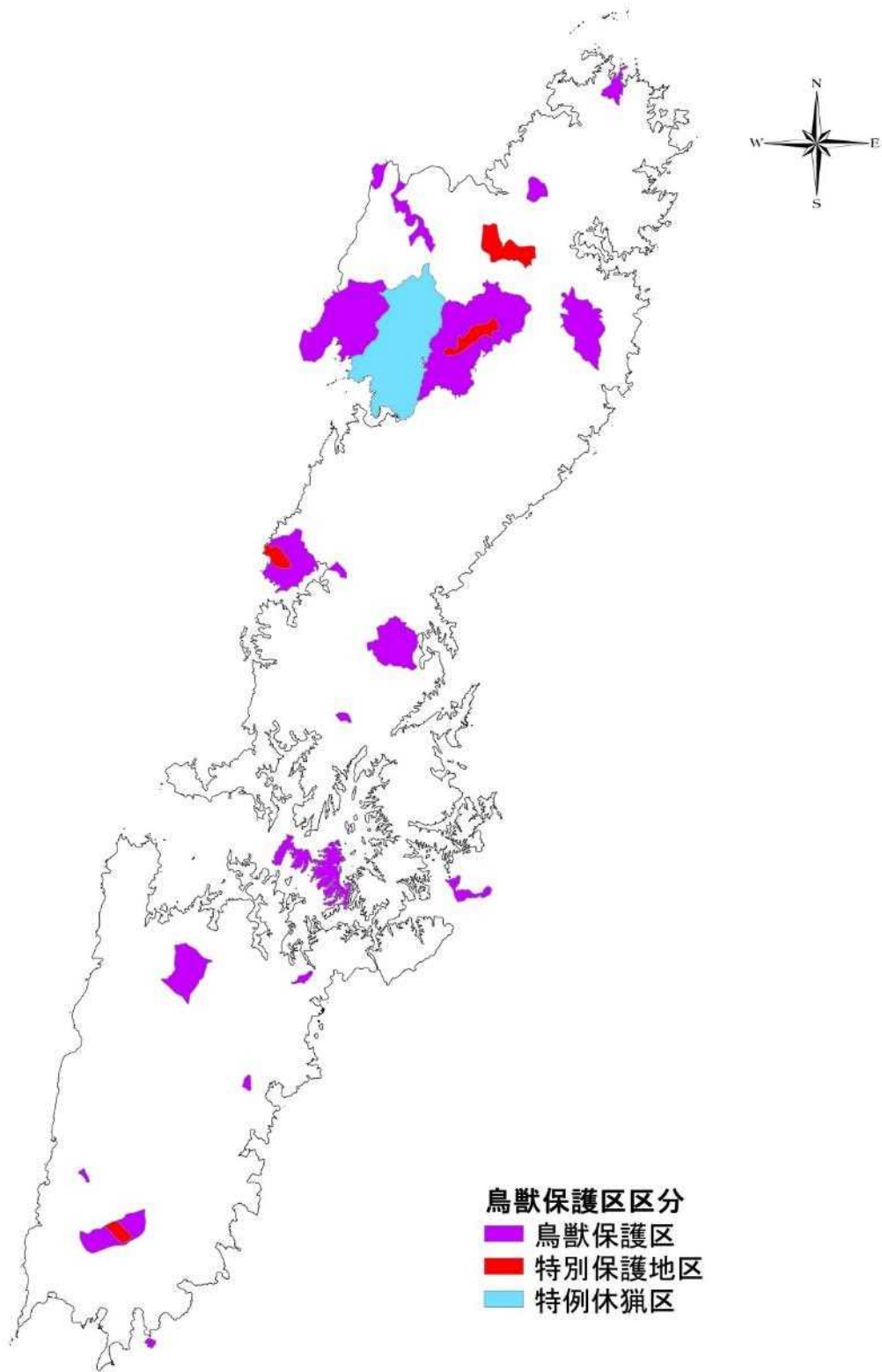
区分	名称
昆虫類	チョウセンケナガニイニイ

表 2-4 準絶滅危惧 (NT)

区分	名称
哺乳類	ツシマテン、コジネズミ
爬虫類	アムールカナヘビ、アカマダラ
両生類	ツシマアカガエル、ツシマサンショウウオ、チョウセンヤマアカガエル
昆虫類	キンオニクワガタ

※レッドリストカテゴリーについては、環境省レッドリスト 2018 より記載

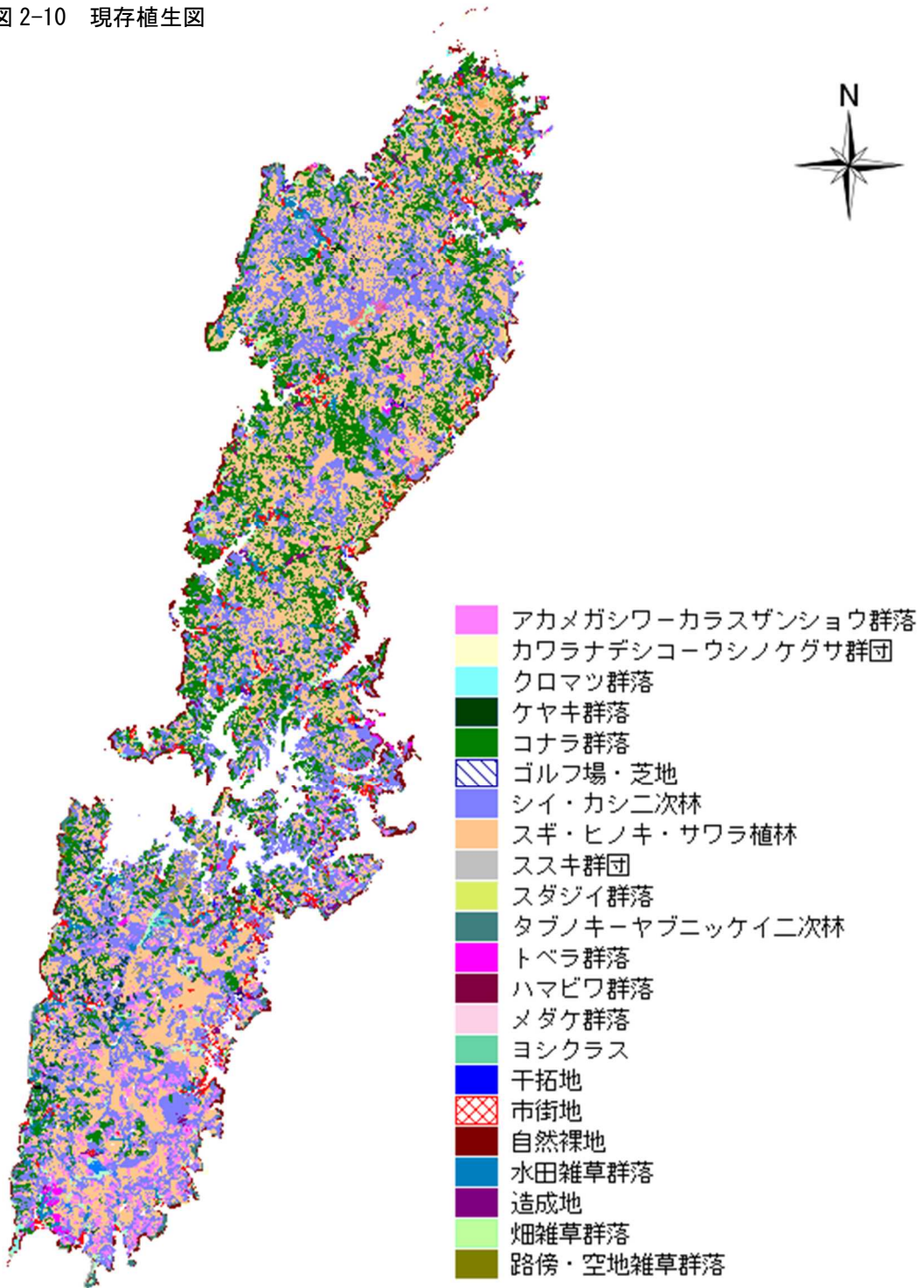
图 2-9 鳥獸保護区等分布图 (H30 年度)



## イ 植生

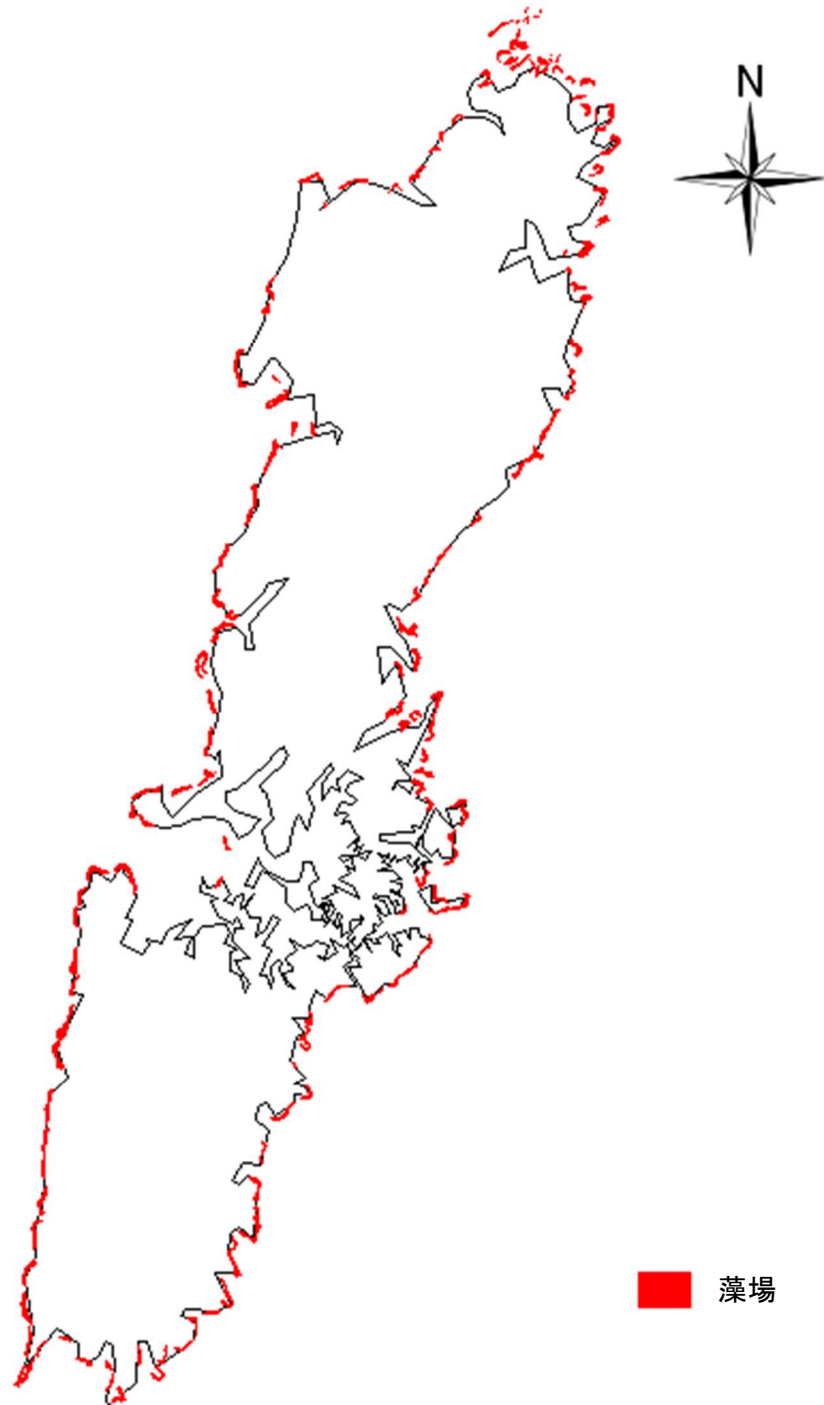
環境省レッドリストにある対馬沿岸域に生育する貴重な植物として、上島の北岸、西岸にハマサジ（準絶滅危惧（NT））、南島の西岸にシバナ（準絶滅危惧（NT））、浅茅湾周辺にヒロハマツナ（絶滅危惧Ⅱ類（VU））、チャボイ（絶滅危惧Ⅱ類（VU））、カワツルモ（準絶滅危惧（NT））、リュウノヒゲモ（準絶滅危惧（NT））、ウラギク（準絶滅危惧（NT））が確認されている。

図 2-10 現存植生図



暖流の影響により、全島の沿岸部に渡り、ガラモ場、アラメ・カジメ場等の藻場が見られる。一方で、対馬では海藻が多く生息していた藻場から、海藻が消滅する磯焼けが進行しており、特に、対馬東岸における磯焼けは 1980 年代頃から問題視されている。アラメ類については下対馬西岸でも著しい衰退がみられ、対馬北～東岸の限られた地域にのみ残存している。現在、磯焼け対策として様々な実験や研究が行われ、藻場の回復に向けて取り組んでいる。

図 2-11 藻場の分布図





### 3 社会的概況

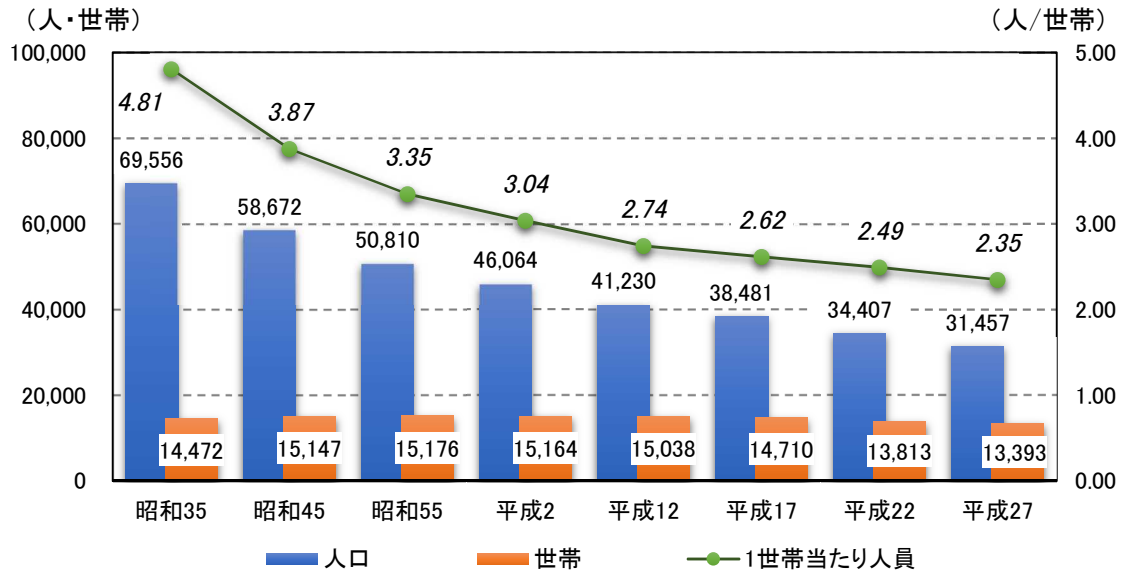
#### (1) 人口・世帯

本市の人口は減少傾向が続いており、平成 27 年の国勢調査では 31,457 人と 5 年前に比べ 2,950 人減少している。

世帯数は、平成 12 年から減少に転じ、平成 27 年には 13,393 世帯となっている。

また、平均世帯人員も減少を続け、平成 27 年には 2.35 人/世帯となっている。

図 3-1 人口・世帯数の推移

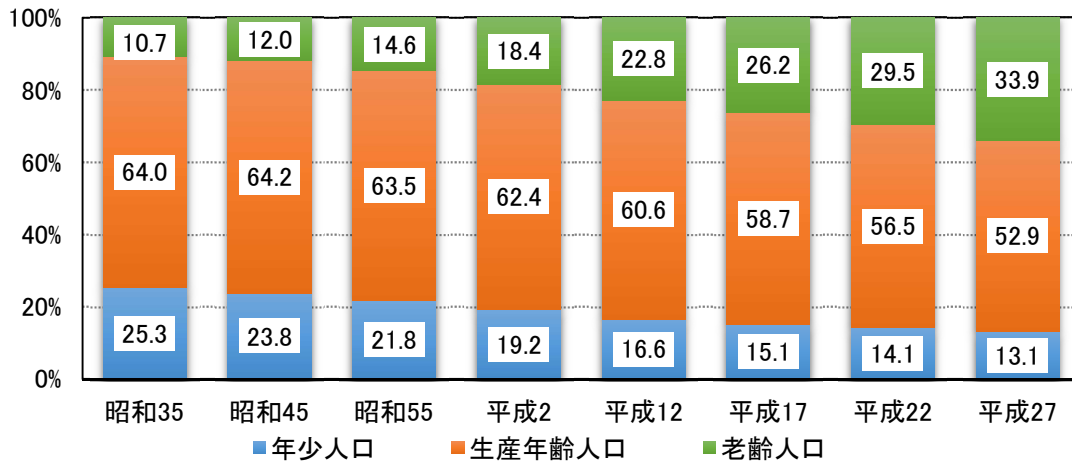


資料出典：国勢調査

平成 27 年の年少人口構成比 (0~14 歳) は 13.1%と 5 年前 (平成 22 年) に比べ 1.0%減少する一方で、高齢化率 (65 歳以上) は 33.9%と、5 年前 (平成 22 年) に比べ 4.4%増加しており、少子高齢化が進行している。

また、生産年齢人口比率は 52.9%で、5 年前と比べて 3.6%の減少となっていることから、今後も少子高齢化が進行することが予想される。

図 3-2 年齢 3 区分別人口構成の推移



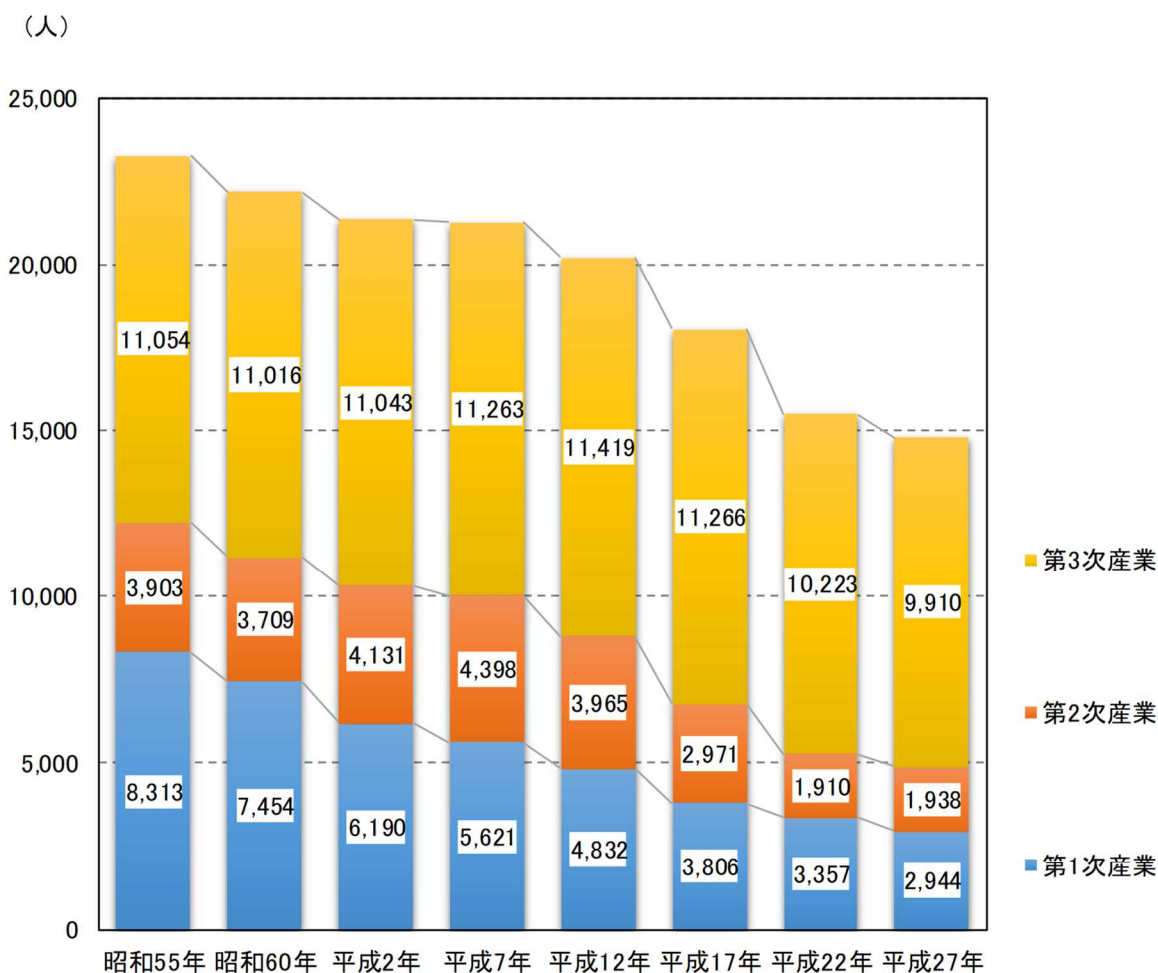
資料出典：国勢調査

## (2) 産業

本市の産業分類毎の就業人口の推移をみると、サービス業等の第3次産業は、平成17年まではほぼ横ばいで11,000人を保っていたが、平成27年までの10年間で約1,350人の減少となっている。

第1次産業及び第2次産業就業者数は減少傾向をたどっており、第1次産業の就業者は25年前と比べ半数以下に減少し、第2次産業就業者数は、平成22年に2,000人を割り込む値となったが、平成27年には若干増加に転じている。

図3-3 産業大分類別人口の推移



資料出典：国勢調査

### (3) 観光

本市への観光客の推移は、平成20年から23年にかけて、減少傾向がみられたものの、平成24年以降は、増加傾向に転じている。宿泊客数についても、同様の傾向となっている。

特に、韓国人観光客は平成21年から23年の一時期を除外すると、右肩上がりが増加しており、国際航路が開設されたことや、イベントの集客力が高まったことなどによるものと考えられる。また、外国人観光客のほとんどが韓国人観光客であり、急増する韓国人観光客の動向は、今後も続くものと考えられる。

図3-4 観光客の推移

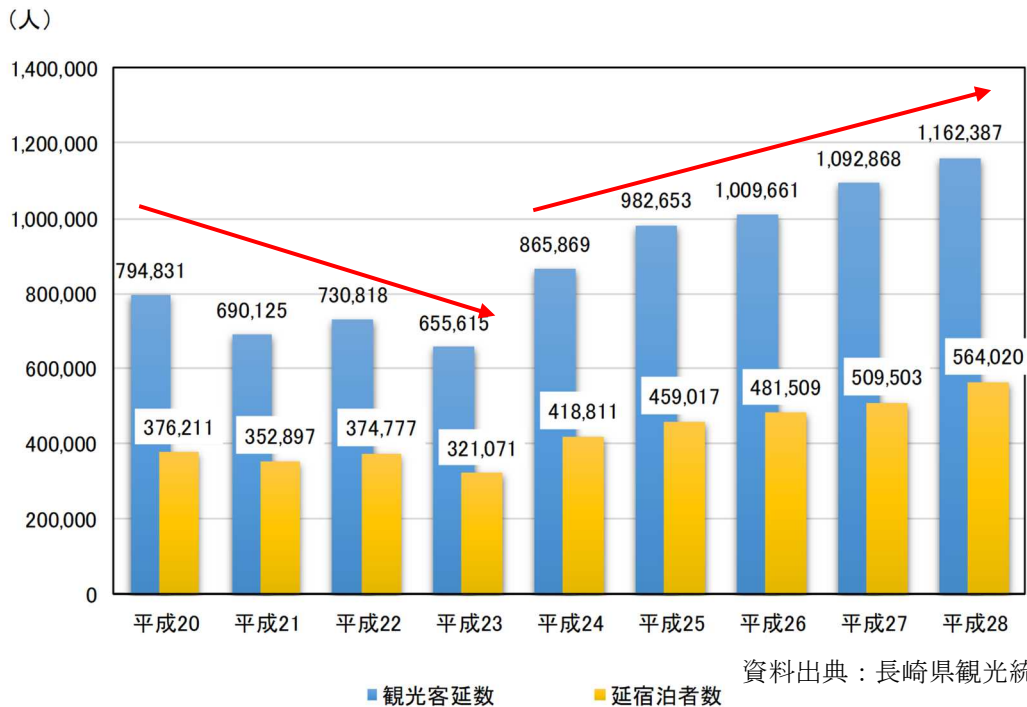
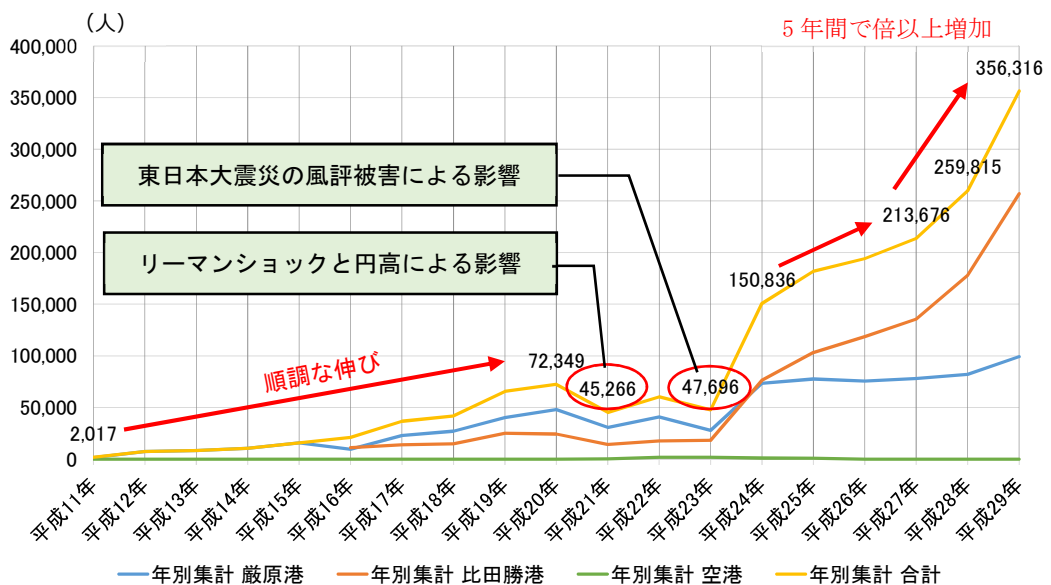


図3-5 韓国人観光客の推移



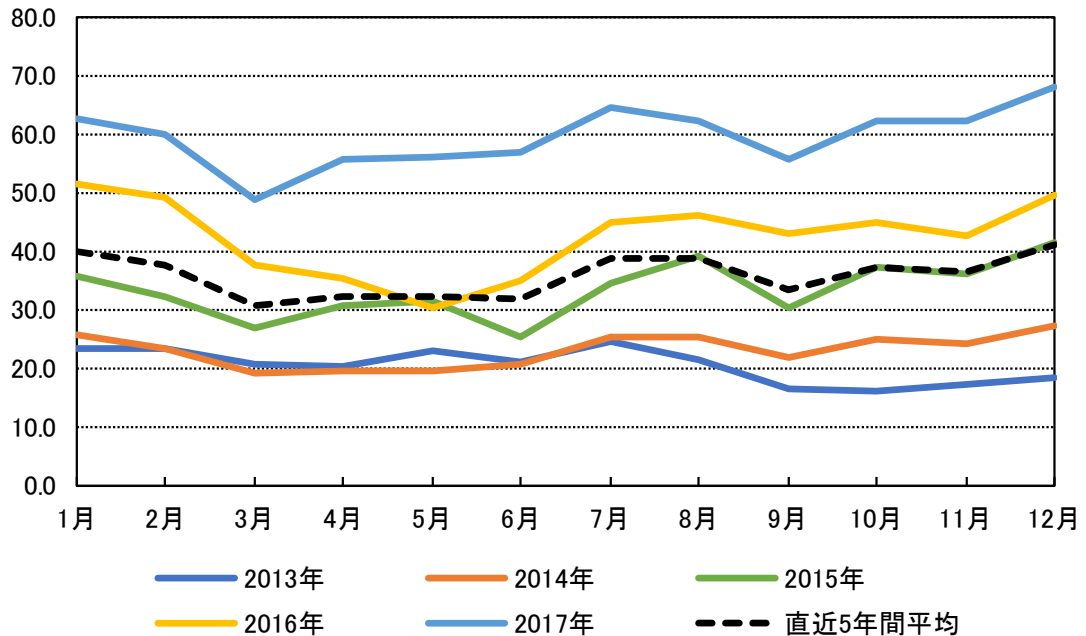
## ■ 韓国観光客の動向

2017年時における我が国への韓国人観光入り込み者数は、7,140,165人で、対前年比40.3%増となっており、2017年訪外客数28,691,073人のうち24.9%と中国の25.6%に次いで訪日者数は第2位の市場となっている。

主な国外旅行シーズンは、1月～2月末までの冬期学校休暇及び7月中旬～8月の夏期学校休暇であるが、距離的に近接する隣国であることなどから、年間を通じて訪日需要が高くなっている。

韓国人旅行者に人気のある訪問地としては、九州（福岡・大分・熊本）、関西（大阪）、東京などとなっている。

図3-6 韓国人月間訪日数の推移  
（万）



資料出典：日本政府観光局（JNTO）

## (4) 交通

### ア 島内の交通

本市に鉄道は無く、市内の陸上公共交通体系は、対馬交通(株)が運行する路線バス、タクシー協会が運行する予約制乗合タクシー、市営バス(対馬市)、スクールバス一般混乗(対馬市)、スクールバス(対馬市)の5つの種別により構成されている。

平成27年2月現在、路線バスは39路線、乗合タクシー3路線、市営バス4路線、スクールバス一般混乗4路線、スクールバス23路線で運行されている。

バス路線は、比田勝と厳原を結ぶ縦貫線や空港線など主に国道を経由する基幹路線と、東西の集落に延びる支線(フィーダー路線)により形成されている。

広大な面積を有する本市の特性上、縦貫線は片道90kmを超え所要時間も2時間半と長く、フィーダー路線も所要時間30分を超える路線が存在するなど、全体的に路線延長が長いという特性がある。

また、浅茅湾には、浅茅湾内各地を経由しながら豊玉町仁位と美津島町長板浦を結ぶ市営渡海船が定期航路として就航しており、定期便の空時間を活用した周遊観光としての貸切や乗合遊覧なども行われている。

### イ 航空路

対馬中央部の上島と下島の間地峡部を横断するように対馬空港が整備されている。全日本空輸グループ(ANA)、オリエンタルエアブリッジ(ORC)が就航し、それぞれ対馬-福岡、対馬-長崎を結んでいる。

### ウ 航路

海上交通の航路としては、旅客輸送を中心とした九州郵船、貨物輸送を中心とした対州海運、壱岐・対馬フェリーにより、ジェットフォイル及びフェリーが、比田勝港から厳原港、厳原港から博多港を結んでいる。

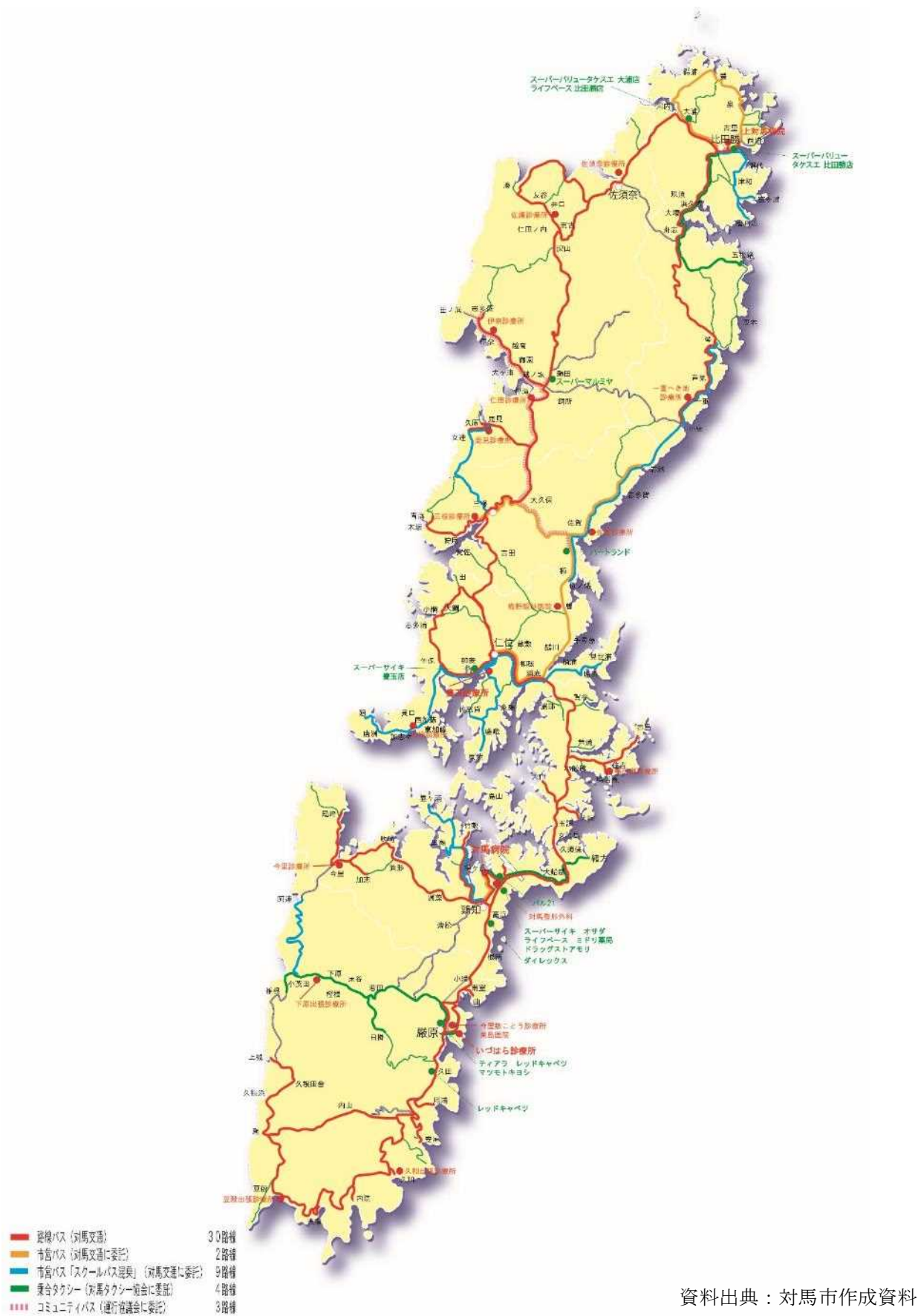
また、国際航路として、大亜高速海運、対馬国際ライン、JR九州高速船が就航している。

## (5) 道路

本市においては、対馬～壱岐(対馬市厳原町東里-壱岐市勝本町勝本浦)と壱岐～呼子(壱岐市石田町印通寺浦-唐津市呼子町呼子)の2つの海上区間を持つ、海上国道である国道382号が島の南北を結ぶ重要な路線となっている。

<参考：対馬市地域公共交通網形成計画>

図 3-7 公共交通路線体系図(平成 30 年 1 月 1 日現在)





## 4 土地利用の法的規制状況

### (1) 都市地域

「都市計画法」に基づき、対馬の発展を牽引する中心的な役割を持った都市計画区域として、厳原都市計画区域を定めている。

厳原都市計画区域は非線引き都市計画区域となっている。

区域内では、7つの用途地域が定められ、建物の用途、高さなどの建築制限が都市計画決定されている。

また、中心市街地の活性化を図るため、これまでの都市機能の無秩序な拡散を見直すとともに大規模集客施設の郊外立地を抑制し、都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進めることを目的に、都市計画区域内の全ての準工業地域を対象として、床面積が、10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」の都市計画決定が行われている。

あわせて、「対馬市特別用途地区建築条例」により、特別用途地区内の建築制限及び既存の建築物に対する制限の緩和等を定めている。

図 4-1 都市地域

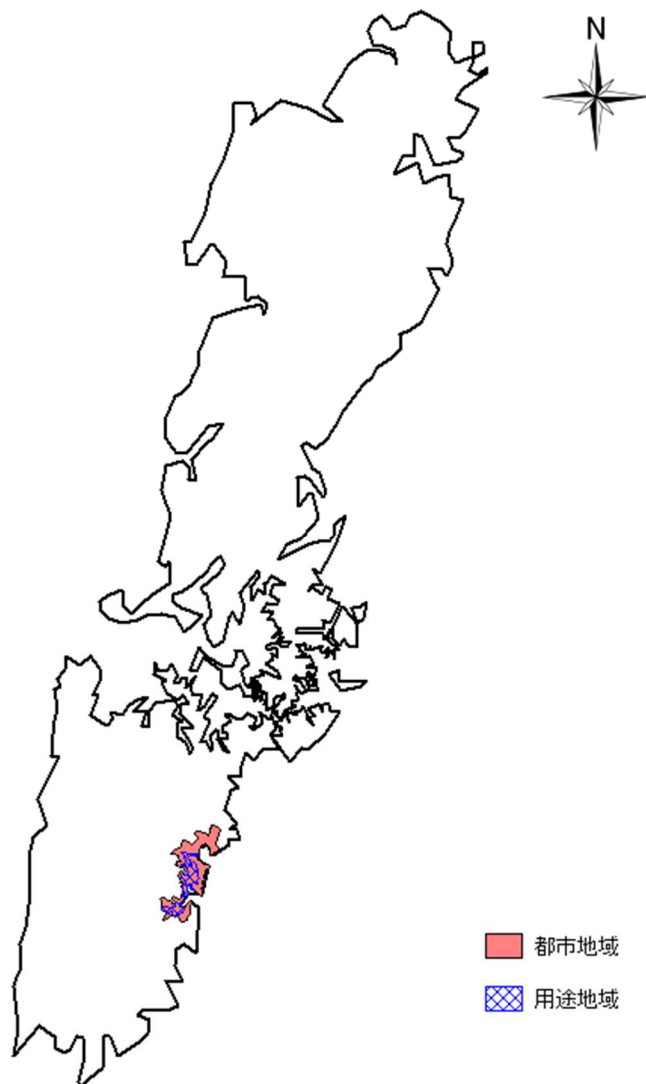


図 4-2 用途地域

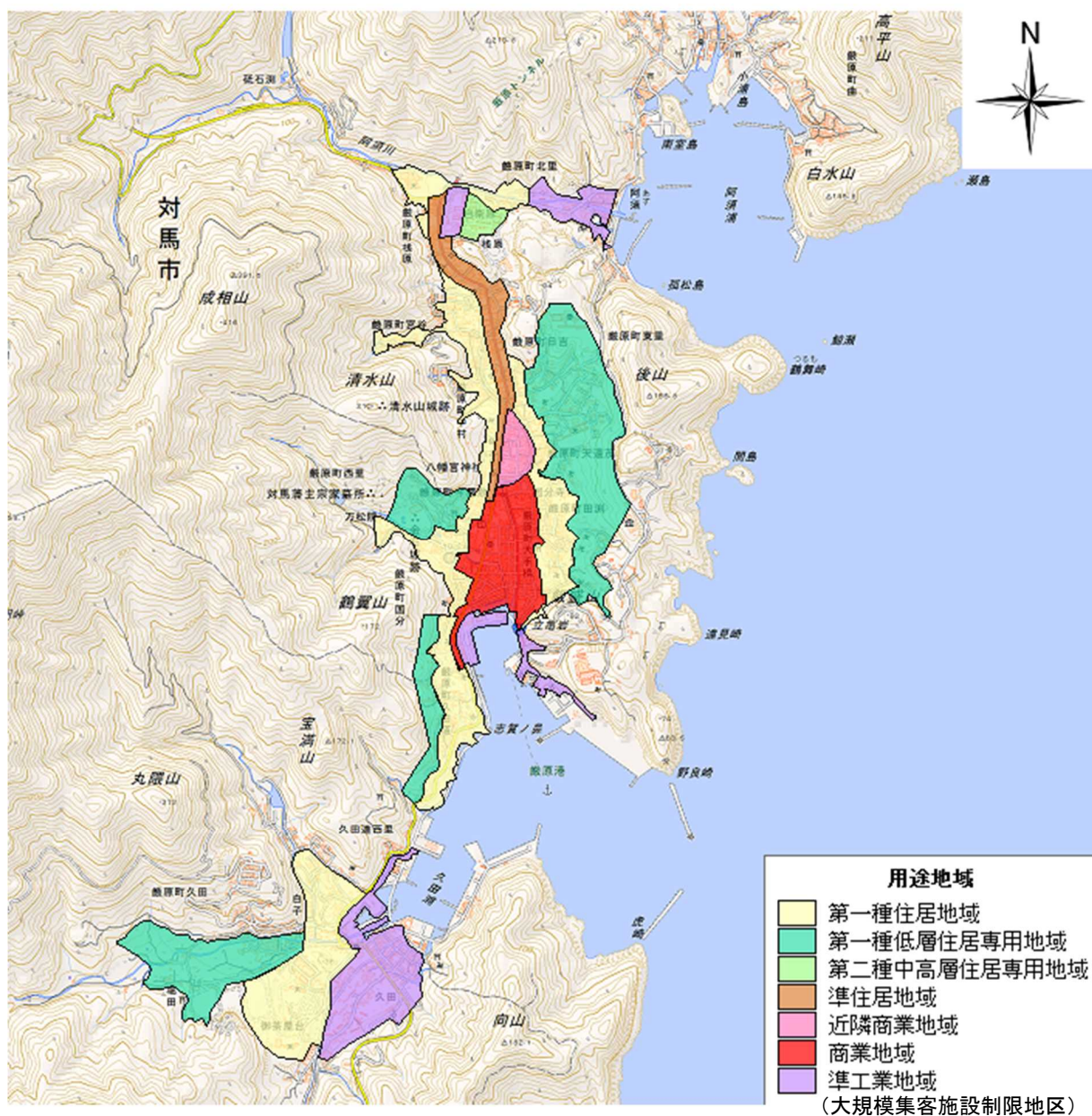


表 4-1 用途地域

第一種住居地域	「住居の環境を保護するため定める地域」と定義されている。
第一種低層住居専用地域	「低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」と定義され、2～3階建て以下の低層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域で、一戸建ての住環境としては最も優れている地域である。
第二種中高層住居専用地域	「主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」と定義されている。
準住居地域	「道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域」と定義されている。
近隣商業地域	「近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」と定義されている。
商業地域	「主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」と定義されている。
準工業地域	「主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域」と定義されている。

## (2) 農業地域

「長崎県農業振興地域整備基本方針」（平成 28 年 3 月）では、対馬農業地帯の基本方針を次のように定めている。

### ア 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

本地帯は、離島地域であり、また森林資源を活用した林業地域としての整備も進むが、農業就業人口の減少が著しいことから既農地の合理的活用を進める必要がある。

農業生産面においては、水稻、施設園芸作物（アスパラガス、ミニトマト等）、そば、肉用牛等の振興を図る。

本地帯は、森林が多く、平坦地が少なく、農業生産性が低い農地が多い。土地利用については、平坦部に水田、中山間地域に階段状の水田が広がっている。

地域の伝統的作物である対州そばの振興、水稻の生産性の向上を図る上で、限られた農地を合理的に活用する。また、荒廃農地及び豊富な林地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

表 4-2 農業地帯

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
対馬農業地帯	対馬地域 (対馬市)	都市計画法に基づく用途地域及び自然公園法に基づく国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 42,013ha (農用地面積 2,069ha)

### イ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

農地は急傾斜地、かつ小規模な団地に分散しており、農道整備等、基盤整備を推進する。また、水田については、肉用牛、島内自給野菜の振興のため飼料作物、畑作物の導入が可能な水田の汎用化を推進するため、用排水路の整備、ほ場整備、農道等の整備を推進する。

### ウ 農用地等の保全に関する事項

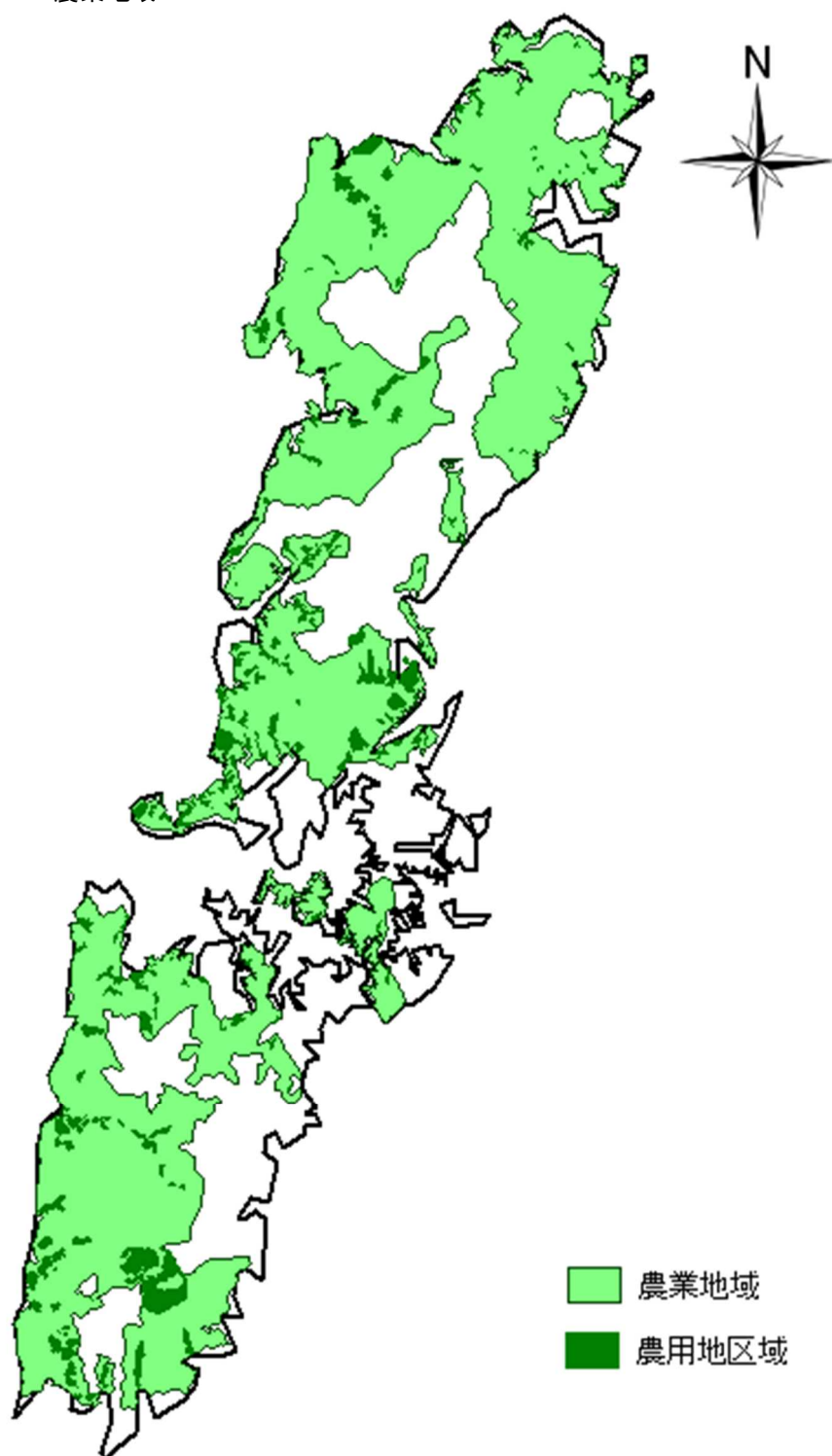
#### (ア) 傾斜地対策

土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を推進する。

#### (イ) 海岸保全対策

本地帯は、離島であるため海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の侵食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

图 4-3 農業地域



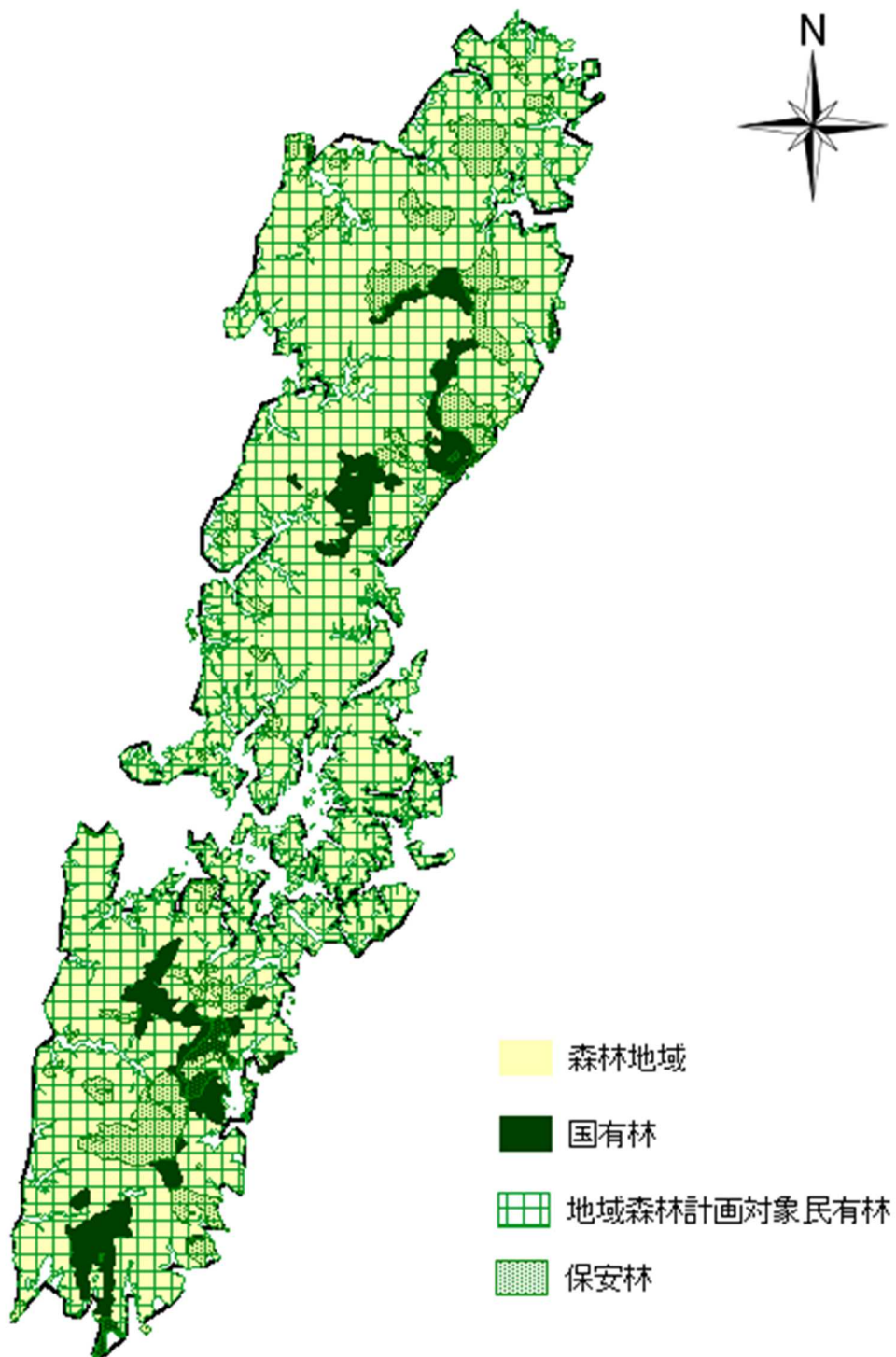


### (3) 森林地域

本市では「森林法」による地域森林計画対象民有林、国が所有する国有林、保安林の区別がされており、これらを森林地域として定めている。

また、保安林は、水源のかん養及び土砂流出・土砂崩壊防備などの市土保全、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るものとし、他用途への転用は行なわないものとしている。

図 4-4 森林地域



## (4) 自然公園等の指定

自然公園は、自然公園法（1957年制定）により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として指定されている。

また、自然公園は国立公園、国定公園、県立自然公園の総称であり、それぞれ国や県を代表するすばらしい自然風景として指定されている。

対馬においては、壱岐対馬国定公園が指定されており、豊かな自然環境を有していることを示しており、たくさんの生きものが住み、生きもの同士が関わりあいながら生きている。

これらの自然風景や生きものなどを守り、持続可能に利用していくために、自然公園においては一定の行為が規制されている。

さらに、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により、優れた自然地（天然林、特異な地形地質、特異な自然現象が生じている地域）、野生動物の生息地等の保全を目的とする長崎県自然環境保全地域が指定されており、これらの自然環境を将来に渡って継承するために、一定の行為が規制されている。

### ア 国定公園

本市の一部は、壱岐対馬国定公園（昭和43年7月22日）に指定されている。

壱岐対馬国定公園は、対馬海峡に浮かぶ壱岐と対馬の両島からなる地域で、複雑に海岸線が入り組むリアス式海岸の典型である浅茅湾をはじめとして各所に見られる海蝕崖などの変化に富んだ海岸景観や、大陸に関係が深い動植物、長い歴史によって培われた豊富な人文景観が特徴で、約12,000ha（海域公園地区含む）が対象区域となっている。

また、本国定公園の一部は特別地域、特別保護地区に指定されていることに加え、優れた海域景観を維持するために、本市内の2カ所、19.9ha（対馬浅茅湾9.5ha、対馬神崎10.4ha）が海域公園地区に指定されている。

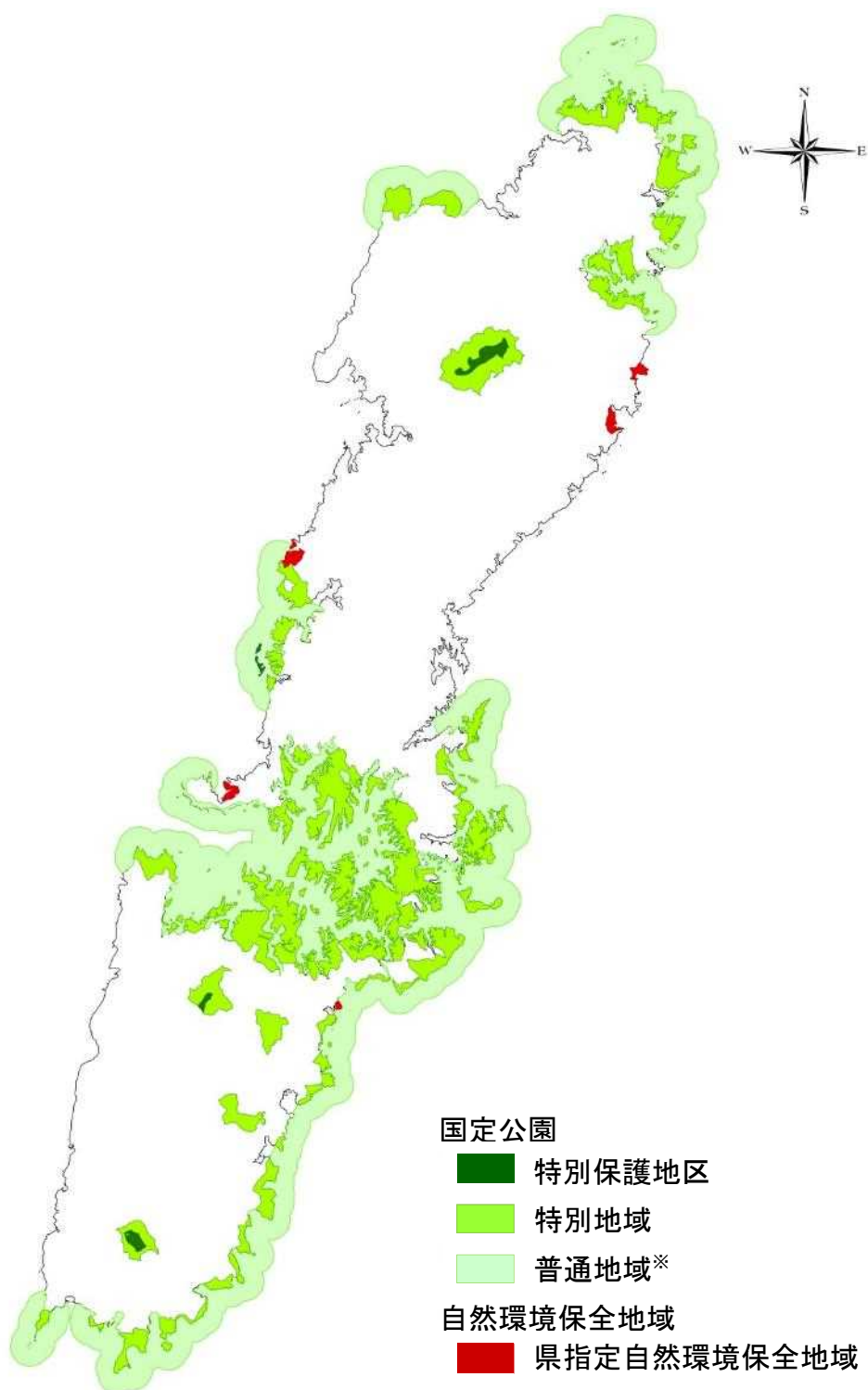
### イ 長崎県自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然公園とは別に、自然環境保全法及び都道府県条例によって指定された地域であり、優れた自然地（天然林、特異な地形地質、特異な自然現象が生じている地域）及び野生動物の生息地等の保全を目的として指定されている。

対馬においては、茂木海岸県自然環境保全地域、合歓ノ木県自然環境保全地域、青海海岸県自然環境保全地域、妙見県自然環境保全地域、子ソ崎県自然環境保全地域の5カ所が指定されている。



図 4-5 国定公園・自然環境保全地域



※普通地域着色部分には、一部、海域公園地区【対馬浅茅湾(馬靶島周辺 9.5ha)、対馬神埼(神崎周辺 10.4ha)】を含んでいる。

## 5 人文歴史環境

### (1) 歴史

#### ■ 古代

対馬は、古くから大陸との交流があり、歴史的には朝鮮半島と倭国・倭人・ヤマトをむすぶ交通の要衝であった。

『古事記』には、最初に生まれた「大八洲」の1つとして「津島」と記されており、『日本書紀』の国産み神話のなかでは「対馬洲」「対馬島」と書かれている。

また、『魏志倭人伝』では、「対馬国」は倭の一国として登場する。

このなかで、当時の対馬は、山が険しい絶島で、千余戸の住家は海産物を採集して自活し、船による南北の交易によって生活していたと記されている。

『日本書紀』には、対馬北端の和珥津（上対馬町鰐浦）から出航した神功皇后率いる大軍が新羅を攻め、服属させたうえ、屯倉を設置したという記述がある。また、皇后が三韓征伐の帰途、旗八流を納めたとされるのが八幡本宮（海神神社）であり、国幣中社に列せられた由緒ある神社である。



海神神社

大化改新ののち律令制が施行されると、対馬は西海道に属する令制国、すなわち対馬国として現在の厳原に国府が置かれ、大宰府の管轄下に入った。

推古天皇における600年（推古8年）と607年（推古15年）の遣隋使も、また630年（舒明2年）の犬上御田歟よりはじまる初期の遣唐使もすべて航海は壱岐と対馬を港地としている。

#### ■ 防人

朝鮮の白村江はくすきのえの戦い（663年）以後、唐・新羅の侵攻に備え、対馬には防人が置かれ、烽火が8カ所に設置された。667年（天智6年）には浅茅湾南岸に金田城を築いて国境要塞とし、674年（天武3年、白鳳2年）には厳原が正式な国府となった。

対馬国には伊奈、久須など5郷からなる上県郡と豆殿、雞知など5郷からなる下県郡が置かれ、国分寺が建立されている。

防人は、3年交代で東国から派遣された兵士によって構成されていたが、後に筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・豊前国・豊後国・日向国の7か国の兵をもってこれに代えることとした。



金田城跡

「対馬の嶺は下雲あらなう神の嶺にたなびく雲を見つつ偲はも」万葉集に納めら

れた防人の歌である。

## ■ 中世

12世紀には、のちの宗氏の始祖となる惟宗氏が対馬に入部している。

1274年（文永11年）1度目の元寇となる文永の役では宗一族が応戦した。

1281年（弘安4年）2度目の元寇となる弘安の役においても残虐行為は再び繰り返された。

万松院は、対馬藩主宗氏の菩提寺であり、歴代藩主の墓所は、国の史跡に指定され、境内の大スギは、県指定天然記念物に指定されている。

元寇の役が終ると、倭寇の活動が激しくなり、対馬は倭寇の拠点の1つとなった。

倭寇による朝鮮半島・中国大陸で略奪に対抗し、対馬を襲撃した応永の外寇（1419年）など争いの時代を経て、李氏朝鮮国は、対馬の有力者に貿易の権限を与えられると、朝鮮と往来が盛んになった。

秀吉の朝鮮出兵（文禄・慶長の役）では、出兵に先立つ1591年（天正19年）、厳原には古代の金石城の背後に清水山城が、上対馬の大浦には撃方山城が築かれて中継基地となった。

1600年の関ヶ原の戦いを経て、江戸時代を通じて宗氏が対馬府中藩（通称対馬藩）の藩主を務め、城下町は対馬府中（厳原）につくられた。

また、徳川幕府は、対馬藩をなかだちとして、国交が途絶えていた朝鮮国との国交を回復し、1607年に朝鮮国王より朝鮮通信使が派遣された。朝鮮通信使は、以後徳川将軍の代替わりの度に派遣され、1811年までの200年の間に12回来日した。

対馬藩は、釜山で使節団を迎え、対馬を経由して江戸までの往来の警護を行った。

1663年（寛文3年）には、対馬藩により5基の船着き場が造成されており、現在「お船江跡」という遺構として当時のつくりのまま保存されている。

江戸時代後期の1861年（万延2年）には、ロシアの軍艦ポサドニック号が浅茅湾に投錨し、対抗したイギリス軍艦も測量を名目に同じく吹崎沖に停泊して一時占拠するロシア軍艦対馬占領事件が起こった。芋崎には、現在もロシア人の掘った井戸が残っている。



お船江跡

## ■ 近代

明治に入り、ロシアやイギリスをはじめとする列強の対馬接近に脅威を感じた日本政府は、国境最前線であった対馬島の要塞化を図られ、美津島町の竹敷に海軍要港部が置かれた。温江・大平・芋崎・大石浦の4砲台が完成し、日清戦争を迎えた。



芋崎砲台

1901年(明治34年)には日露戦争におけるロシアのバルチック艦隊との日本海海戦に備え、万関瀬戸が開削された。

この海戦で負傷し、漂着した多くのロシア兵に対し、上対馬町殿崎・茂木・琴等の住民は、宿と食料を与えるなど手厚く看護し、もてなしたと伝えられ、日露友好の丘には、「日本海海戦記念碑」と「平和と友好の碑」が置かれている。



万関瀬戸

また、浅茅湾を防衛するため、郷山・檜岳・多功崎・廻の各砲台の建設に着手したが、廻砲台の工事はのちに中止となった。

日清・日露戦争時から第二次大戦中にかけて、対馬の要塞はほとんど活躍することなく終戦を迎え、戦後の武装解除により破壊された。

1909年(明治42年)、伊藤博文が朝鮮人青年・安重根によって暗殺され、1910年(明治43年)朝鮮半島の併合が行われ、1945年(昭和20年)の終戦まで、朝鮮半島は日本の統治下に置かれた。

第二次大戦が終結した1945年(昭和20年)10月14日、釜山～対馬～博多経路の旅客船・珠丸が触雷・沈没し、朝鮮半島・大陸からの引揚者・復員軍人等の多くが犠牲となる事故があり、厳原港新国際ターミナル裏手に珠丸犠牲者の慰霊塔が建立されている。

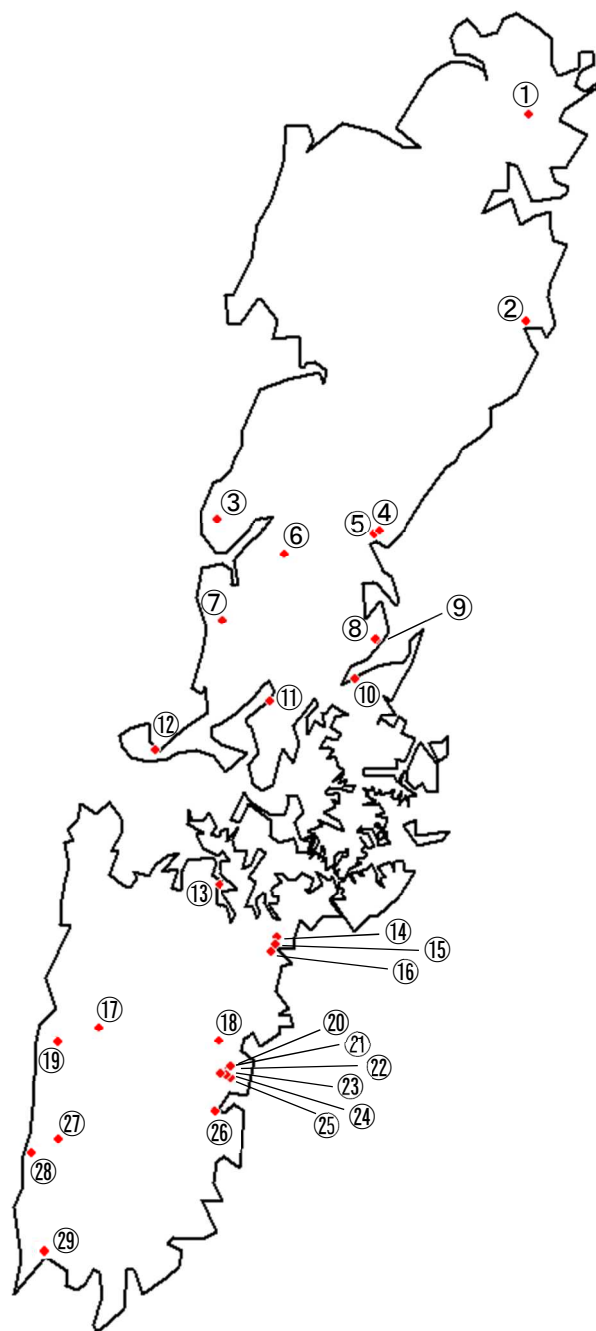


## (2) 文化財

市内には、建造物など国・県・市の指定を受けた文化財が数多く保存されており、市民や観光客にとって本市の自然・歴史などの特徴を知る貴重な資料となっている。

これらを保全するため「対馬市環境基本条例」(平成23年12月22日条例第40号)における環境の保全及び創造に関する基本的施策に定める考え方を旨とし、社叢や文化財に指定されている樹木は、県指定文化財等に指定されている。

図5-1 県指定文化財



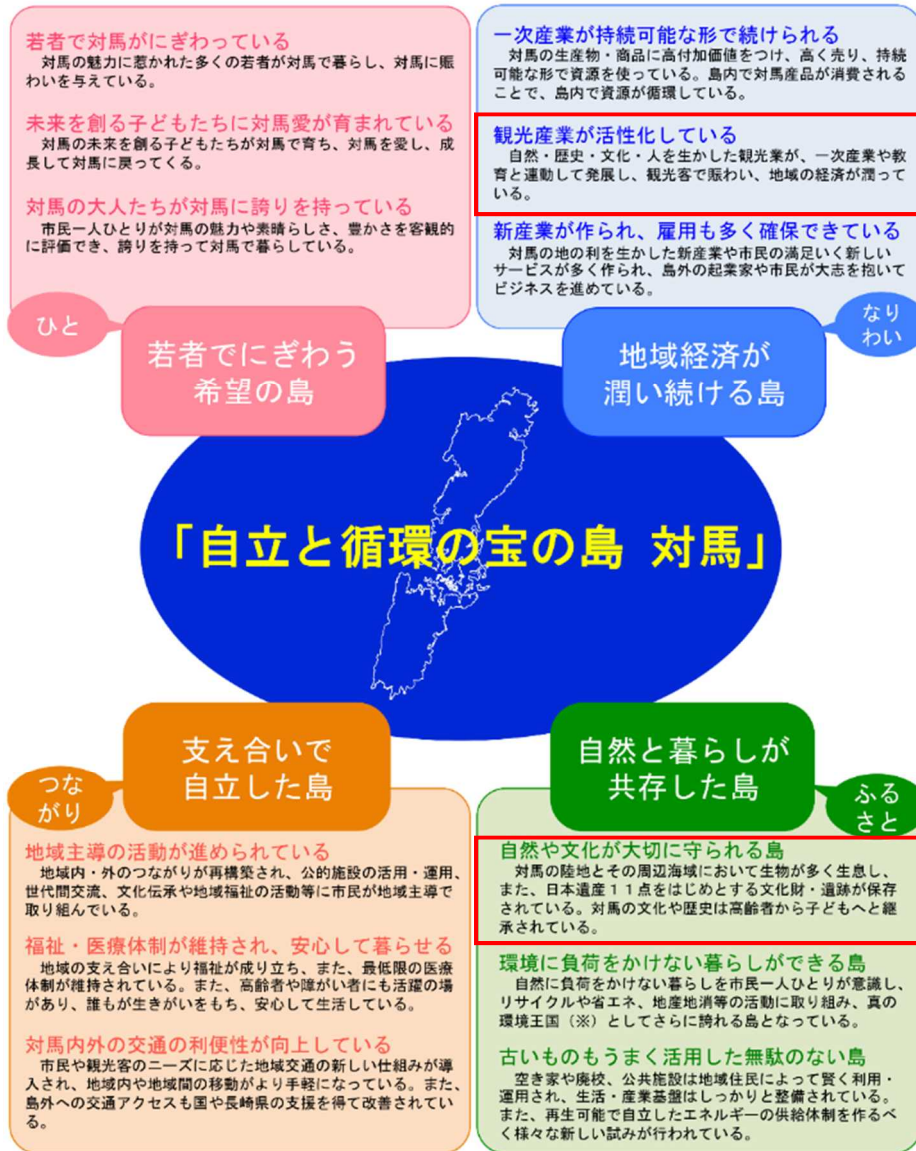
- ① キタタキはく製標本
- ② 対馬琴のイチョウ
- ③ 対馬海神社の社叢
- ④ 対馬円通寺宗家墓地
- ⑤ 円通寺梵鐘
- ⑥ 普光寺銅造如来形坐像
- ⑦ 観音寺の観世菩薩坐像
- ⑧ 六御前神社のイチョウ
- ⑨ 千尋藻の漣痕
- ⑩ 豊玉の猪垣
- ⑪ 豊玉の和多都美神社社叢
- ⑫ 対馬唐洲の大ソテツ
- ⑬ 大吉戸神社の広鋒青銅矛
- ⑭ かがり松鼻遺跡出土遺物一括
- ⑮ 出居塚古墳
- ⑯ サイノヤマ古墳
- ⑰ 法清寺の銅造菩薩立像
- ⑱ 阿須川のアキマドボタル生息地
- ⑲ 椎根の石屋根倉庫
- ⑳ 太平寺梵鐘
- ㉑ 旧日新館門
- ㉒ 東泉寺の五部大乘経
- ㉓ 万松院の大スギ
- ㉔ 醴泉院の涅槃図
- ㉕ 今屋敷の防火壁
- ㉖ 対馬藩お船江跡
- ㉗ 福泉寺金銅如来立像
- ㉘ 大興寺の銅造如来形坐像(本尊他2軀)
- ㉙ 豆殿寺門「櫻ぼの」遺跡

## 6 関連計画の整理

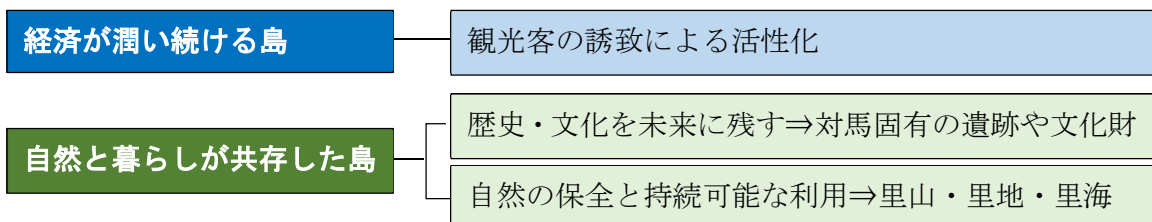
### (1) 対馬市総合計画

対馬市第2次総合計画では、市民の声をもとに、ひと、なりわい、つながり、ふるさとを結び付け、あるべき姿を表現している。

図 6-1 対馬のあるべき姿 2025（第2次総合計画より）



#### 【景観形成に関連する将来像・課題・具体的な施策】





## (2) 厳原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域マスタープランでは、次のようにまちづくり方針が掲げられている。

### 1. 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

厳原都市計画区域は、国境の島である対馬地域の南東部に位置し、今後の対馬の発展を牽引する中心的な役割を持った都市計画区域である。

本都市計画区域の属する対馬地域は、古くから朝鮮半島との交流の中心として栄えてきた地域であり、**壱岐対馬国定公園の美しい自然環境や対馬固有種が生息する生態系、離島であるという地理的条件から生み出された独特の歴史的文化資源を有した地域**である。

ここで「**大陸との交流による歴史的、地理的な特性を活かした、魅力あるまちづくり**」を対馬地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、**海と山が織りなす美しい自然景観に恵まれ、石垣と武家屋敷が織りなす風情ある街なみを有している**が、中心市街地の商店街においては、活力が低下している状況でもある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- 日韓交流の拠点としての連携・交流を育む、活力と賑わいのある都市づくり
- 都市的な生活利便性の向上と**歴史的な街なみとが調和した都市づくり**
- **豊かな自然や特有の生態系を守り、継承する都市づくり**

#### 2) 地区毎の市街地像

##### a. 厳原町中心市街地

本都市計画区域の中心市街地であり、町役場、国・県の機関などの業務施設や商業施設が集積しており、**石垣や武家屋敷などの風情ある街なみが残されている地区**である。**歴史的街なみを活かした都市基盤施設の整備を促進し、商業・業務・観光の拠点として、利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。**

### 2. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

##### a. 住宅地

風情ある歴史的街なみが残されている中心市街地の住宅地については、都市的利便性の高い住宅地として、また、**現存する石垣などの保全に努め、景観に配慮した住宅地として位置づける。**郊外部の住宅地は、周囲の**豊かな山林などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地**として位置づける。

## ② 土地利用の方針

### a. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域には、壱岐対馬国定公園に指定されている海岸や市街地背後の原生林など、貴重な自然環境が残されていることから、**豊かな自然や生態系の維持、景観の保全を図り**、良好な自然環境の保全に努める。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、**壱岐対馬国定公園の美しい海岸や市街地背後の原生林など、貴重な自然環境を有しており、良好な景観を形成**していることから、これらの積極的な保全に努める。

**都市公園は**、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、**都市の景観に潤いを与え**、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時には、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

### ② 主要な緑地の配置の方針

#### a. 環境保全系統の配置方針

**壱岐対馬国定公園に指定されている山林やリアス式海岸などについては、今後も、自然公園全体の森林や海岸などの美しい自然環境の連続性を維持するため、その保全に努める。**

県指定の天然記念物のアキマドボタル生息地である阿須川については、その環境の保全に努め、自然とのふれあいの場としての水辺空間の形成を図る。

#### b. レクリエーション系統の配置方針

厳原総合公園は、本都市計画区域および周辺の住民がスポーツ・レクリエーションを通じて余暇活動を楽しむことができる、自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

**市街地東側にある漁火公園は、対馬海峡の青い海を望む美しい景観や夜の漁火による幻想的な景観を有しており、住民の憩いの場として位置づける。**

#### c. 景観構成系統の配置方針

**壱岐対馬国定公園に指定されている海岸線と豊かな緑が織りなす良好な自然景観は、本都市計画区域の象徴的な景観であり、その保全に努める。**

#### d. その他

対馬藩主宗家の菩提寺である万松院は、**周囲の叢林（原生林）や大杉と一体となって、歴史的情緒を感じさせる**ものであることから、その保全に努め、観光資源としての活用も図る。**対馬藩お船江跡は、日朝外交史上大きな役割を果たした対馬藩の一つの象徴ともいえる遺跡**であり、当時のまま残された石積の築堤は、歴史的価値が高いものであることから、その保全に努め、観光資源としての活用も図る。

### (3) 環境基本計画

#### 対馬市環境基本計画について

対馬市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、「対馬市環境基本条例」(平成24年4月)に基づき策定されたものである。

本計画では、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」及び「歴史文化」、「**景観**」、さらには教育やコミュニティなどの環境を支える「ひと」も対象としている。

計画書では、「**森**」、「**川**」、「**里**」、「**海**」、「**まち**」、「**ひと**」のテーマごとに、2025年に実現したい対馬の姿を架空の人物へのインタビュー形式でまとめており、インタビューにある各分野の姿の実現に向けて、対馬が抱える環境問題を解決し、豊かな環境を次世代へ引き継いでいくための取り組みやその方向性をまとめている。



#### 「森」に関する施策

##### 施策 1-1 持続可能な森林管理の推進

施策 1-2 対馬産木材の利用の促進

施策 1-3 木質バイオマスエネルギーの利用の促進

施策 1-4 森林の二酸化炭素吸収機能等の活用

施策 1-5 シカ・イノシシ等の鳥獣被害対策と活用

#### 「川」に関する施策

施策 2-1 合併処理浄化槽等の普及の促進

##### 施策 2-2 河川の水質浄化活動の推進

#### 「里」に関する施策

施策 3-1 環境保全型農業の推進

施策 3-2 対馬産農産物の利用促進

##### 施策 3-3 希少な動植物の生息・生育環境の保全

(3) ヒトツバタゴ保護ワイヤーメッシュ柵設置事業

(4) 生物多様性保全事業

施策 3-4 都市住民等との交流、U・I ターン促進

#### 「海」に関する施策

施策 4-1 海洋保護区の設定の促進

施策 4-2 多様な主体の連携による海の生態系保全

施策 4-3 海外連携による漂着ごみ・漂流ごみの発生抑制

### 「まち」に関する施策

施策 5-1 自然エネルギー利用、省エネルギーの促進

施策 5-2 環境配慮型車両の導入の促進

施策 5-3 環境・社会課題に即した交通システムの構築

**施策 5-4 文化財・景観・まちなみ等の保全・活用**

**(1) 文化財・景観写真コンテスト**

**(2) 指定史跡整備事**

施策 5-5 大気汚染・悪臭・騒音等の対策推進

### 「ひと」に関する施策

施策 6-1 ごみに関する決まりの遵守とリサイクル等によるごみの減量

施策 6-2 子どもが自然の中で遊べる環境の整備

施策 6-3 環境教育、歴史文化教育の推進

施策 6-4 NPO・事業者等の環境保全活動の推進

施策 6-5 環境レポート等による環境の現状把握・発信

施策 6-6 都市部の企業等との交流促進

## (4) 対馬市<sup>もり</sup>森林づくり基本計画

### 計画の趣旨

本市の森林は、対馬の象徴でもあるツシマヤマネコ等、大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間として貴重であり、他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林等の豊かな植生から成り立っている。

それらの生息環境を保全し生物多様性を維持することは、対馬市民の責務であり、島の宝を守ることでもある。

「環境王国、対馬」にとって、森林を再生し、森・川・里・海の連環を踏まえて環境改善に努めることは喫緊の課題である。

「対馬市森林づくり条例」の前文より抜粋

**方向性 1** 持続的に木材の利用ができるように、年間の森林伐採量が、森林の年間生長量を上回らないように努めます。

**方向性 2** 各発達段階の林分がモザイク状に均等に配置されるように努めます。

**方向性 3** 各流域における老齢林（天然林・天然生林）、溪畔林の保全とゲンカイツツジやヤマザクラ等の人々に癒しをもたらす植物の面的な保全を推進します。

### 森林環境の保全

1) ツシマヤマネコや有用または癒しをもたらす**樹林等の多様な生態系に配慮した森林空間づくり**

- ツシマヤマネコの森林づくり事業

ツシマヤマネコの生息環境改善のため、**モデル地域を選定し、間伐の促進、広葉樹の植栽**、継続したモニタリング調査等を実施する。

2) 森・川・里・海が一体となった環境改善事業

- **対馬市森・川・里・海環境改善事業**

森の恵みが川・里を通じ、海に流れ海環境が改善されることの実証実験を行う。

## (5) 対馬市過疎地域自立促進計画

対馬市過疎地域自立促進計画では、景観形成に関連する事項として、産業の振興のなかで、観光・レクリエーションについて、次のように記述している。

### 現況と問題点

本市の観光は、**邪馬台国の古代より大陸と日本の接点として受け継がれてきた歴史的・文化的資源と風光明媚な自然景観から成り立っている。**

歴史的な資源として主なものは、**武家屋敷、日本三大墓地の一つといわれ、対馬藩主宗家菩提寺である万松院、1,300年以上前に築かれた金田城**などである。

自然景勝地の中でも雄大なものとしては、対馬中央部に位置する**浅茅湾**が挙げられる。**リアス式海岸特有の湾曲に富んだ入江と大小無数の島**からなり、**上見坂公園、烏帽子岳展望所からの眺望は圧巻**である。

また、本市は、厳原港から博多までの海路 138km に対して比田勝港から釜山までは 49.5km の位置にあり、**視界が良好であれば韓国を見る**ことができ、それを楽しみに来島する観光客も多い。



### 対 策

受入体制や情報発信、誘客促進の取り組みをリニューアルするための検証を行い、その内容に基づいた新たな事業展開を図っていく。

- 都市圏において、**本市の認知度を高めるための観光の PR**を行い、知名度向上を図る。また、地域資源を生かした商品開発等を検証し、雇用の創出を含めた地域の元気創出を図っていく。
- 未活用の観光資源や既存のレクリエーション施設等を有効活用し、観光商品化及び島外からのスポーツ交流の促進を図る。**自然公園を中心にした健康づくりと観光レクリエーション施設の整備による地域の活性化**を図る。
- **グリーン・ブルーツーリズム**協会の組織強化を図り民泊を増やしていくことにより、修学旅行や社員旅行等の団体受入を可能とする仕組みづくりを進める。

また、地域文化の振興等については、次のような対策をあげている。

### 現況と問題点

**多数残る歴史的街なみ・建物、自然景観等、地域の特性を生かしたまちの優れた景観の保全及び創造のため、地域住民と協働しながら、美しいまちづくりに取り組んでいく必要がある。**



### 対 策

- 日本遺産の構成文化財をはじめ、市内各地にある**歴史的文化遺産の顕在化により、ふるさとの文化財としての保存・修復・活用**を図る。
- **歴史ある城下町としての街並みの景観整備、石堀・石垣の保存整備**を図る。



## 7 アンケート調査の整理

### (1) 市民アンケート調査の結果

#### ア 目的

本アンケート調査は、市の景観づくり指針となる「対馬市景観基本計画」の策定に当たり、市民の景観に対する意識や意向を把握し、「対馬市の景観づくり」に反映させることを目的に実施した。

#### イ 調査方法

本市在住の方の中から無作為に 3,000 人を抽出し、郵送による配布・回収によりアンケート調査を実施した。

#### ウ 調査期間

平成 28 年 11 月 21 日～12 月 5 日

#### エ 回収率等

表 7-1 アンケート配布回収数

配布数	回収数	回収率
3,000票	899票	30.0%

#### オ 留意事項

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で示している。
- 図表中の構成比(百分率)は、回答者総数(限定設問では該当者総数)を 100%として算出している。構成比は小数第 2 位で四捨五入しているため、構成比合計が 100%にならない場合がある。
- 設問には単数回答(回答は 1 つ)と複数回答(回答は複数)がある。複数回答の設問では構成比合計が 100%を超える場合がある。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中では省略した表現を用いる場合がある。
- クロス集計表の場合、縦軸の「無回答」は表示していないため、合計と合致しない場合がある。

## (2) 結果の概要

### ア 景観について

#### (ア) 対馬市のまちなみやまちの美しさへの関心

本市内のまちなみやまちの美しさへの関心度を年齢別にみると、70歳以上の関心が最も高く、次いで50歳代、40歳代の順で、30歳代以下の関心はやや薄れる傾向にある。

表 7-2 年齢階層別対馬市のまちなみやまちの美しさへの関心

上段:度数 下段:%	非常に関心がある	少し関心がある	あまり関心はない	全く関心がない	合計	関心度※
20歳代	8 28.6	14 50	6 21.4	0 0	28 100	4.29
30歳代	25 30.9	37 45.7	19 23.5	0 0	81 100	4.20
40歳代	47 34.1	71 51.4	20 14.5	0 0	138 100	5.25
50歳代	63 32.5	106 54.6	22 11.3	3 1.5	194 100	5.26
60歳代	98 34.1	145 50.5	41 14.3	3 1	287 100	5.12
70歳以上	42 33.9	68 54.8	14 11.3	0 0	124 100	5.56
合計	283 33.2	441 51.8	122 14.3	6 0.7	852 100	5.12

※関心度：「非常に関心がある」を+10ポイント、「少し関心がある」を+5ポイント、「あまり関心はない」を-5ポイント、「全く関心がない」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を評価値とした。

#### (イ) 対馬市の景観の印象

本市の景観の印象評価値を年齢別にみると、20歳代の評価最も高くなっているが、30歳代になるとその評価が低くなっている。

表 7-3 年齢階層別対馬市の景観の印象

上段:度数 下段:%	良い	まあ良い	あまり良くない	悪い	合計	評価値※
20歳代	5 17.9	20 71.4	2 7.1	1 3.6	28 100	4.64
30歳代	5 6.2	40 49.4	33 40.7	3 3.7	81 100	0.68
40歳代	27 19.6	69 50	37 26.8	5 3.6	138 100	2.75
50歳代	22 11.5	97 50.5	60 31.3	13 6.8	192 100	1.43
60歳代	33 11.5	166 58	81 28.3	6 2.1	286 100	2.43
70歳以上	19 15.3	70 56.5	31 25	4 3.2	124 100	2.78
合計	111 13.1	462 54.4	244 28.7	32 3.8	849 100	2.21

※評価値：「良い」を+10ポイント、「まあ良い」を+5ポイント、「あまり良くない」を-5ポイント、「悪い」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を評価値とした。

(ウ) 対馬市の景観を守り、つくり、育てるために必要なこと

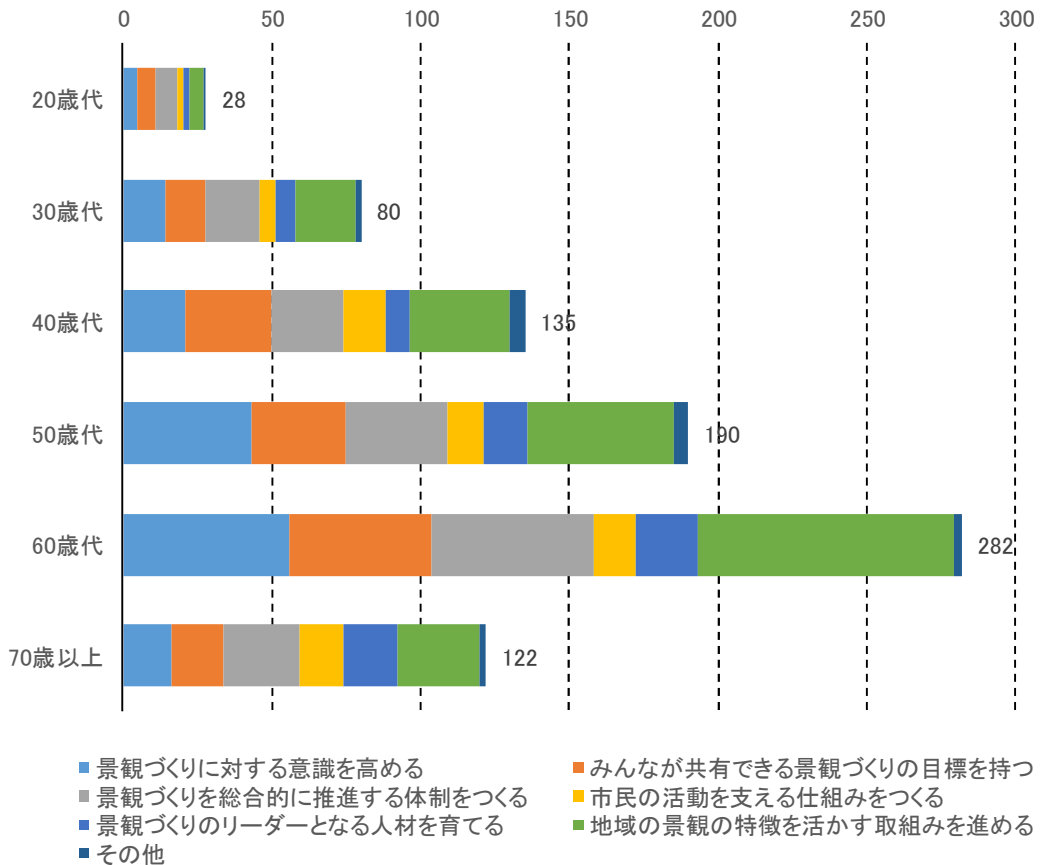
表 7-4、図 7-1 に示すとおり、本市の景観を守り、つくり、育てるために必要なことは、「地域の景観の特徴を活かす取組みを進める」との回答が最も高く 222 件（26.5%）で、年齢別には 30 歳代から 70 歳代までは最も高い。

また、20 歳代では「景観づくりを総合的に推進する体制をつくる」が最も高い。

表 7-4 年齢階層別対馬市の景観を守り、つくり、育てるために必要なこと

上段:度数 下段:%	景観づくり に対する意 識を高める	みんなが共 有できる景 観づくりの 目標を持つ	景観づくり を総合的に 推進する体 制をつくる	市民の活動 を支える仕 組みをつく る	景観づくり のリーダー となる人材 を育てる	地域の景観 の特徴を活 かす取組み を進める	その他	合計
20 歳代	5 17.9	6 21.4	7 25	2 7.1	2 7.1	5 17.9	1 3.6	28 100
30 歳代	14 17.5	14 17.5	18 22.5	5 6.3	7 8.8	20 25	2 2.5	80 100
40 歳代	21 15.6	29 21.5	24 17.8	14 10.4	8 5.9	34 25.2	5 3.7	135 100
50 歳代	43 22.6	32 16.8	34 17.9	12 6.3	15 7.9	49 25.8	5 2.6	190 100
60 歳代	56 19.9	48 17	54 19.1	14 5	21 7.4	86 30.5	3 1.1	282 100
70 歳以上	16 13.1	18 14.8	25 20.5	15 12.3	18 14.8	28 23	2 1.6	122 100
合計	155 18.5	147 17.6	162 19.4	62 7.4	71 8.5	222 26.5	18 2.2	837 100

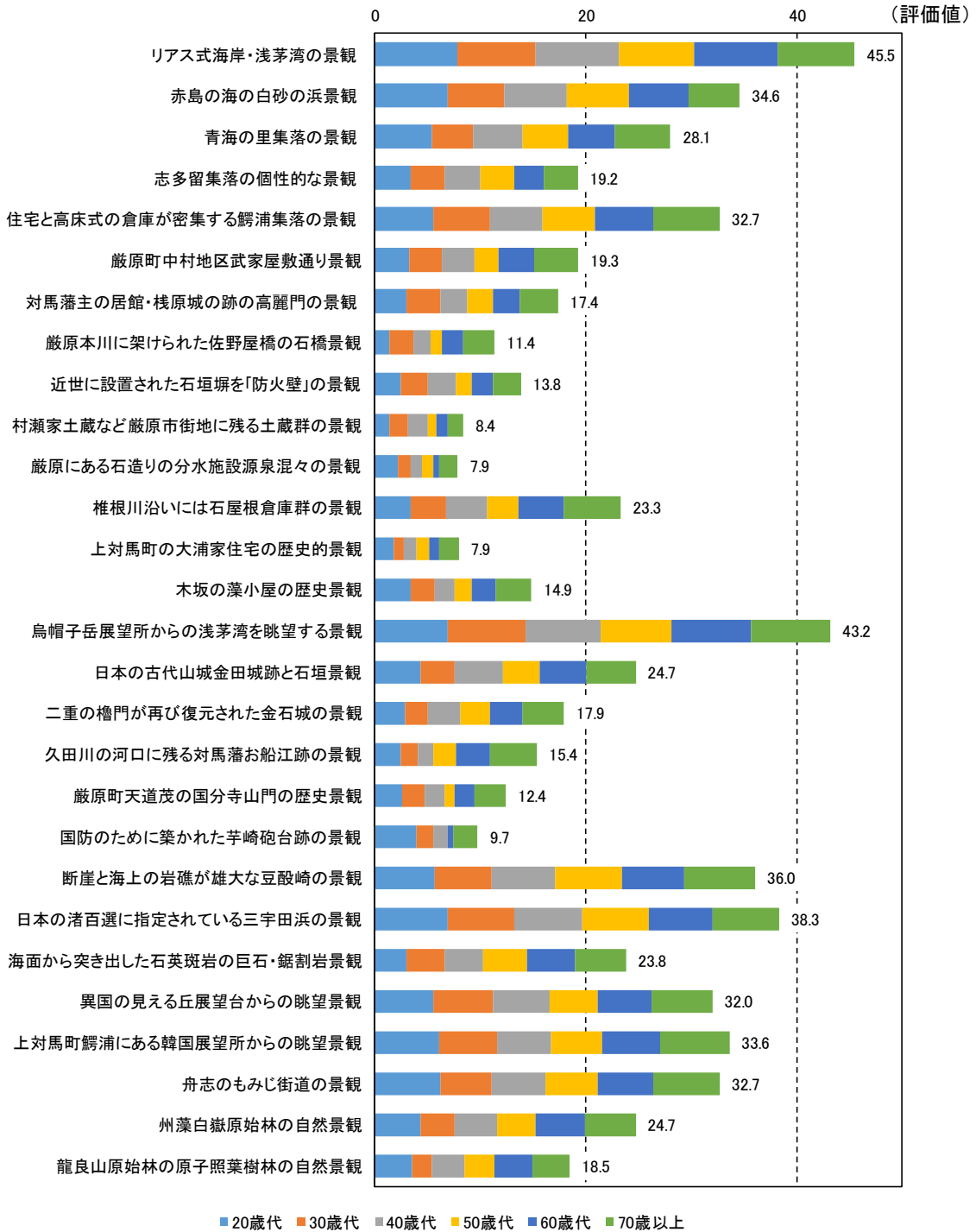
図 7-1 年齢階層別対馬市の景観を守り、つくり、育てるために必要なこと



(工) 個別景観の評価

個別の景観要素に対する評価では、「リアス式海岸・浅茅湾の景観」の評価が高く、次いで「烏帽子岳展望所からの浅茅湾を眺望する景観」、「日本の渚百選に指定されている三宇田浜の景観」、「断崖と海上の岩礁が雄大な豆酩崎の景観」の順で、沿岸の臨海景観の評価が高い。

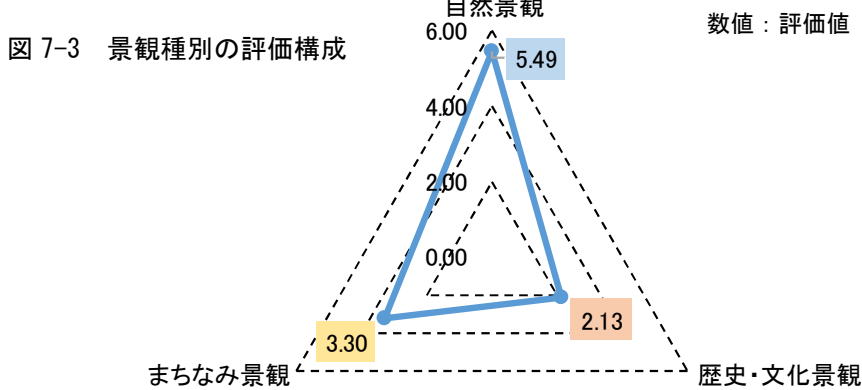
図 7-2 対馬市内の個別景観の評価



※評価値：「良い」を+10ポイント、「まあ良い」を+5ポイント、「あまり良くない」を-5ポイントすべての回答者が「悪い」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値とした。

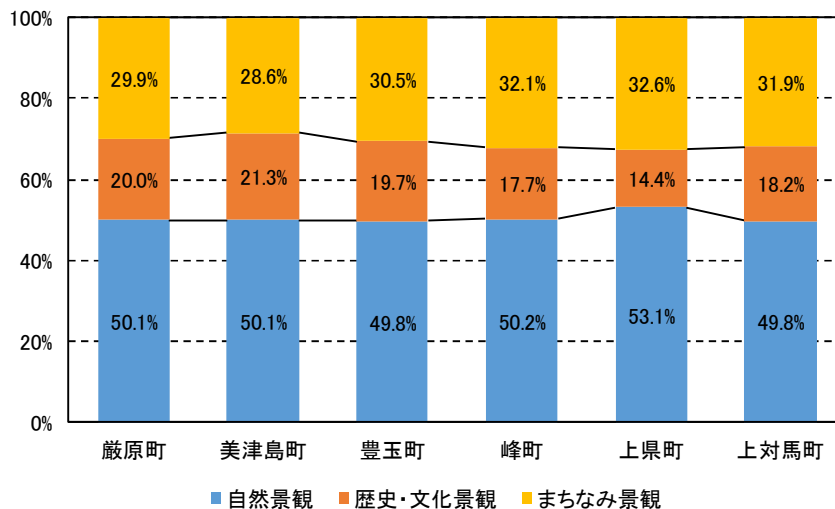
個別の景観要素に対する評価を「自然景観」「歴史景観」「まちなみ景観」の要素に分類し、評価構成をみると自然景観の評価が高い。また、地区別にその傾向をみると、上県町居住者の自然景観の評価が高く、歴史文化景観の評価構成は低い。年齢別には50歳代回答者の自然景観の評価が高く、30歳代から50歳代の歴史・文化景観の評価構成が低い。

### 景観種別による評価構成



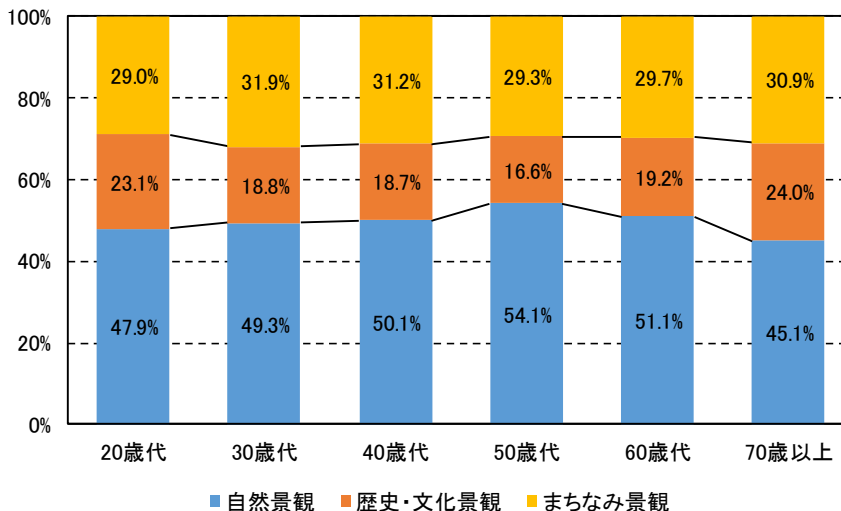
### 地区別個別景観要素の評価値合計の構成比

図 7-4 地域別景観種別の評価値の構成



### 年齢層別景観種別評価構成

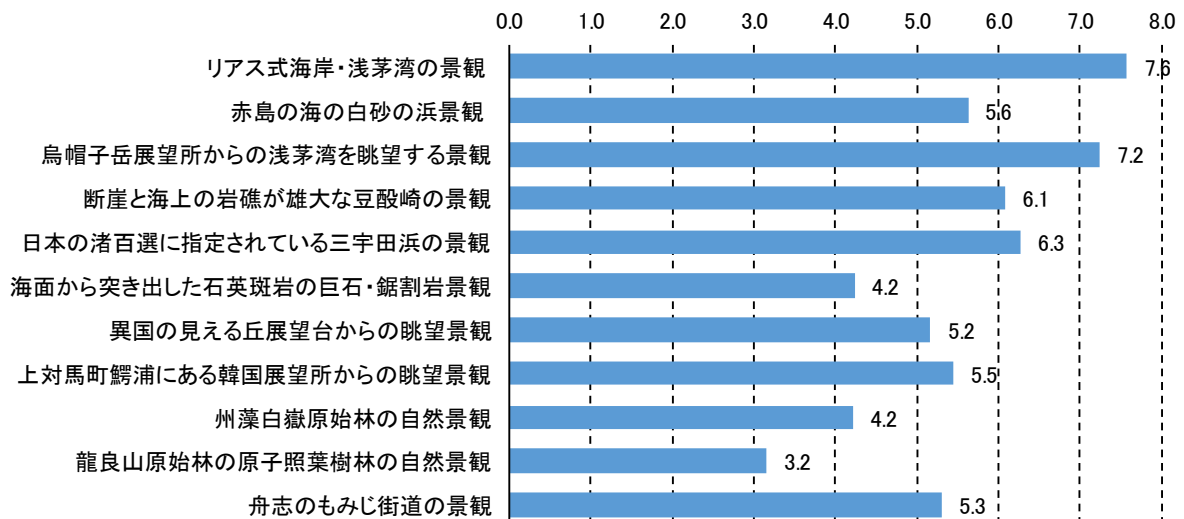
図 7-5 年齢階層別景観種別の評価値の構成



自然景観系のポイントは「リアス式海岸・浅茅湾の景観」、「烏帽子岳展望所からの浅茅湾を眺望する景観」等、海岸景観の評価高く、州藻白嶽原生林や龍良山原生林等の山岳眺望景観の評価は海岸景観に比べて低い。

## 個別景観ポイントの評価（自然景観系）

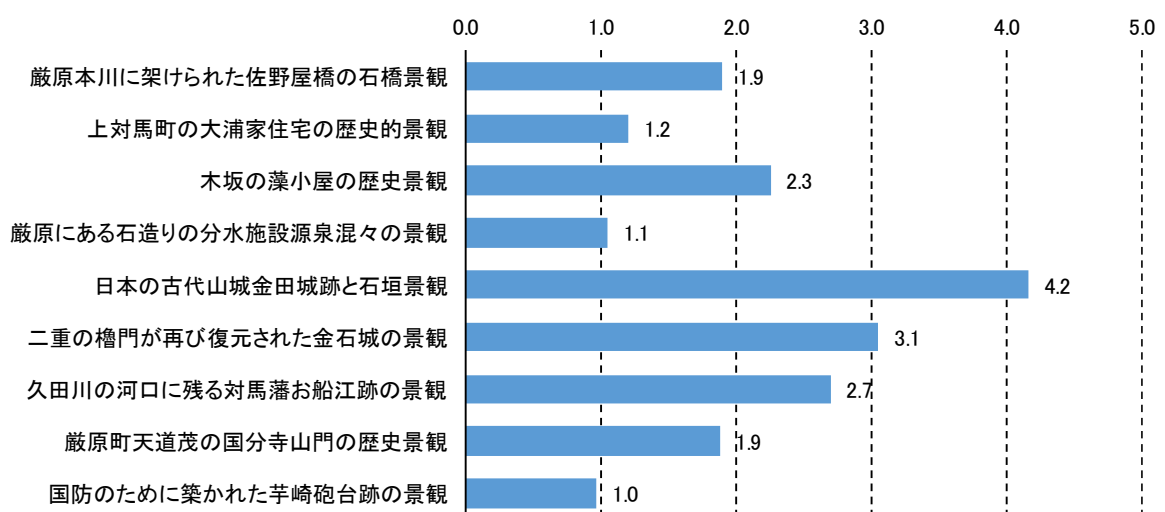
図 7-6 自然景観系景観ポイントの評価値



歴史・文化景観系のポイントは「日本の古代山城金田城跡と石垣景観」が最も高い評価で、「二重の櫓門が再び復元された金石城の景観」、「久田川の河口に残る対馬藩お船江跡」の評価がこれに次いで評価が高い。

## 個別景観ポイントの評価（歴史・文化景観系）

図 7-7 歴史・文化景観系景観ポイントの評価値

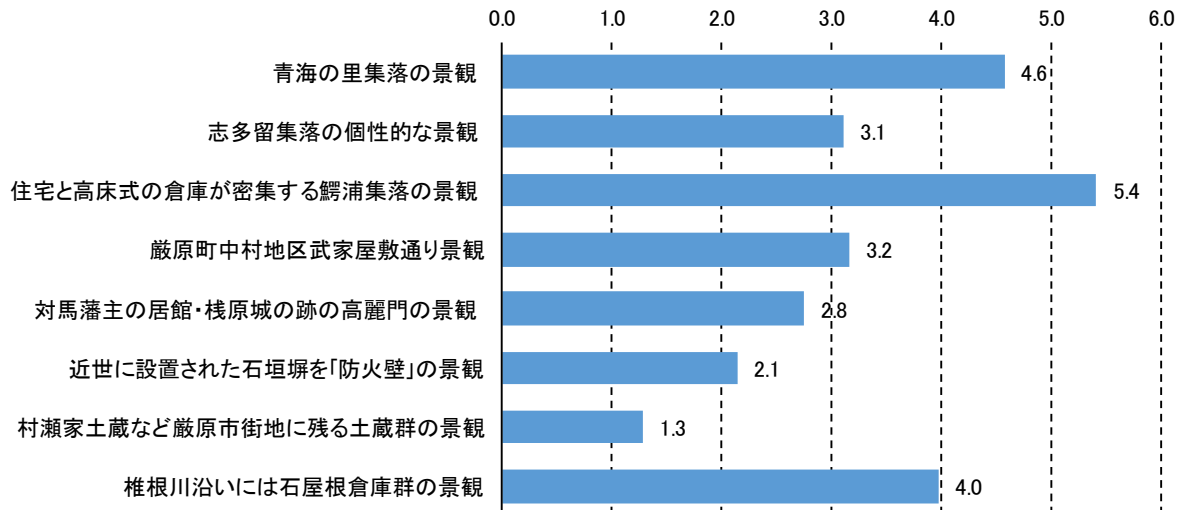




まちなみ景観系のポイントは「住宅と高床式の倉庫が密集する鰐浦集落の景観」の評価が最も高く、次いで「青海の里集落の景観」、「椎根川沿いには石屋根倉庫群の景観」の評価がこれに次いで評価が高い。

### 個別景観ポイントの評価（まちなみ景観系）

図 7-8 まちなみ景観系景観ポイントの評価値



(オ) 景観・環境の整備に力を入れること

景観・環境の整備に力を入れることについては、全市合計の判定値では「歴史的な建物や景観上重要な建物などの保全と活用に力を入れる」が最も高く、次いで「原生林が残り対馬固有の動植物が生息する自然環境保全のため、乱開発などの規制に力を入れる」、「対馬の伝統的住様式の残る集落などを残し、周辺の里山や海岸環境を保全する」の順である。

厳原町、峰町では、「原生林が残り対馬固有の動植物が生息する自然環境保全のため、乱開発などの規制に力を入れる」との判定値が多いほか、峰町では「美しい海岸線など眺望の良い地区は、沿道景観を維持するために、看板サインなどの規制を行う」という回答から判定値が高い。

表 7-5 地域別景観・環境の整備に力を入れることへの判定値

	厳原町	美津島町	豊玉町	峰町	上県町	上対馬町	全市合計
公園・道路・河川・学校・文化施設などの整備にあたっては、対馬の伝統・文化的デザインを取り入れた景観形成に配慮する	4.57	3.98	3.46	5.08	3.46	5.69	4.38
原生林が残り対馬固有の動植物が生息する自然環境保全のため、乱開発などの規制に力を入れる	6.81	5.34	5.55	6.36	5.06	5.60	5.95
対馬市らしい個性的な地区を対象に、重点的に建物の高さ、色彩、材料などの基準をつくり、指導することに力を入れる	3.46	1.86	0.71	0.68	1.65	1.68	2.17
対馬の伝統的住様式の残る集落などを残し、周辺の里山や海岸環境を保全する	6.22	5.19	4.78	5.76	5.06	5.23	5.54
歴史的な建物や景観上重要な建物などの保全と活用に力を入れる	6.76	5.94	5.28	5.86	4.87	5.96	6.05
美しい海岸線など眺望の良い地区は、沿道景観を維持するために、看板サインなどの規制を行う	4.80	4.64	4.18	6.10	3.73	4.45	4.64
市街地では、電線を地下に埋めたり、屋外広告物などを規制したりし、町並み整備に力を入れる	3.66	3.00	1.67	4.07	0.64	2.41	2.87
街路樹による道路の緑化や公共施設の緑化を進めるなど景観・環境整備に力を入れる	4.21	3.63	4.07	4.92	2.37	3.91	3.89
美しい町並みや景観を形成するために市民の協力が必要で、市民に対するPRや市民参画を呼びかける	5.73	5.43	4.56	5.51	4.69	5.05	5.33

判定値は、「是非必要」を+10、「まあ必要」を+5、「あまり必要ない」を-5、「不必要」を-10として、加重平均により算出した値。なお、「不明」を回答票数から減じた値を有効数として試算。

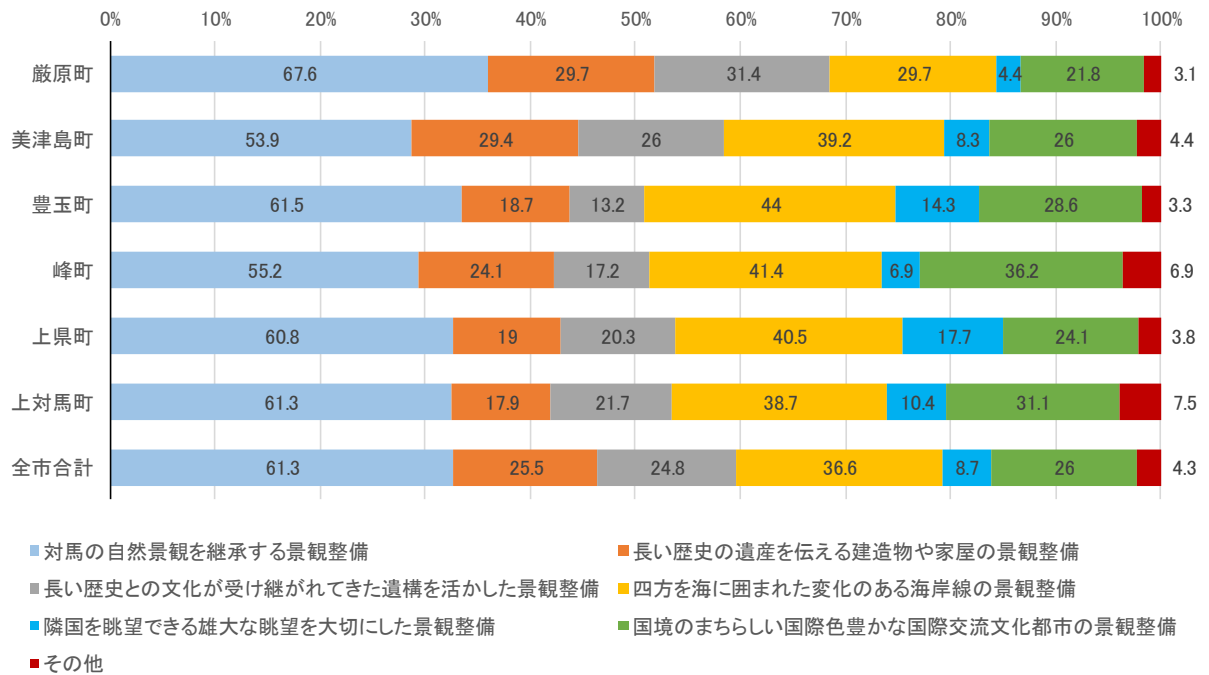
(カ) 景観づくりのイメージ

本市の景観づくりのイメージは、「対馬の自然景観を継承する景観整備」との回答が最も多く、「四方を海に囲まれた変化のある海岸線の景観整備」との回答がこれに次いでいる。

地区別には、厳原町居住者が「長い歴史との文化が受け継がれてきた遺構を活かした景観整備」を選ぶ割合が多い。

また、峰町や上対馬町の居住者は「国境のまちらしい国際色豊かな国際交流文化都市の景観整備」を選択する割合が多い。

図 7-9 地域別の景観づくりのイメージ



## イ 住んでいる地区の景観について

### (ア) 地区の景観について満足度

居住地における景観について、「全体的な景観や環境という点」での満足度については、豊玉町における満足度が最も高く、次いで上対馬町、美津島町の順で、上県町の満足度が最も低い。

「眺望のよさという点」での満足度は、上対馬町が最も高く、次いで豊玉町の順である。

「町並み、家なみの調和という点」での満足度は、「眺望のよさという点」や「緑化などによる、うるおいという点」に比べて満足度が低く、なかでも上県町の評価は最も低い。

「緑化などによる、うるおいという点」では、豊玉町が最も高く、次いで上対馬町がこれに次いで満足度評価が高い。

#### ① 全体的な景観や環境という点

表 7-6 地域別地区景観への満足度 1

上段:度数 下段:%	満足	まあ満足	やや不満	不満	合計	満足度
巖原町	26	166	82	30	304	1.25
	8.6	54.6	27	9.9	100	
美津島町	21	112	56	22	211	1.28
	10	53.1	26.5	10.4	100	
豊玉町	12	49	26	4	91	2.14
	13.2	53.8	28.6	4.4	100	
峰町	8	23	18	8	57	0.44
	14	40.4	31.6	14	100	
上県町	5	35	31	9	80	-0.25
	6.3	43.8	38.8	11.3	100	
上対馬町	12	60	25	13	110	1.50
	10.9	54.5	22.7	11.8	100	
合計	84	445	238	86	853	1.19
	9.8	52.2	27.9	10.1	100	

#### ② 眺望のよさという点

表 7-7 地域別地区景観への満足度 2

上段:度数 下段:%	満足	まあ満足	やや不満	不満	合計	満足度
巖原町	31	145	101	25	302	0.93
	10.3	48	33.4	8.3	100	
美津島町	20	104	66	19	209	0.96
	9.6	49.8	31.6	9.1	100	
豊玉町	13	54	23	2	92	2.88
	14.1	58.7	25	2.2	100	
峰町	5	27	19	5	56	0.71
	8.9	48.2	33.9	8.9	100	
上県町	10	33	29	9	81	0.37
	12.3	40.7	35.8	11.1	100	
上対馬町	23	59	21	7	110	3.18
	20.9	53.6	19.1	6.4	100	
合計	102	422	259	67	850	1.37
	12	49.6	30.5	7.9	100	

③ 町並み、家なみの調和という点

表 7-8 地域別地区景観への満足度 3

上段:度数 下段:%	満足	まあ満足	やや不満	不満	合計	満足度
巖原町	18	136	122	27	303	-0.07
	5.9	44.9	40.3	8.9	100	
美津島町	8	107	73	23	211	0.09
	3.8	50.7	34.6	10.9	100	
豊玉町	7	45	33	7	92	0.65
	7.6	48.9	35.9	7.6	100	
峰町	7	18	28	4	57	-0.35
	12.3	31.6	49.1	7	100	
上県町	6	26	37	11	80	-1.31
	7.5	32.5	46.3	13.8	100	
上対馬町	8	45	41	15	109	-0.46
	7.3	41.3	37.6	13.8	100	
合計	54	377	334	87	852	-0.13
	6.3	44.2	39.2	10.2	100	

④ 緑化などによる、うるおいという点

表 7-9 地域別地区景観への満足度 4

上段:度数 下段:%	満足	まあ満足	やや不満	不満	合計	満足度
巖原町	32	147	97	25	301	1.06
	10.6	48.8	32.2	8.3	100	
美津島町	25	103	64	18	210	1.26
	11.9	49	30.5	8.6	100	
豊玉町	13	52	22	5	92	2.50
	14.1	56.5	23.9	5.4	100	
峰町	9	21	19	7	56	0.54
	16.1	37.5	33.9	12.5	100	
上県町	11	41	23	6	81	1.73
	13.6	50.6	28.4	7.4	100	
上対馬町	15	58	29	6	108	2.18
	13.9	53.7	26.9	5.6	100	
合計	105	422	254	67	848	1.44
	12.4	49.8	30	7.9	100	

満足度は、「是非必要」を+10、「まあ必要」を+5、「あまり必要ない」を-5、「不必要」を-10として、加重平均により算出した値。なお、「不明」を回答票数から減じた値を有効数として試算。

### (イ) 住んでいる地区景観の印象

住んでいる地区景観の印象については、「景観や環境が悪化する恐れがある」との回答が多く、全体の半数近くを占める。地区別には、豊玉町や峰町で「景観や環境が悪化する恐れがある」との回答が多い。

また、美津島町では、「何もしなくても問題はない」との回答が多い。

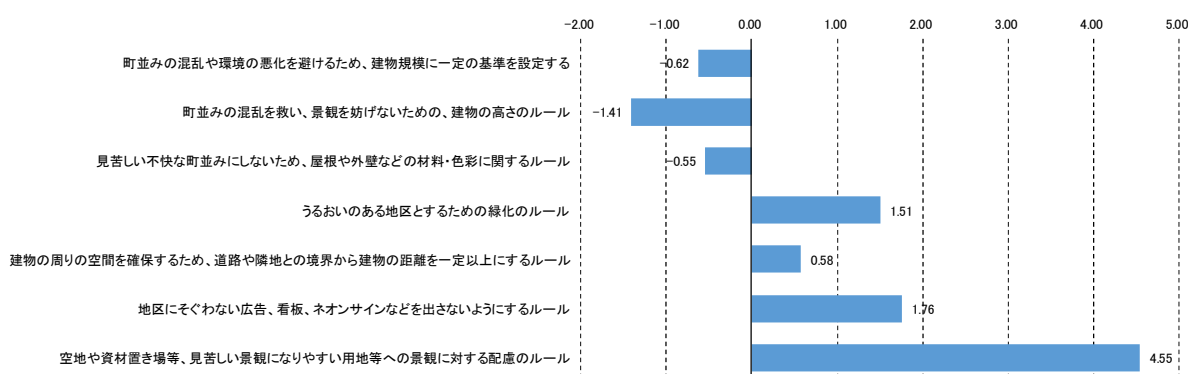
表 7-10 地域別住んでいる地区景観の印象

上段:度数 下段:%	景観や環境について 早急に対策を図るべき	景観や環境が 悪化する恐れがある	何もしなくても 問題はない	その他	合計
巖原町	55	140	80	19	294
	18.7	47.6	27.2	6.5	100
美津島町	40	84	69	10	203
	19.7	41.4	34	4.9	100
豊玉町	11	52	24	1	88
	12.5	59.1	27.3	1.1	100
峰町	7	33	14	3	57
	12.3	57.9	24.6	5.3	100
上県町	14	37	19	10	80
	17.5	46.3	23.8	12.5	100
上対馬町	20	52	29	7	108
	18.5	48.1	26.9	6.5	100
合計	147	398	235	50	830
	17.7	48	28.3	6	100

### (ウ) 景観整備のためのルールづくりについて

景観整備のためのルールづくりについては、「空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール」の必要性の判定値が最も高い。また、「地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール」、「うるおいのある地区とするための緑化のルール」や「建物の周りの空間を確保するため、道路や隣地との境界から建物の距離を一定以上にするルール」が必要であるとの意見が多い。

図 7-10 景観整備のためのルールづくりの必要性判定値



必要性の判定値は、「是非必要」を+10、「まあ必要」を+5、「あまり必要ない」を-5、「不必要」を-10として、加重平均により算出した値。なお、「不明」を回答票数から減じた値を有効数として試算



(工) 市内で最も対馬市らしいと感じる良好な景観

市内で最も本市らしいと感じる良好な景観は、自然景観に関するものをあげた回答が過半数以上である。

自然景観をあげた回答の中で、「茅湾（赤島含む）」や「リアス式海岸」などの海岸景観をあげる回答が多い。

また、歴史・文化系の景観をあげた回答は全体の10.0%、まちなみ・集落景観系をあげた回答は9.8%である。

まちなみ・集落景観系は、「厳原の城下町」に関する回答が多い。

表 7-11 景観種別の意見数

項目	件数	全体(%)
自然景観系の意見	211	51.7%
歴史・文化景観系の意見	41	10.0%
まちなみ・集落景観系の意見	40	9.8%
その他の意見	116	28.4%
回答票数(%ベース)	408	100.0%

表 7-12 自然景観系の意見

海、海岸線などの景観		
浅茅湾(赤島含む)	60件	<ul style="list-style-type: none"> <li>浅茅湾から眺める、海岸線</li> <li>浅茅湾のエメラルドグリーン ほか</li> </ul>
リアス式海岸	26件	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアス式海岸、海が見える(見ながら走れる)沿道</li> <li>リアス式海岸、海が身近にある自然 ほか</li> </ul>
烏帽子岳からの景観	35件	<ul style="list-style-type: none"> <li>烏帽子岳展望所からの浅茅湾を眺望する景観</li> <li>烏帽子岳からの景観、白嶽からの360度展望、リアス式浅茅湾の景観 ほか</li> </ul>
山と海、海岸線	45件	<ul style="list-style-type: none"> <li>海と山に囲まれた、のどかな風景で市街地には、歴史と文化を感じる町並み</li> <li>海岸線、海岸通りの美しさ ほか</li> </ul>
三宇田浜、殿崎	15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>三宇田から殿崎に行く道から眺める景色がすばらしい。</li> <li>殿崎から三宇田浜の道路から見るコバルトブルーの砂浜、鰐浦の展望台又は異国の丘から見る釜山の夜景(国境の島を思わせる) ほか</li> </ul>
豆酸崎	10件	<ul style="list-style-type: none"> <li>豆酸崎燈台の景観</li> <li>豆酸崎からの夕日 ほか</li> </ul>
山岳		
白嶽	9件	<ul style="list-style-type: none"> <li>白嶽山頂からの眺望、御岳等上島のツシマヤマネコが生存している山林</li> <li>白嶽から見る浅茅湾 ほか</li> </ul>
龍良山原生林	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(大切にしてほしい景観)龍良山原生林 ほか</li> </ul>
千俵蒔山からの眺望	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>千俵蒔山からの眺望</li> <li>千俵蒔山からの眺望景観</li> <li>千俵蒔山からの異国が見える時 ほか</li> </ul>
大山岳(浅茅山)の展望	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山岳(浅茅山)の展望はすばらしいので毎年きれいに整備 ほか</li> </ul>
内山峠	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>内山峠と千俵山からの大自然の景観</li> <li>内山峠の展望台からの眺望(春は新緑及び山桜、夏は青い海、秋は紅葉、冬は初日の出)</li> <li>内山峠付近の山並み、安神～豆酸に至る海岸線 ほか</li> </ul>

表 7-13 歴史景観系の意見

城山(金田城址等)	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 古代山城の歴史がそのまま残っている場所 ほか</li> </ul>
万関橋	8件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 万関橋から見える景観はすばらしい</li> <li>• 万関展望台から見た景色“360° パノラマ” ほか</li> </ul>
万松院	9件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 万松院の石壇、武家屋敷等の石垣囲い等の石の建造物</li> <li>• 万松院、あちこちにある防火壁 ほか</li> </ul>
和多都美神社	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豊玉町の和多都美神社と海側の風景 ほか</li> </ul>
石屋根や石垣などの石文化景観	13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 石垣、石塀群(の保存)、伝統的建造物群(石屋根倉庫等)、山城等の遺構</li> <li>• 石垣や武家屋敷群、石屋根群など ほか</li> </ul>

表 7-14 まちなみ・集落景観系の意見

巖原の城下町	30件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中村地区の武家屋敷通り(半井桃水館の通り)</li> <li>• 巖原町中村地区など石垣づくりの統一された場所</li> <li>• 久田のお船江</li> <li>• 集近の山、歴史、有明山(万葉集) ほか</li> </ul>
青海	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 峰の青海からの海</li> <li>• 段々畑 ほか</li> </ul>
鱈浦	7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鱈浦の高床小屋群</li> <li>• 鱈浦ヒトツバタゴ</li> <li>• 鱈浦の韓国展望台 ほか</li> </ul>

表 7-15 その他の意見

沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ルート 24 から見る東側海沿いの景色</li> <li>• 阿連地区(小茂田地区に行く道路)</li> <li>• 阿連地区を抜けて坂をのぼっている時に、右に広がる海の景色</li> <li>• 久田~安神方面に行く道左側に見える景色</li> <li>• 佐讓湊の田園風景とあじさいロード ほか</li> </ul>
その他の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 舟志のみみじ</li> <li>• 品江の峠から見る佐賀の海</li> <li>• 上見坂、上見坂公園、上対馬展望台</li> <li>• 鮎もどし ほか</li> </ul>

(オ) 市内で特に景観を損ねていると思うもの

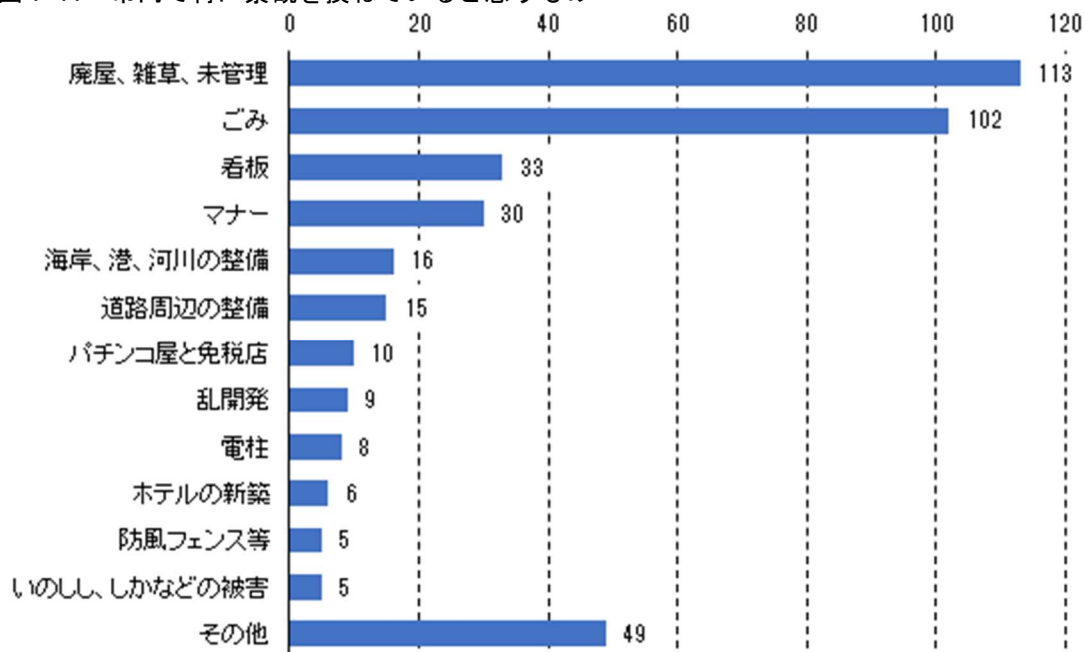
市内で特に景観を損ねていると思うものについては、「廃屋、雑草、未管理」、「ごみ」に関することをあげる答が多く、次いで「看板」、「マナー」をあげる回答が多い。

中でも「看板」、「マナー」については、ハングル文字に関する指摘などを含めた韓国人観光客に関わる指摘がある。

表 7-16 市内で特に景観を損ねていると思うもの

項目	件数	全体(%)
廃屋、雑草、未管理	113	39.2
ごみ	102	35.4
看板	33	11.5
マナー	30	10.4
海岸、港、河川の整備	16	5.6
道路周辺の整備	15	5.2
パチンコ屋と免税店	10	3.5
乱開発	9	3.1
電柱	8	2.8
ホテルの新築	6	2.1
防風フェンス等	5	1.7
いのしし、しかなどの被害	5	1.7
その他	49	17.0
合計	288	100

図 7-11 市内で特に景観を損ねていると思うもの



## ウ 景観法を前提として地区指定等について

### (ア) 住まいの地区の中で最も景観形成に重要だと思う建造物

景観形成に重要だと思う建造物の有無については、総じて「ない」との回答割合が高い。

なお、豊玉町、巖原町で「ある」とする回答が他の地区に比べて高い。

表 7-17 地区別の最も景観形成に重要だと思う建造物の有無

上段:度数 下段:%	ある	ない	合計
巖原町	71	109	180
	39.4	60.6	100
美津島町	27	101	128
	21.1	78.9	100
豊玉町	22	32	54
	40.7	59.3	100
峰町	9	28	37
	24.3	75.7	100
上県町	14	34	48
	29.2	70.8	100
上対馬町	17	51	68
	25	75	100
合計	160	355	515
	31.1	68.9	100

### (イ) 住まいの地区の中で最も景観形成に重要だと思う樹木

景観形成に重要だと思う樹木の有無については、上県町、上対馬町、巖原町で「ある」とする回答が他地区に比べ高いが、総じて「ない」との回答割合が高い。

表 7-18 地区別の最も景観形成に重要だと思う樹木の有無

上段:度数 下段:%	ある	ない	合計
巖原町	57	116	173
	32.9	67.1	100
美津島町	30	96	126
	23.8	76.2	100
豊玉町	12	37	49
	24.5	75.5	100
峰町	11	28	39
	28.2	71.8	100
上県町	18	32	50
	36	64	100
上対馬町	24	43	67
	35.8	64.2	100
合計	152	352	504
	30.2	69.8	100

(ウ) 住まいの地区の中で最も景観形成に重要だと思う公共施設

景観形成に重要だと思う公共施設の有無については、総じて「ない」との回答割合が高いなかで、上対馬町、峰町、美津島町が多い。

また、厳原町、豊玉町では「ある」とする回答が他地区に比べ高い。

表 7-19 地区別の最も景観形成に重要だと思う公共施設の有無

上段:度数 下段:%	ある	ない	合計
厳原町	44	128	172
	25.6	74.4	100
美津島町	23	101	124
	18.5	81.5	100
豊玉町	13	40	53
	24.5	75.5	100
峰町	6	29	35
	17.1	82.9	100
上県町	9	34	43
	20.9	79.1	100
上対馬町	9	55	64
	14.1	85.9	100
合計	104	387	491
	21.2	78.8	100

(エ) 住まいの地区の中で最も景観形成に重要だと思う農用地

景観形成に重要だと思う農用地の有無については、総じて「ない」との回答割合が高い。

表 7-20 地区別の最も景観形成に重要だと思う農用地の有無

上段:度数 下段:%	ある	ない	合計
厳原町	24	138	162
	14.8	85.2	100
美津島町	8	112	120
	6.7	93.3	100
豊玉町	8	41	49
	16.3	83.7	100
峰町	5	31	36
	13.9	86.1	100
上県町	9	36	45
	20	80	100
上対馬町	9	55	64
	14.1	85.9	100
合計	63	413	476
	13.2	86.8	100

# 第3章 景観形成に関する課題と目標

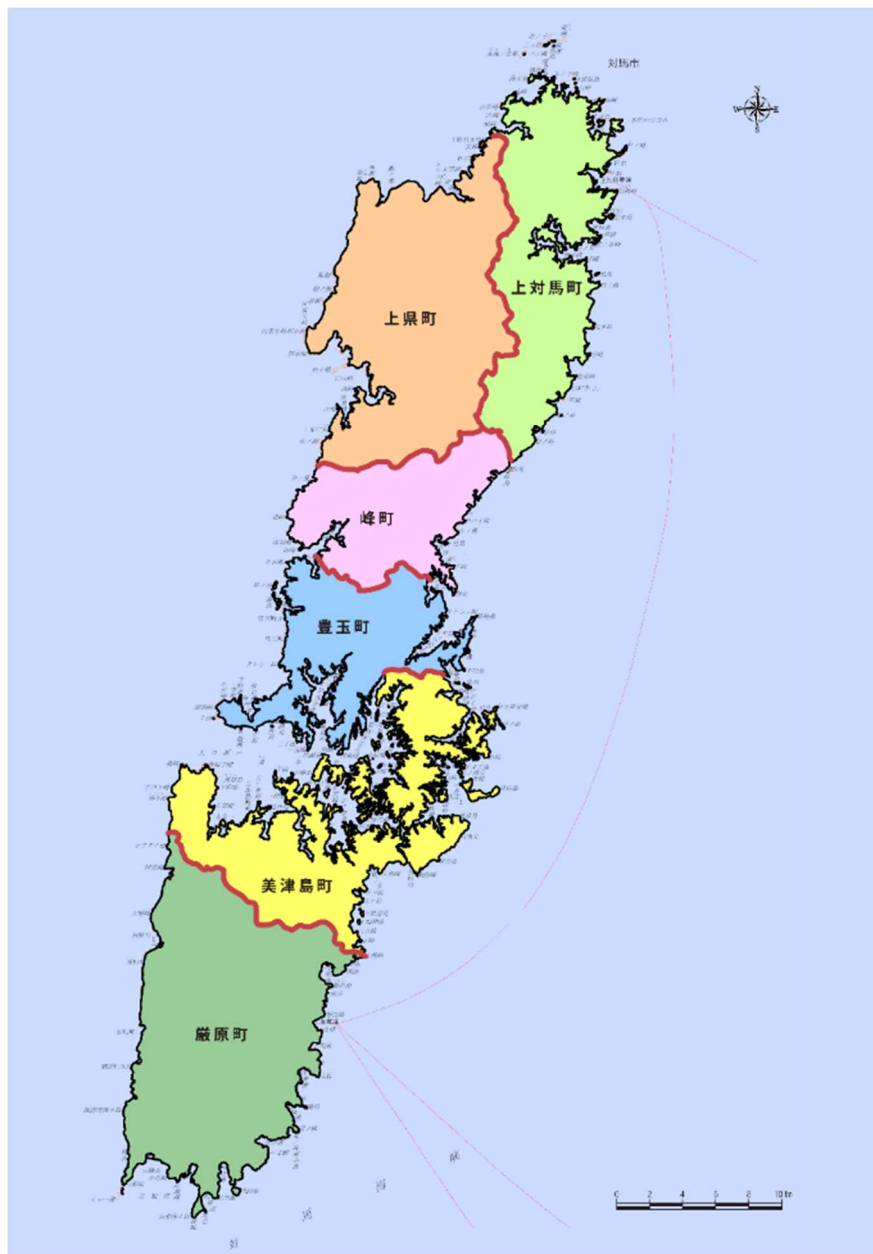
## 1 地区・地域別の課題

### (1) 地区・地域区分

市域全体において、同質の空間的性格を持った地区・地域及び同質の景観上の基礎的な条件を持った地区・地域等に着目し、地区・地域レベルの景観特性を面的に捉えるため、以下の地区・地域に区分する。

区分にあたっては、旧町区分をもとに、市街地を形成する厳原都市計画区域、自然公園法に定められた自然公園地域、農業地域や森林地域など地域の土地利用を踏まえるとともに、本市の歴史資源などを考慮した景観整備の検討地域を厳原町地域、美津島町地域、豊玉町地域、峰町地域、上県町地域、上対馬町地域の6区分とする。

図 8-1 市景観整備の検討地域区分図






## (2) 地域別の景観資源の活用に向けた課題の整理

区分された6地域のそれぞれの概要と景観形成に関する課題を以下に掲げる。

表 8-1 地域の概要と景観形成に関する課題

区分 地域名	現況と課題	
	地域の概要	景観資源活用の課題
厳原町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬の南端に位置する。</li> <li>● 東部から南部はリアス式海岸が発達しているが、西部はほぼ一直線に断崖絶壁の海岸線が続く。</li> <li>● 内陸部は300m～650m級の急峻な山が連なる。</li> <li>● 河川沿いの平坦地は、西部の佐須川流域を除き、大規模なものはほとんど無い。</li> <li>● 厳原地区は本市最大市街地で、府中または府内と呼ばれ、対馬府中藩の城下町としての面影を残す佇まいや歴史的な遺構などが残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 城下町厳原の武家屋敷跡などの景観の保全</li> <li>● 椎根川沿いの石屋根倉庫(椎根・上槻・久根浜・久根田舎など)の歴史資源の保全を考慮した景観形成</li> <li>● 岩礁が連なる豆碓崎ミョー瀬の海上景観</li> </ul>
美津島町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸線の総延長は403.3kmで、合併以前は日本一海岸線が長い町であった。</li> <li>● 白嶽は(519.0m)古来より霊山として崇められた対馬のシンボリック存在で山麓は、大陸系植物と日本系植物が混生する独自の生態系をもつ原生林として、国の天然記念物に指定</li> <li>● 東部に沖島、赤島があり、それぞれは橋で結ばれて、美しい海岸線がみられる。</li> <li>● 浅茅湾内に溺れ谷によるリアス式海岸が形成されている。</li> <li>● 万関瀬戸と大船越瀬戸が浅茅湾と三浦湾をつないでいる。</li> <li>● 運河上には国道382号の万関橋が架かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洲藻白嶽の原生林などの貴重な自然を活かした景観の継承</li> <li>● 複雑なリアス式海岸を呈する浅茅湾の景観管理</li> <li>● 万関橋、万関瀬戸周辺施設及び国道からの景観整備</li> <li>● 玄関口となる対馬空港周辺沿道景観の整備</li> </ul>
豊玉町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市中部に位置する。</li> <li>● 和多都美神社の鳥居など美しい景観を呈している。</li> <li>● 烏帽子岳展望所から眺める浅茅湾の眺望が美しい。</li> </ul>  <p style="text-align: right;">烏帽子岳からの展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 和多都美神社など浅茅湾沿岸道路の景観整備</li> <li>● 観光スポットとなる景観資源周辺の景観阻害要素(観光ごみなど)対策</li> <li>● 景観に配慮した観光案内標識の整備</li> <li>● 烏帽子岳展望所などの眺望点における、樹木等の適切な管理による眺望の確保</li> </ul>

区分		現況と課題	
地域名	地域の概要	景観資源活用の課題	
峰町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市中部に位置する。</li> <li>● 鎌倉時代には佐賀地区に対馬を治める宗氏の館が置かれたとされている。</li> <li>● 青海の里は、谷間に広がる小さな集落で、棚田の景観や石垣と門のある民家が残る。</li> <li>● 青海の里は「埋め墓」、お寺に「拝み墓」という2つの墓があり、近代まで両墓制の習慣を伝える貴重な存在でもある。</li> <li>● 対馬一宮である海神神社の社殿など、古い歴史を垣間見ることのできる景観資源が、豊玉町地域と並んで市内でも多く残る地域である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 青海の里など、伝統的な習慣などを継承する景観の保全</li> <li>● 歴史的資源を保全しつつ後世に伝える景観の保全対策</li> <li>● 遊休農地抑制などによる棚田の里山と海の景観保全</li> <li>● 海沿いの藻小屋景観の保全</li> </ul>	
上県町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬の北部西岸に位置し、対馬海峡西水道に接する。</li> <li>● 異国に見える丘展望台は、壱岐対馬国定公園に指定されている千俵薪山にあり、韓国釜山市まで約50kmの位置にあり、この地から海上に広がる大パノラマは壮大で漁火も美しい。</li> <li>● 対馬野生生物保護センターは独特の生態系が残る対馬の自然環境保護への意識普及啓発活動や希少野生生物の保護を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬海峡を望む眺望景観の維持</li> <li>● 井口浜などの海岸景観の保全</li> <li>● 自然環境の保全</li> </ul>	
上対馬町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬の北部東岸に位置する。</li> <li>● 鱧浦ヒトツバタゴ（別名ナンジャモンジャノキ）自生地が、国の天然記念物としてそれぞれ地域指定されている。</li> <li>● 三字田浜は、日本の渚百選に指定され、美しい海岸線が形成されている。</li> </ul>  <p style="text-align: right;">三字田浜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 殿崎は対馬北東部の細長い岬の美しい景勝地で、外崎公園日露戦争末期の日本海海戦記念碑があるなど、当時の逸話も残る地域である。</li> <li>● 舟志川周辺は「舟志森林公園」として整備され、長崎県内でも有数の紅葉の美しさを誇る景勝地で、「もみじ街道」と呼ばれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 舟志川沿い約7キロに渡るモミジやカエデが群生の保全と景観</li> <li>● 鱧浦一面に咲くヒトツバタゴ（「市の木」に指定）の景観保全</li> <li>● 三字田浜の細かい貝殻成分からなる天然白砂の浜の保全</li> <li>● 韓国との定期便が通う比田勝港周辺の沿道、標識などの景観整備</li> </ul>	

## 2 景観資源別の課題

### (1) 景観資源の類型と視点

景観資源は、多様な要素が兼ね備えられており、これらの特性を考察するため、本計画では、景観資源の類型を「自然景観」「歴史・文化景観」「まちなみ景観」に分けるとともに、遠景、中景、近景の視点から、以下のAからFに分けて検討する。

表 8-2 景観資源の類型イメージ

景観種 視点	自然景観	歴史・文化景観	まちなみ景観
	A	B	C
遠景	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 烏帽子岳展望台からの浅茅湾の眺望</li> <li>● 三宇田浜の海浜景観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金田城跡の景観</li> <li>● 和多都美神社と浅茅湾の景観</li> <li>● 椎根川沿いの石屋根倉庫 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コヤヤシキの残る鱈浦集落景観</li> <li>● 高床式の倉庫群や共同の日干し場、石垣の残る景観 など</li> </ul>
中景	D	E	F
近景	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 琴の大イチョウ</li> <li>● 舟志のもみじ街道</li> <li>● お堂のクス など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬藩お船江跡</li> <li>● 万松院</li> <li>● 巖原八幡宮</li> <li>● 金石城 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巖原武家屋敷の石塀</li> <li>● 村瀬家土蔵 など</li> </ul>



## (2) 景観資源の抽出

市内に点在する景観資源を抽出するにあたり、自然景観景勝地、有形文化財、自然公園区域、観光ポイントなどをもとに景観資源を抽出した。

また、これを基に各種既往計画及び市民アンケート調査で市民からいただいた景観資源の情報を加味して、既往計画の一つ以上位置づけられている景観資源を景観踏査の対象とした。以下に抽出した景観資源を示す。

表 8-3 景観資源

図番	種別区分	名称	所在地	概要
1	A	トノサキ 殿崎	上対馬町西泊	対馬北東部の細長い岬の先端。美しい景勝地。
2	A	ミウダハマ 三字田浜	上対馬町三字田	本市北部東岸に位置し、日本の渚百選に指定されている三字田浜は、きめの細かい貝殻成分から成る天然の白浜。太陽光を浴びるとエメラルドグリーンの輝く海となり、見るものを感動させる。
3	A	韓国展望所	上対馬町鱒浦	本市北端の上対馬町鱒浦（わにうら）は、韓土に近い良港として古代より交通の要路でした。現在、鱒浦の丘の上には韓国の古代建築様式を取り入れた展望所がある。
4	A	ヒトツバタゴ自 生地	上対馬町鱒浦	鱒浦はヒトツバタゴの日本最大の群生地として国の天然記念物に指定されており、無数のヒトツバタゴが海を白く染めることから、別名ウミテラシとも呼ばれる。また、鱒浦集落は古くより、朝鮮通信使上陸地となっており、港の西側には朝鮮通信使の停泊地といわれる矢櫃があり、現在でもその石積を見ることができる。
5	A	異国の見える丘 展望台	上県町佐護北里	千俵蒔山を周回するように整備されている農道湊～井口浜線の峠付近に展望台から海上に広がるパノラマ景観は壮大で、気象条件がよければ釜山市の街並やビルを見ることができる。
6	A	イクチハマ 井口浜	上県町佐護北里	千俵薪山の裾にあり、波静かな遠浅の砂浜で海底の美しい浜。
7	A	エボシダケ 烏帽子岳展望所	豊玉町仁位	標高 176mの烏帽子岳山頂近くまで道路が整備されており、145 段の階段（手すりつき）を登ると、リアス式海岸・浅茅湾の雄大な景観を 360 度見渡すことができ、気象条件がよければ韓国の陸影を望むこともできる。
8	A	アソウワン 浅茅湾	豊玉町 美津島町	浅茅湾は、大小無数の無人島と、複雑な入り江が特徴であるリアス式海岸である。春には大陸系植



図番	種別区分	名称	所在地	概要
				物のゲンカイツツジが湾内をピンク色に染め、夏には日本では対馬でしか見られないユリ科のハクウンキスゲなどが咲く。
9	A	アカシマ 赤島の海	美津島町赤島	古事記・日本書紀の海幸山幸伝説に登場する海の女神・豊玉姫がこの地で子神を出産したと伝えられている。海底は白砂の浜となっており、天気のよい日には、陽光を反射してエメラルドグリーンに輝く。
10	A	マンゾキバン 万関橋	美津島町久須保	万関橋は1900年（明治33年）に旧日本海軍が艦船を通すために開削した延長約500mの人工の運河に架かる橋で対馬の上島と下島を結ぶ橋で、現在の橋は平成8年に架け替えられ、3代目にあたる。
11	A	イモザキウラ 芋崎浦	美津島町昼ヶ浦	幕末にロシアの軍艦ポサドニック号が不法占拠した芋崎浦。ポサドニック号は芋崎浦を占領（不法占拠）して兵舎・工場・練兵場などを有する海軍基地を建設した。真珠の養殖地としても有名な浅茅湾周辺はその美しい景観から対馬の主要な観光地の一つとなっている。
12	A	ノコウキイワ 鋸割岩	美津島町黒瀬	海面から50メートル近く突き出した石英斑岩の巨石・鋸割岩。ミサゴ・ハヤブサなどの猛禽類が上空を舞うこともあり、海面から見上げると、その迫りに圧倒される。
13	A	スモシラタケ 洲藻白嶽原生林	美津島町洲藻	対馬下島北部の山、山頂付近は原生林。白嶽は石英斑岩の山で、標高519m。日韓両要素の植物が数多く共存し、植物地理学上、貴重な場所である。
14	A	アカハラダカ観 察所	厳原町内山	対馬では例年9月になると小型の猛禽類アカハラダカの渡りが観察される。2009年9月13日のアカハラダカ観察会では1万羽を超える渡りが観察できる景観地。
15	A	アユ 鮎もどし自然公 園	厳原町豆酩	龍良山原生林のふもとを流れる清流・瀬川に沿って、吊橋などが整備された自然公園。
16	A	タテラサン 龍良山原生林	厳原町豆酩字 西龍良	龍良山は、対馬独自の天道信仰の聖地として立ち入りが禁じられ、千古斧の入ったことのない原始の照葉樹林として、国の天然記念物に指定されている。
17	A	ツツザキ 豆酩崎	厳原町豆酩	対馬南西部の豆酩崎は対馬海流を裂くように突き出した岬で、断崖と海上の岩礁、海と空の青と、

図番	種別区分	名称	所在地	概要
				海上に浮かぶ白いミヨー瀬照射灯(標柱)のコントラストが美しく、対馬を代表する景勝地である。
18	B	オオウラケ 大浦家住宅	上対馬町大浦	上対馬町の大浦集落にある旧家で、建築時期は江戸末期から明治の間と思われる。対馬地方特有の間取りを持つ主屋、高い格式を示す表門、石垣と組み合わせた土塀などが、深みのある歴史的景観を形成している。
19	B	キサカモゴヤ 木坂の藻小屋 (8棟)	峰町木坂	木坂集落の住民が、かつて畑の肥料にする藻を貯蔵した納屋。浜石を積み上げ、屋根を葺いたもので、船の格納にも利用されていたことから「船屋」ともいう。屋根部分は復元されているが、側面の石積みは当時のままである。
20	B	ワタツミジンジャ 和多都美神社 (社殿・鳥居・石垣)	豊玉町仁位	浅茅湾に面した対馬市豊玉町の入江にある神社で、一直線に並んだ5本の鳥居のうち2本は海中に建ち、潮の干満によって表情の変化を見せる。
21	B	カナタノキ 金田城	美津島町黒瀬 城山外	金田城は下対馬の北端部浅茅湾の奥で北に突出し、三方が海に囲まれた標高272メートルの城山で、白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗した後、大和朝廷が倭(日本)の防衛のために築いた古代山城である
22	B	ニシヤマケ 西山家 石屋根倉庫	巖原町椎根	収穫した穀物等を蓄えておく倉庫として、屋根葺き部材に石を使ったものであり、石屋根の倉庫(コヤ)と呼ばれている。板石をもって屋根を葺く習俗が、いつ頃から始まったか明らかではないが、瓦より堅固な石材が容易に得られる地方では、古くから自然発生的にあったと考えられる。倉庫は、高床式で、柱は丈夫なシイ材。壁や床、天井にはマツ材が用いられており、地域の特徴を示す歴史的・文化的景観を形成する重要な要素となっている。
23	B	ナガセケ 長瀬家 石屋根倉庫	巖原町椎根	
24	B	ハタバラケ 篠原家 石屋根倉庫	巖原町椎根	
25	B	シミズヤマジョウ 清水山城跡	巖原町西里	
26	C	ワニウラ 鱈浦集落	上対馬町鱈浦	国境の島・対馬の最北端に位置する漁業集落。入江に面した僅かな平地に住宅と高床式の倉庫が密集して建ち、これを取り囲む山肌には、国の天然記念物であるヒトツバタゴが数多く自生している。



図番	種別区分	名称	所在地	概要
27	C	シタル 志多留集落	上県町志多留	上県町の入江に面した集落。海に向かって門が設けられ船を横付けしていた漁家住宅、集落中央の高床式の倉庫群と共同の日干し場、防風を目的とした石垣の列などが、極めて個性的な景観を形成している。
28	C	オウミ 青海の里	峰町青海	峰町の西海岸にある集落で、段々畑と紺碧の海に囲まれた風光明媚な景勝地である。集落内では、防風垣や高床式の倉庫、海草を保存する藻小屋などが建ち並び、人々の営みが織りなす景観を見ることができる。
29	C	ツツ 豆殿集落	巖原町豆殿	島最南端の集落。海士（あま）による潜水漁や赤米の栽培・神事など、古い文化を残す。日々の営みで保たれてきた多彩で美しい自然と景観、人模様を対象にして、2009年1月「にほんの里100選」に選定された。
30	D	ナルタキ 鳴滝	上対馬町浜久須	春から秋口までの増水期の眺めは勇壮で、滝の音が周囲の山々を鳴動させることから鳴滝といわれる。落差は15mの対馬一の瀑布。
31	D	シュウシ 舟志のもみじ 街道	上対馬町舟志	秋が深まる11月、上対馬町舟志（しゅうし）の「もみじ街道」は、数キロにわたって黄葉・紅葉に彩られ、溪流の美しさもあいまって美しい景観を呈する。
32	D	キン 琴の大イチョウ	上対馬町琴	「沖よりみれば茂りて山の如し」と古文にあり、対馬の民謡にも歌われている巨木。幹廻り12.5m、樹高40m、樹齢1500年といわれる日本最古の銀杏で、県指定文化財に指定されている。
33	D	お堂のクス	巖原町豆殿	多久頭魂神社本殿裏にそびえるクスノキは、幹周り（胸高1.3mで計測）は7.09m、樹高は30mで、対馬最大のクスノキだと考えられている。
34	E	サスナヒナタカイ 佐須奈日向改 バンショアト 番所跡	上県町佐須奈	朝鮮通信使上陸の地で、江戸時代には日向と陰の2カ所に改番所が設置された。日向番所は石垣や井戸が現在でも残る。
35	E	テンジン タク スダマ 天神多久頭魂 ジンジャ 神社	上県町佐護洲 崎西里	貞観12年（870年）3月5日「日本三代実録」の授位にその記載があり、上県の佐護と下県の豆殿（つつ）に天童法師伝説の信仰として天神地祇を祀った古い神社で、杜の無い磐座（いわくら）の祭壇がある。
36	E	バイリンジ 梅林寺	美津島町小船越	百済の聖明王から欽明天皇の朝（538年）に献呈された仏像を仮置きするために建立された、日本

図番	種別区分	名称	所在地	概要
				最初の寺と伝えられている。
37	E	ニシノコイデ 西漕手	美津島町小船越	万葉の時代の港で、浅茅湾の西漕手に接している。遣隋使や遣唐使などは、九州本土から三浦湾に来て、西漕手に用意されていた別の船に乗り換えて大陸に向かったといわれている。
38	E	イモザキ 芋崎砲台跡	美津島町昼ヶ浦	ロシア軍艦対馬占領事件の教訓から、国防の最前線である対馬を要塞化するために、浅茅湾防備のために築いた4つ砲台のひとつで、映画のセットのような景観が残る。
39	E	オオキド ジンジャ 大吉戸神社	美津島町黒瀬	浅茅湾の南岸に突き出した城山(じょうやま)にある鎮守・大吉戸神社は、かつて中津八幡宮と呼称され、神功皇后をまつる国防の要であった。ご神体は新羅仏で、国の重要文化財に指定され、現在は黒瀬地区が管理している。
40	E	ゲンセンコンコン 源泉混々	巖原町北里	巖原市街地の北はずれにある石造りの分水施設。江戸時代前期に城下の治水を図るため河川の付替え工事が行われた。この施設は、旧来の川筋に必要な最小限の流れを通すため、明治時代後期の遺構景観である。
41	E	サジキバラジョウ 棧原城の コウライモン 高麗門	巖原町日吉	対馬藩主の居館・棧原城の跡にあった高麗門が台風で倒壊した際に復元したもの。新材を使い、形式も元来とは異なるが、歴史的景観を形成する要素となっている。
42	E	コクブンジ 国分寺の山門	巖原町天道茂	大正13年の出火により堂塔を焼失し、仮建のまま現在に至るが、山門と薬師堂は難を免れた。国分寺の山門は対馬随一の四脚門で、文化4年(1807)に建立された。
43	E	サノヤバン 佐野屋橋	巖原町今屋敷	巖原町の中心市街地を流れる巖原本川に架けられた石橋で、大正6年の築造である。
44	E	クサカケ エサキゲ 日下家・江崎家 ボウカヘキ の防火壁	巖原町大手橋	町内各所で確認される防火壁のひとつ。軒を連ね密集する家屋が火事で延焼し、大火となるのを防ぐため、道幅や溝の工夫とあわせ近世に設置された石垣塀を「防火壁」という。
45	E	イヅハラハチマンダウ 巖原八幡宮	巖原町中村	対馬国の国府・国分寺の守護神である国府八幡宮だったと考えられる。対馬には上県郡と下県郡に八幡宮があり、上県郡のものを上津八幡宮(現海神社)、下県郡の当社を下津八幡宮と並び称した。

図番	種別区分	名称	所在地	概要
46	E	カネインシヨウ 金石城	巖原町	万松院宗家文庫に保存されていた模型を基に、1990年、旧巖原町の“平成の城下町づくり事業”の核として、古写真や模型などに基づき木造によって二重の櫓門が再び復元された。
47	E	ハンシヨウイン 万松院	巖原町巖原西里	豊臣秀吉の朝鮮出兵により決定的に悪化した日朝関係改善のため奔走した宗家19代・宗義智の菩提寺として、元和元年（1615年）に二代藩主、宗義成（そうよしなり）が創建した。
48	E	フナエ 対馬藩お船江跡	巖原町久田	久田浦に注ぐ久田川の河口には、1663年（寛文3年）、対馬藩により5基の船着き場が造成され、現在「お船江跡」という遺構として当時のつくりのまま保存されている。
49	E	タクズダマジンジャ 多久頭魂神社	巖原町豆殿	創建は神武天皇元年とされ、近くに「赤米」が栽培されている神田がある。梵鐘・金鼓・大蔵経などの数々の文化財が残され、古い歴史と民俗に触れることができる景観が残る。
50	E	カシ 櫓ぼの遺跡	巖原町豆殿字 寺門	「櫓ぼの」は、江戸時代以前に利用されていた櫓の実の貯蔵庫。平地が少なく稲作に向かない対馬で、櫓の実を常食するために考案されたものだと考えられ、貴重な歴史文化を継承する景観である。
51	F	中村地区武家屋敷通り	巖原町中村	中世に武家屋敷が立ち並ぶ地区として栄えた中村地区では、今でも石垣が残っている。石垣は中村通り、御鷹小路、多田小路、上市ノ川小路に沿うように築かれ、歴史的な風情のあるまちなみを形成している。
52	F	村瀬家土蔵	巖原町国分	巖原市街地に残る土蔵群のひとつである村瀬家土蔵は、明治20年代以降に建造された土蔵で、2カ所に龍と虎のコテ絵を施している。このコテ絵が描かれている土蔵は巖原市街地では他に例が無い。

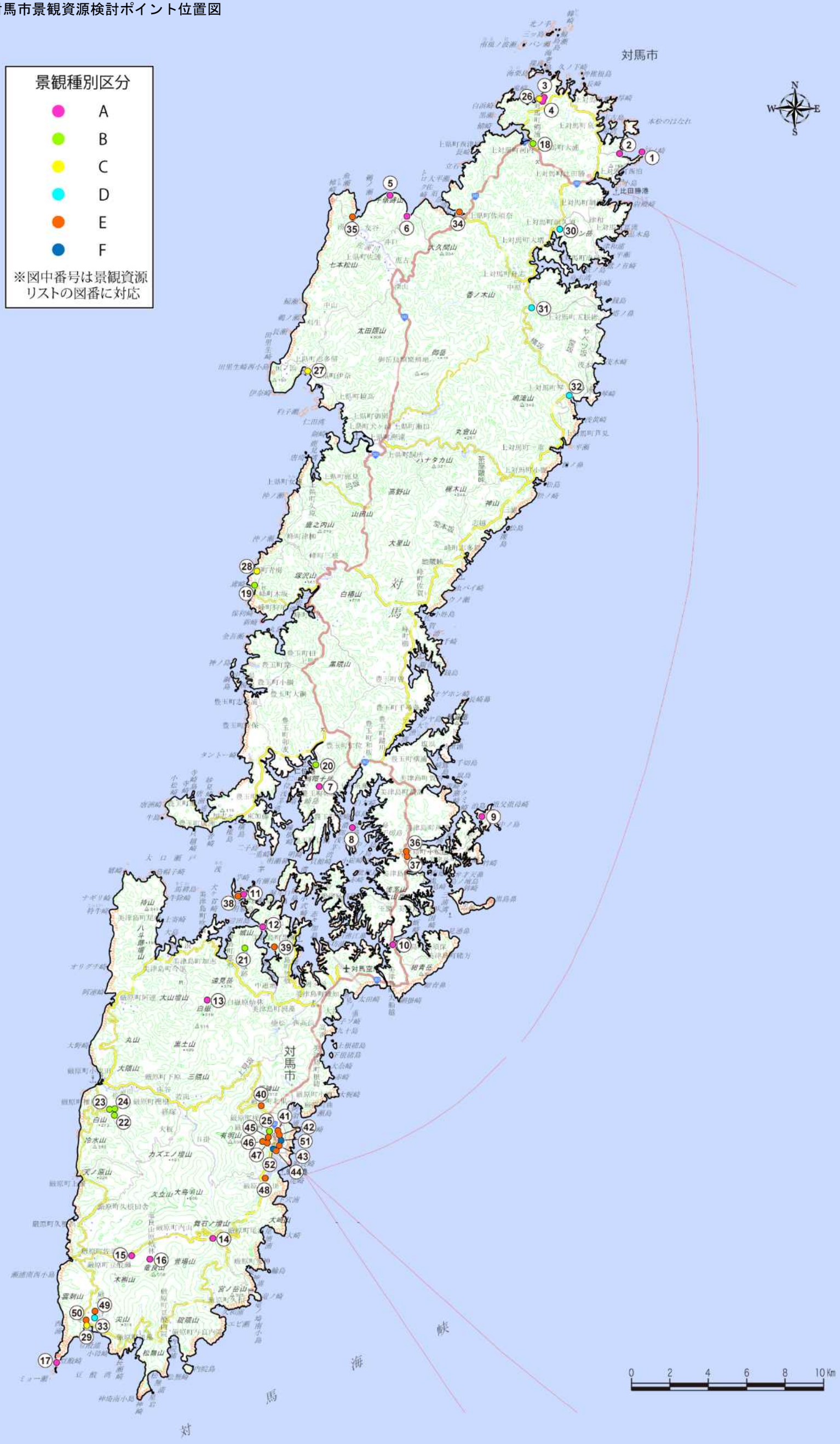


図 8-2 対馬市景観資源検討ポイント位置図

景観種別区分

- A
- B
- C
- D
- E
- F

※図中番号は景観資源リストの図番に対応



### (3) 景観資源別の景観形成に関する課題

抽出した景観資源について、その概要と景観形成に関する課題を分類ごとに整理して以下に掲げる。

表 8-4 景観資源別の課題

#### A 分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
1	殿崎	日露戦争末期の日本海海戦を記念して地区住人により建立された記念碑があり、対馬沖の海洋を望む景観は絶景であり、今後ともこの景観を維持するために、周辺の植生などにも配慮した景観維持対策が必要である。
2	三宇田浜	日本の渚百選に指定される美しい浜を保全し、周辺に整備されているホテルやキャンプ場などのリゾート拠点として、景観保全に努めていくことが必要である。
3	韓国展望所	海自の基地を経て韓国を除く眺望を確保するために、周辺の森林環境などの管理を行うとともに、沿道景観の修景を行っていくことが肝要である。
4	ヒトツバタゴ自生地	本市の「市の木」に指定され、鰯浦集落を囲うように山肌を埋め尽くす植生を保全し、住宅と高床式の倉庫が密集して建つ鰯浦集落と一体となった景観の保全が必要である。
5	異国の見える丘展望台	観光客によるごみなどへの対応と、展望台までのアプローチ道路周辺の景観整備の検討が必要である。
6	井口浜	千俵蒔山を望む井口浜は、波静かな遠浅の砂浜で海底が美しいが、西海外特有の漂着ごみが景観を阻害していることなどから、対策が必要である。
7	烏帽子岳展望所	和多都美神社、神話の里と合わせた観光ルートにあり、急斜面を登る階段と展望台の修景により、展望台からのパノラマをより効果的なものにするための景観づくりが考えられる。
8	浅茅湾	浅茅湾沿岸の景観維持に向け、各種法令の遵守、観光拠点周辺のサインやごみの処理などについて、検討していくことが必要である。
9	赤島の海	エメラルドグリーンの海と赤色の岩肌がなす景観の維持保全と、シーカヤックなどから眺める海からの景観を検討することも必要である。

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
10	万関橋	橋の南側には石屋根の休憩所のあるパーキング(トイレ有)がある。明治期に旧日本帝国海軍により開削された歴史ある人工の運河に架かる橋であることや海峡を望む眺望を活かした景観づくり(創る景観)を考慮した景観整備が考えられる。
11	芋崎浦	山道に徒歩で入っていく必要があり、案内路やサインが未整備である。
12	鋸割岩	金田城の海からの入り口部にあたり、海からの眺望であることから、陸部からは見えにくい。
13	白嶽原生林	対馬下島北部の山、山頂付近には原生林があり、古くは修験者たちの修行の場で霊山として崇められた白嶽は、日本と大陸系の高山植物が混成する原生林の維持保全が必要である。
14	アカハラダカ展望所	内山峠アカハラダカ観察所には、駐車場2カ所、簡易トイレがあるが、これらの施設と合わせた拠点管理が必要である。
15	鮎もどし自然公園	河川景観を生かした公園となっているが、施設の管理により、公園全体の景観イメージをつくる必要がある。
16	龍良山原生林	巖原町南部に位置し、標高559mの龍良山の麓に広がる原生林で極めて自然度の高い照葉樹林として、国の天然記念物に指定されていることなども考慮し、保全していく必要がある。
17	豆殿崎	沖には点々と岩礁があり一帯は尾崎山自然公園となっていることから、キャンプ場や約1キロの遊歩道、展望所、休憩所などの管理により、良好な景観イメージの向上対策が必要である。

## B分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
18	大浦家住宅 (主屋・門・塀・庭園)	個人所有であり、文化財であることなどを考慮した景観資源として検討をしていく必要がある。
19	木坂の藻小屋(8棟)	ゴミの除去など周辺環境管理に努めることにより、海岸と一体となった藻小屋の景観を整備する必要がある。
20	和多都美神社	観光バスの往来が多く、韓国など外国からの来訪



番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
	(社殿・鳥居・石垣)	者が訪れる観光地としての景観を整備と、格式ある社の佇まいを堅持していく必要がある。
21	金田城	特別史跡であることから、本市における貴重な景観資源と位置づけ、保全する必要がある。
22	西山家石屋根倉庫	個人所有であり、文化財であることなどを考慮した景観資源として、検討していくことが必要である。
23	長瀬家石屋根倉庫	
24	簇原家石屋根倉庫	
25	清水山城跡	巖原市街から望むことのできる景観資源であり、また、巖原市街を望む眺望ポイントでもあることから、景観資源としての保全、活用を検討していくことが必要である。

### C分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
26	鰐浦集落	集落の周辺には、天然記念物ヒトツバタゴ群落があり、集落内には「コヤヤシキ」と呼ばれる小屋の密集地やその敷地となる「ベェー」などが残る伝統的な集落環境の維持保全と合わせた景観形成が課題である。
27	志多留集落	石垣、高床倉庫が残るが、蔦が屋根を覆うなど荒廃した建築物などがあることから、空き家対策等と連携して、固有の景観維持対策を進めていくことが必要である。
28	青海の里	棚田の荒廃等により、海岸と集落の景観の質的低下を招いている。今後、高齢化等の進展を考慮すると、集落内の石垣や高床倉庫などの保全対策を検討するとともに、法面の修景対策により、青海の里の伝統的な生活空間が醸し出す景観の維持対策が必要である。
29	豆酛集落	巖原町豆酛は、島最南端の集落。海士（あま）による潜水漁や赤米の栽培・神事など、古い文化を残す地域として、「にほんの里 100 選」に選ばれており、田んぼや里山、生き物でにぎわう水辺や海岸などの景観を維持していくことが必要である。

## D分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
30	鳴滝	対馬唯一の滝であったが、生活水確保などのために上流にダムが整備され、水流が少ないのが課題である。
31	舟志のもみじ街道	もみじだけではなく、モミなどの周辺樹木の保全と合わせた森林、河川環境の保全に取り組む必要がある。
32	琴の大イチョウ	土地が狭いため木全体を見づらく、大きさを感じにくく、大きな鉄柱によって支えられていることなどから、ランドマークとなる景観資源としてのポテンシャルを活かした景観整備対策が必要である。また、サインや案内板などの整備改善が必要である。
33	お堂のクス	豆殿の町はずれにある多久頭魂神社境内に聳えるお堂のクスは対馬最大のクスノキで、原生林が多い対馬には巨樹・巨木のなかでも、有数のものであり、保全していくことが必要である。

## E分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
34	佐須奈日向改番所跡	朝鮮通信使上陸の地の遺構として、適切な保全を図り、景観資源としての活用も考えられる。
35	天神多久頭魂神社	千俵薪山やあじさいロードなどと一体的な景観形成の資源として、漁村にある神社歴史ある神社を景観の資源として活かすことが考えられる。
36	梅林寺	建物は建替え済みで、塗り替えられた建造物と調和した参道の飛石など、周辺環境の修景整備により、景観ポイントとしての価値を高める工夫が必要である。
37	西漕手	案内板等サインが見えにくく、改良が必要である。また、駐車場が無く、トイレの位置などの改善を含め、歴史的な由来に基づく、修景とゴミなどの収集を含めた管理対策による景観整備が必要である。
38	芋崎砲台跡	防人が築いた古代山城金田城址の奥、最高峰に築かれたこともあり、トレッキングコースになっている旧日本陸軍建設した近代要塞で、コース途中には

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
		浅茅湾を望むことができるが、登山口から約50分あることなどから多くの来訪者を望めない。
39	大吉戸神社	金田城の北端、黒瀬湾に面して建つ大吉戸神社は、城山一帯の重要な景観要素としてその保全が必要である。
40	源泉混々	明治時代後期の遺構景観要素として保全が必要である。
41	棧原城の高麗門	巖原市街のランドマークとして文化を継承する景観を形成する要素としての活用が考えられる。
42	国分寺の山門	武家屋敷などのまちなみ景観や、由緒ある建造物などと連携して、巖原市街の歴史的町並み景観を構成する資源としての保全が必要である。
43	佐野屋橋	佐野屋橋単体ではなく、河岸の街路及びそこに立ち並ぶ店舗やホテルなど合わせた総合的な景観の整備の中で検討する必要がある。
44	日下家・江崎家の防火壁	個人所有であり、文化財であることなどを考慮した景観資源として検討をしていく必要である。
45	巖原八幡宮	市街地にあり、3つの鳥居に囲まれた駐車場など、由緒ある神社と調和した景観の維持整備が必要である。
46	金石城	復元された大出門櫓や国指定名勝に指定されている『旧金石城庭園』、搦手門跡など貴重な景観資源が残っているが、周辺の万松院や対馬藩宗家墓所、金石城の北に聳える清水山に清水山城などと連携した景観資源として保全・活用が必要である。
47	万松院	巖原の中心部にあり、宗家歴代の墓所として、観光客などの訪問のあり、日本三大墓地の一つといわれる墓所の雰囲気を受け継いでいくことが必要である。
48	対馬藩お船江跡	対馬藩が久田川の河口に藩船を格納するために構築した船着場の跡は、今も静かな佇まいで周辺の樹木とも調和した景観を形成しているが、アクセス路や誘導標識等の改善を検討する必要がある。
49	多久頭魂神社	国指定の重要文化財の梵鐘や金鼓、県指定有形文化財の大蔵経などがあり延喜帳神名帳に載っている由緒ある神社で、歴史的な景観の保全と活用が課題である。
50	榎ぼの遺跡	豆殿の「榎ぼの」は貴重な記念物であるが、景観

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
		的な側面から、どのように保全活用するのか、その景観的価値を含めて検討が必要である。

## F 分類

番号	景観資源名称	景観形成に関する課題
51	中村地区武家屋敷通り	観光地としての城下町探索ルートなどと合わせた景観整備の検討が必要であり、石垣塀、街路、建造物などに加え、サインなどの修正も考慮した景観整備が必要である。
52	村瀬家土蔵	巖原市街地に残る土蔵群のひとつである村瀬家土蔵は、明治 20 年代以降に建造された土蔵で、2 カ所に龍と虎のコテ絵を施している。このコテ絵が描かれている土蔵は巖原市街地では他に例が無い。

### 3 景観形成の課題

ここでは、本市の現況、関連計画、アンケート集計結果、並びに地区・地域及び景観資源の課題から景観要素の類型や特性を踏まえて、以下の5つの要素に分類して課題を整理する。

#### (1) 自然景観

##### ア 山岳・丘陵地

- 州藻白嶽や龍良山の原生林など、対馬固有の自然を残す山間の森林地域の環境保全による景観の維持・継承
- 舟志のみみじ街道などの景勝地の植生保全による景観づくり
- 烏帽子岳展望所からの沿岸眺望景観の維持

##### イ 海岸・河川

- 浅茅湾をはじめとするリアス式海岸景観の保全
- 三宇田浜などの良質な海岸地域の保全による景観整備と海浜観光地域の形成
- 海と鳥居と寺社林が関連する和多都美神社などの社殿・鳥居・石垣の一体的な保全による自然と文化が融合した景観づくり
- 対馬藩お船江跡など貴重な水辺遺産の維持保全による海岸・河川景観づくり

#### (2) 歴史・文化景観

- 金田城跡と石垣など対馬の歴史を継承する文化財などの維持保全による景観の継承
- 中村地区武家屋敷や木坂の藻小屋など、生活文化を残す歴史的景観資源を保全し、点から面に広げる歴史的景観区域の整備

#### (3) まちなみ景観

##### ア 市街地

- 厳原市街地中村地区武家屋敷通りなどの歴史的・文化的価値のあるまちなみの保全・活用と周辺を含めたまちなみ景観の形成
- 歴史的な素材を鑑賞し見て歩く景観ルートの整備
- 本市の顔となる魅力と対馬文化が香る景観ロードづくり
- 歴史的・文化的な遺産を継承したサインの整備

##### イ 集落地

- 棚田等の保全活用による次世代に残すことができる田園景観づくり
- 田園風景や里山風景を保全しつつ、良好な集落環境の形成

##### ウ 道路

- 歴史的町並みなどと一体となった観光周遊ルートの修景による沿道景観づくり

- 山間部の歴史的な遺構などの景観を PR と周辺環境に配慮した景観づくり
- 海岸線や沿道の電柱・架線の整理・統合による景観の整備
- 景観に配慮した道路整備と道づくり

## 工 公園・緑地

- 海辺のレクリエーション地区の魅力的な景観の形成
- 自然公園地域における緑豊かな景観づくり

## (4) 観光景観

- 韓国などからの観光客にも美観意識を啓発し、ごみや落書きなどのない景観づくり
- 対馬独自の魅力と雰囲気を受け継ぎ、国内からの観光誘客も考慮した観光ルートに合わせた景観づくり
- まちなみ景観を残す観光地などにおける建築物や工作物等の基準整備と景観づくり

## (5) その他

- 漂流ごみや不法投棄などによるごみの軽減対策
- 空き家や廃屋などの未管理となっている建築物の対策
- 農地や山林などの荒廃対策（遊休地活用）
- 看板などの規制
- 景観の維持・保全に向けた対策



## 4 景観形成の目標

### (1) 基本理念と将来像

#### ア 基本理念

対馬は、韓国との国境に位置し、古の時代より大陸との交易ルートとして、また、島という閉鎖された立地条件から、独自の文化が育まれてきた。

原生林を育む山々や風光明媚で変化に富んだ海岸線は、古人も眺め感嘆した風景であり、社寺仏閣をはじめ防人の城跡などとともに、時を超えて現代に伝えられる対馬の風土を構成する重要な要素となっている。

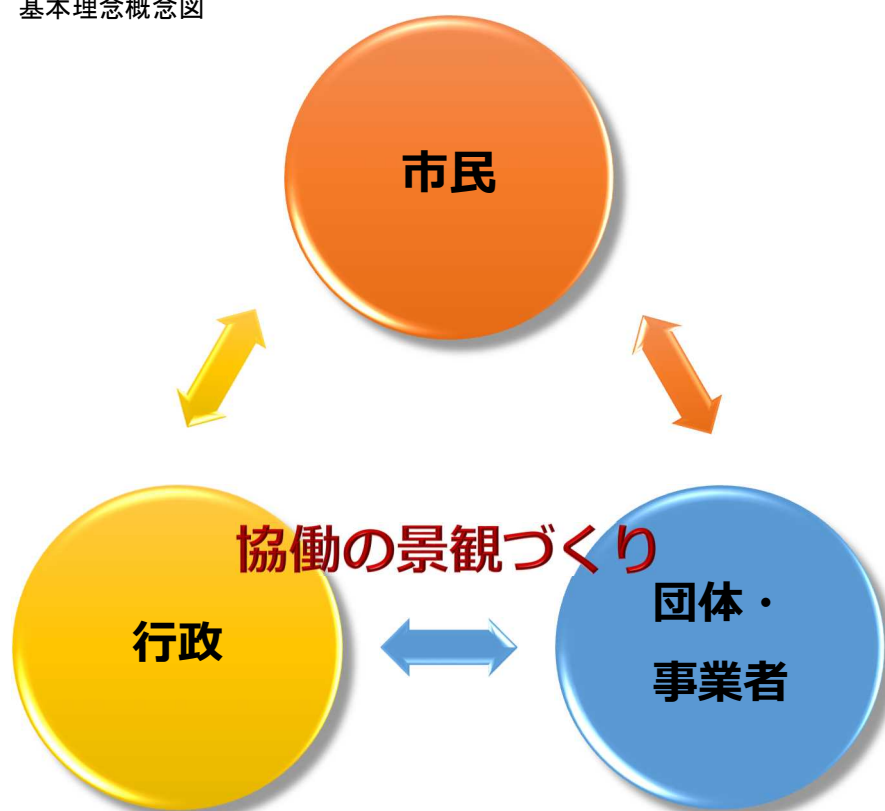
こうした風土は、対馬独自の生活文化とともにあり、石屋根倉庫や石積みの塀など、市内各地の集落に今なおその形態を受け継ぐ建造物が散見される。

景観とは、「景（ながめ）」「観（みる）」、すなわち目に映る景色、風景である。

対馬の景観は、地形や植生など景観の構成要素そのものを指す「自然景観」だけではなく、長い歴史と人々の経済活動や文化活動などの日常的生活要素をとおした「人文景観」にも目を向けて景観形成を進めていくことが大切である。

本計画は、対馬に住む人々の気持ちや思いを込めて、視覚的にとらえられる風景の在り方について、市民、行政、団体・事業者等が主体的に関わり合い、次の世代に受け継いでいく活動として、「協働の景観づくり」を基本理念とする。

図 8-3 基本理念概念図



## イ 将来像

本市の景観整備は、四方を海に囲まれた国境の島としての立地条件を活かし、個性的な歴史風土に培われた景観を維持継承するとともに、魅力ある景観づくりにより、隣国からの観光客など交流人口の確保を図るうえで、重要な役割を担うものである。

対馬独自の景観資源を大切に受け継いでいくために、様々な形で地域の活性化対策を進め、市民の「気」(きもち)を、対馬の「景」(ながめ)に込めて、感動を「観」(みせる)景観づくりを進め、未来へ繋げるまちづくり海流としなければならない。

対馬の景観づくりは、『人と風景とが心を通わせ、国境の島の自然・歴史・文化が融和した対馬の景観づくり』を将来像とし、時を超えて未来に継承していくまちづくりを先導する活動と位置付ける。

### 将来像

人と風景とが心を通わせ、国境の島の  
自然・歴史・文化が融和した対馬の景観づくり

—景観資源を大切に受け継ぎ、様々な地域活性化活動をとおして対馬の景観を形成する—

図 8-4 将来像となる景観概念図



## (2) 景観形成の基本目標

景観形成の目標として掲げた基本理念と将来像を受け、本市全域を対象として、景観に関する総合的な指針となる景観形成の基本目標を次のように定める。

### 基本目標

#### 愛着を培う景観

—生活風景が美しく市民にとって愛着のある景観を培う—

#### 文化を育む景観

—歴史的なまちなみや地域文化を未来につなぐ景観を育む—

#### 魅力を創る景観

—対馬らしさを大切に交流を誘う魅力ある景観を創る—

#### 地域を守る景観

—独自の生態系が残る対馬の原生林と美しい沿岸景観を守る—



## 基本目標1 愛着を培う景観

-生活風景が美しく市民にとって愛着のある景観を培う-

- 特別天然記念物ヒトツバタゴの自生地である鰐浦などの集落は、他にはない対馬の原風景を残す地区であり、今後ともこの環境や景観を大切に継承する。
- 30mを越える絶壁と段々畑で知られる青海の棚田景観は、過疎化や高齢化により、荒廃が進んでいるが、地域の魅力を再認識し、ふるさとの風景への愛着を培う農地と集落の維持・保全活動と連携していく。
- 対馬のわらべ唄「手毬つき唄」に登場する万松院のさくらなど、地域の人々に親しまれてきた景観ポイントを継承する。



## 基本目標2 文化を育む景観

-歴史的なまちなみや地域文化を未来につなぐ景観を育む-

- 椎根の石屋根倉庫、城下町敵原の石垣塀など、石文化によって伝えられる景観は、対馬の生活文化によって育まれた独自の景観資源を活かす。
- 古の時代から、大陸と倭国をつなぐ要衝であった対馬には、特別史跡である金田城をはじめ、日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」に指定される史跡、文化財があり、これらを中心とした歴史的な遺産景観を受け継いでいく。
- 「朝鮮通信使」ゆかりの地として、祭りなどの催事にも残る文化交流によって培われた独自の文化が育んだ、対馬特有の景観資源を大切に残す。
- 「百船の 泊つる対馬の 浅茅山 しぐれの雨に もみたひにけり」と万葉集に納められた遣新羅使の和歌にある美しい郷土の景観資源を大切にする。





### 基本目標3 魅力を創る景観

-対馬らしさを大切に交流を誘う魅力ある景観を創る-

- 厳原の城下町は石積みの塀が残る武家屋敷や藩政期の遺構など、観光旅行者なども訪れる魅力のあるまちなみを残し活用する。
- 対馬空港、比田勝港、厳原港などの市の玄関口は、対馬を訪れる人々に魅力を伝える景観整備を進めていく。
- 朝鮮通信使の行列を再現した厳原港まつりなど、対馬ならではの文化を継承する景観として位置付ける。
- 対馬グリーン・ブルーツーリズム協会などと連携し、棚田や森林での活動をととした景観づくりを展開する。



### 基本目標4 地域を守る景観

-様々な経済活動や文化活動などを通して対馬の景観を守る-

- ツシマヤマネコが生息する対馬北部の山間地域の自然環境を守るために復活した千俵薪山の野焼きなどの自然環境再生プロジェクトと連動した景観保全活動を展開する。
- 浅茅湾の静かな入り江の風景や対馬海流の流れに向かう豆碓崎などの絶景などの潜在的な立地環境を活かし、人々に感動を与え続ける景観を維持継承していく。
- 対馬の景観は、長い年月とこの島に暮らす様々な人々の活動によって形成されたものであり、今後とも様々な経済活動や文化活動を展開していくことで、対馬の景観を守る取組を展開する。



## 第4章 景観計画区域の設定

### 1 区域設定の考え方

景観計画区域は、景観法第8条第1項に定められた、景観計画の対象となる区域で、都市、農山村、その他市街地又は集落を形成している地域（これと一体となって景観を形成している地域を含む）において、次の条件のいずれかに適合する区域である。

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があるもの
- (4) 住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があるもの
- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域

景観計画区域内では、建築物の建築又は外観を変更する修繕等や色彩の変更を行おうとする場合、その規模により、あらかじめ景観行政団体の長への届け出が義務付けられ、計画の内容が景観計画に適合していない場合、景観行政団体の長は設計の変更等を勧告することができる。

また、特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできる。

本市は、市全域にわたって数多くの景観資源が分布し、地域の景観的特徴を構成する重要な要素となっている。

これまでも、自然公園法による自然景観の保全や長崎県美しい景観形成推進条例や本市文化財保護条例等をはじめとする施策により、良好な景観の形成が行われてきた。

しかし、本市における良好な景観形成を進めていくためには、限定された範囲での景観施策だけではなく、また、本市の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望を保全していくためにも、本市全域にわたる景観施策が必要である。

そこで、本計画では本市全域を景観計画区域として設定する。

### 2 一般景観計画区域の設定

一般景観計画区域は、本市に相応しい景観形成を目的に、次項において定める「重点景観計画区域」を除いた市域全体とし、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図る。



### 3 重点景観計画区域の設定

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「重点景観計画区域」として定める。

「重点景観計画区域」は、景観の保全・管理・形成に向けて、より詳細なルールを設定し、地区の特性に応じた景観誘導を図る。

#### (1) 厳原城下町重点景観計画区域

厳原は古くは国府が置かれ、近世においては大陸貿易で栄えた宗氏の城下町として、現在も石塀や武家屋敷門などが多数の残される歴史的な景観要素が随所に見られる地区である。

また、朝鮮通信使が往来した我が国と大陸を結ぶ交通の要衝として、鎖国時代においても海外に開かれた地としての文化を感じさせる景観資源を散見できる地区である。

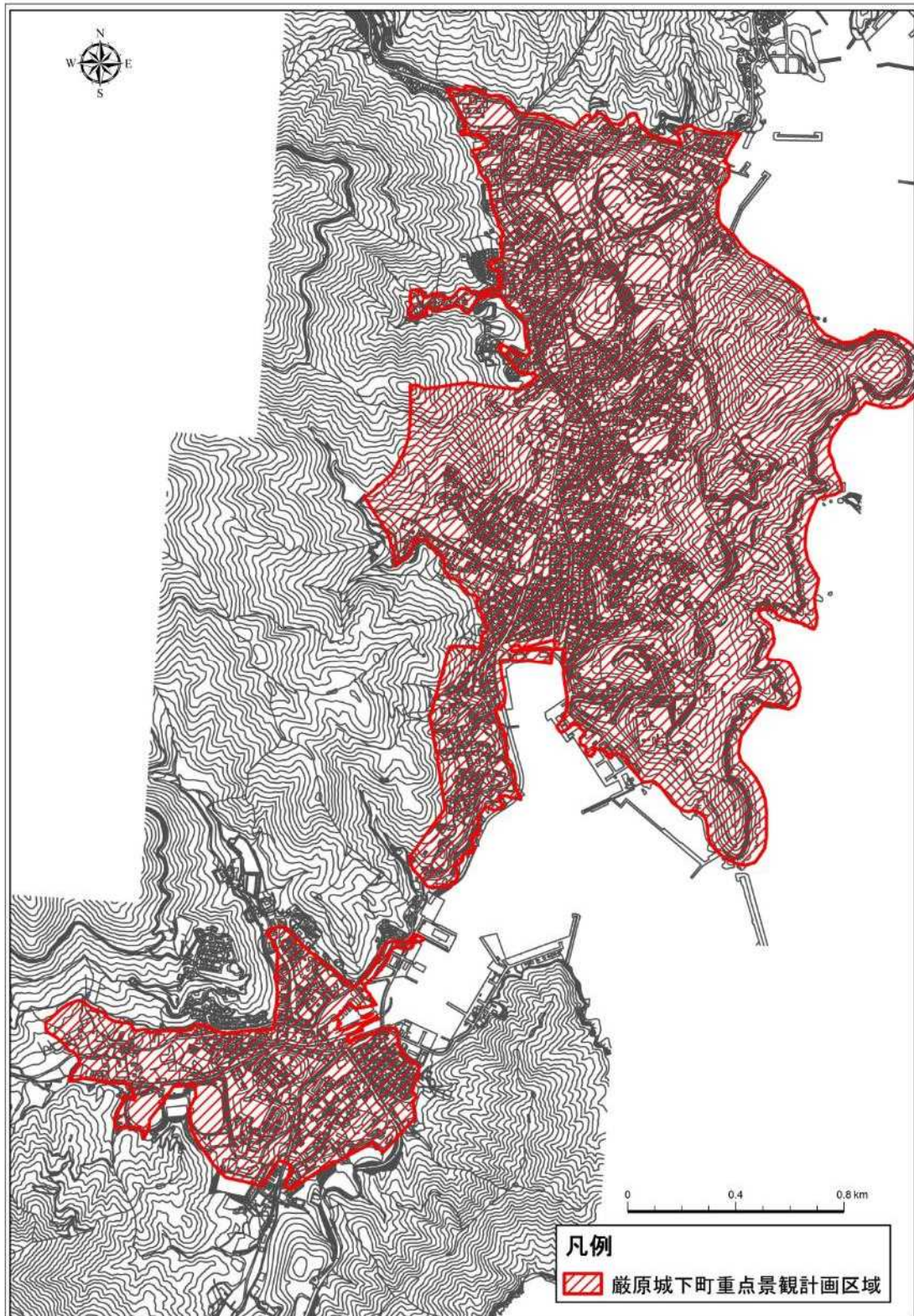
こうした厳原の歴史的景観と独自の文化は、本市民だけではなく、国民共有の財産である。

厳原城下町の価値を確実に保全し、良好な歴史的景観資源を活用し、これを守っていくために景観保全を図る必要がある。

区域設定の考え方は、石垣や歴史的建造物など城下町としてのまちなみが残されている棧原から久田道までの城下町地区と、お船江跡周辺を中心とした久田地区を対象とする。

具体的な区域については、厳原都市計画区域における用途地域及び用途地域外である万松院とその周辺部及び用途地域東側から海岸線にかけての一带を「厳原城下町重点景観計画区域」として設定する。

# 嚴原城下町重点景觀計画区域



## 4 重点景観計画区域候補地の設定

重点景観計画区域に準じて、今後地域の景観形成に対する熟度の向上を図りながら、将来的に重点景観計画区域への指定を目指して行く候補地として、次の5地区を挙げる。

### (1) 浅茅湾沿岸地域地区

浅茅湾は、大小無数の無人島と、複雑な入り江が特徴であるリアス式海岸である。烏帽子岳展望所は浅茅湾の雄大な本市を代表する眺望景観ポイントである。

また、沿岸には和多都美神社や芋崎浦などの景観スポットが点在するほか、城山には国の特別史跡である金田城跡もあり、歴史的にも由緒ある景観資源が残っている。

このように本市を代表する自然景観と歴史景観資源を維持保全し、後世に継承するために、当該区域を重点景観計画区域候補地とする。

### (2) 鰐浦集落地区

鰐浦集落は、本市の北端に位置する漁業集落であり、入江に面した僅かな平地に住宅と「コヤヤシキ」と呼ばれる高床式の倉庫が密集して建つなど、独特の住様式が織りなす集落景観が残されている。また、これを取り囲む山肌には、国の天然記念物であるヒトツバタゴが数多く自生している。

こうした歴史ある集落景観と、周辺の貴重な自然景観を保全していくため、一定の基準に基づく景観形成を図るために、当該区域を重点景観計画区域候補地とする。

### (3) 志多留集落地区

入江に面した集落で海に向かって門が設けられ船を横付けしていた漁家住宅、集落中央の高床式の倉庫群と共同の日干し場、防風を目的とした石垣の列などが、極めて個性的な生活文化の要素が織りなす景観を残しており、対馬独自の景観を伝える地域の一つとして、景観の維持保全並びに保全的刷新を推進することを目的とした重点景観計画区域候補地とする。

### (4) 木坂、青海の里地区

青海の里は、近代まで両墓制の習慣を伝え、伝統的な習慣などを継承する地区として、貴重な集落である。

青海の棚田と断崖を望む景観は、離島の生活文化を創造するには十分な景観要素が残されている。しかし、近年営農者の減少や高齢化により、耕作放棄地が散見される。

また、青海地区と隣接する木坂地区には、藻小屋や集落には海に向かい「鏡積み」の高い石塀が残り、景観ポイントとなる景観資源が残る地区である。

こうした景観資源を活かし、対馬の沿岸部集落における伝統的な生活習慣が作り出した景観を活かし、景観農業振興地域の指定等を含めた検討を進める重点景観計画区域候補地とする。

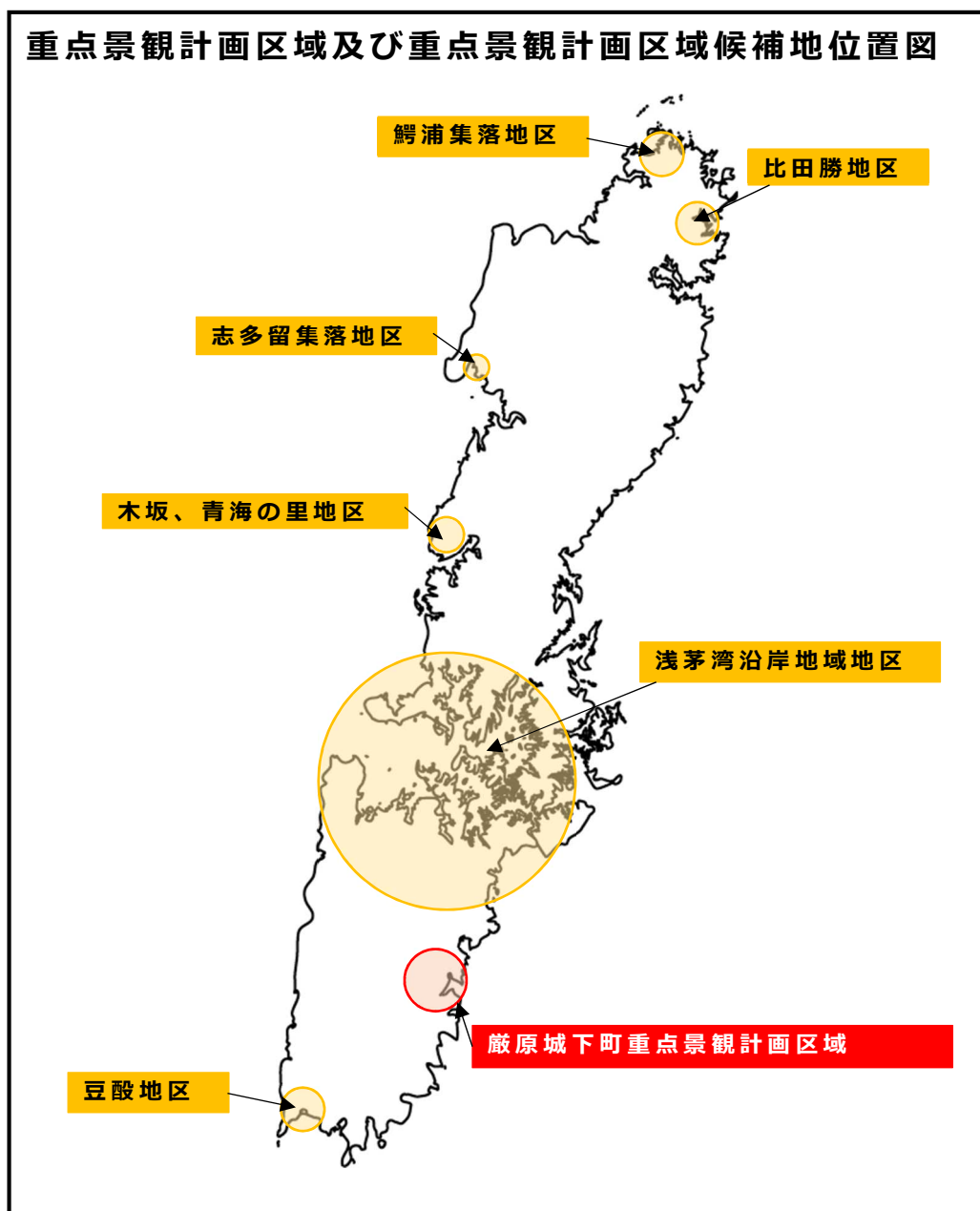
## (5) 比田勝地区

韓国との定期便が通う比田勝港周辺は、沿道に様々な来街者向けの看板サインが設置されており、外国人向けの表記などにも配慮した景観整備により、海外からの玄関口としての良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置についての検討を行うモデル地区として、重点景観計画区域候補地とする。

## (6) 豆酸地区

本市のほぼ南端に位置する豆酸集落は、国の無形民俗文化財となっている赤米行事などの神事伝承や海士(あま)による潜水漁など古い歴史文化に育まれた集落である。

多久頭魂神社はお堂のクスといわれる御神木をはじめとする龍良山の原生林に接している。集落内は、切り石の石塀に囲まれた家屋が立ち並び、川沿いには小屋群が形成されている。「にほんの里100選」に選ばれている、「景観」「生物多様性」「人の営み」がひとまとまりになった地域として、当該区域を重点景観計画区域候補地とする。





## 第5章 良好な景観の形成に関する方針

### 1 全体方針

対馬は、大陸との中継基地となる要衝にあり、古代より脈々と受け継がれて来た独特の文化によって培われた景観と離島であるが故の生態系を保つ自然景観が残されている。

また、地形的な特色から、変化に富んだ海岸線と山々が織りなす対馬の風景には、入江の穏やかな水面に鳥居の影を映す穏やかな情景もあれば、断崖絶壁の果ての水平線を望む棚田からの絶景もある。

棚田に、黄金色の稲が穂を垂れる季節になると、鎌で刈り取られた田を住処としていたバッタやカマキリなどが飛び出し逃げ回るように動き出す様は、種々多様な動植物が互いに結びつき、絶妙なバランスを保ちながら対馬独自の景観を創り出してきたことを改めて知らされる光景である。

天然記念物に指定されるツシマヤマネコが生息する山林や、ヒトツバタゴの群生地に囲まれた国境の漁村集落など、対馬独自の景観は、この地を住処とする多様な生物とともに、表裏一体となって継承されてきたものである。

古代より受け継がれ、育まれてきた対馬の歴史と文化もまた独自の景観を構成する要素であり、朝鮮との交易ルートにあり、現代においても隣国から多くの観光客が来街すること自体も対馬の特色である。

このような、自然環境も経済活動も対馬の景観を形成するための重要な要素であり、生物多様性という言葉があるように、景観要素の多様性を熟慮しつつ、対馬の独自性を継承していくことが景観づくりの原点に置くべき考え方である。

防人たちの思いを伝える古城の景観、国際航路のフェリーターミナル周辺のまちなみ、藻州白嶽の原生林、石塀の続く武家屋敷や石屋根の倉庫などは、次代を超えて人々の暮らしの中で形成された対馬の重要な景観構成要素である。

こうした多様性のある景観資源相互の効果を考えながら、対馬の特徴的な景観を掘起し、守り、創り、育て、地域の活性化につなげることを本計画の基本理念に据え、対馬らしい景観をつないでいくために、市民、団体・事業者、行政が一体となって、基本理念である「協働の景観づくり」を一步ずつ着実に推進していくこととする。

#### 全体方針

**多様な景観資源を活かし、人々と心を通わせる景観づくり**

**－自然・歴史・文化が特徴的な対馬の風景を継承する地域づくり－**

## 2 基本方針

### 基本方針 1 景観を掘起する

- 本市民をはじめとして、事業者、来街者が対馬の特徴的な景観を知り、多様な資源を持つこの島への愛着を育むことが重要な取組であり、対馬が抱える様々な課題を含めて、景観形成に向けた対馬の現状を知る機会を提供していく。
- 景観要素の多様性を共通の認識として、市民、事業者、来街者が参画する景観づくりをすすめる、景観整備への意識を高める。

### 基本方針 2 景観を守り受け継ぐ

- 本市の景観は古来より受け継がれてきたものであり、それらを構成する、自然景観、人文・歴史景観、まちなみ景観などの「対馬らしい」景観を支える様々な要素を捉えて大切に継承する。
- 対馬には近年多くの外国人観光客が自然との触れ合いを求めて訪れている。原生林の残る対馬の自然環境を受け継いでいくことは、本市の景観を受け継いでいくために第一歩である。また、対馬の自然景観は、独自の生態系を保全するとともに、ここに住む人々の暮らしをとおして織りなされる景観があることに着目し、自然と地域経済活動を含めた暮らしが調和した景観づくりを目指す。
- 四方を海に囲まれ、僅かな平坦地に形成された漁村集落には、コヤヤシキと呼ばれる倉庫群が残るなど、山が迫り陸路よりも海路を選んで日々の生活を営んでいた地域の暮らしを受け継ぐ風景である。こうした地域の生活文化を残す景観資源を後世に受け継ぐ景観形成を図る。



### 基本方針 3 景観を創り・育てる

- 本市においては、城下町厳原に残る伝統的な景観要素を活かした新しいまちづくりやまちなみ景観を創り出していく上で、伝統的な意匠や構造に配慮した景観を創造する。そのために、まちづくりに参加する人々に対し、対馬の魅力ある景観づくりに向けたルールを取り決め、対馬の景観を育てていく体制を整備する。
- 空港や港などの玄関口となる地域や幹線道沿道においては、その景観の在り方を具体的に検討し、屋外広告棟などについて新しいまちなみ整備について検討する。
- 伝統的な建造物やまちなみが残る地区においてはその景観を維持保全するために必要なルールづくりなどを検討し、保全的刷新を図りながら、対馬の景観を育てる。

### 基本方針 4 景観を活用して活性化する

- 景観づくりによる地域の活性化は、景観づくりをとおし、観光振興、若者の定住促進、空き家や荒廃農地の抑制を図るなど、地域の経済活性化などと一体となった取組を図る。
- 市民、団体・事業者、行政による「協働の景観づくり」に取り組むことで、対馬の特徴的な景観維持と、地域活性化の両輪をバランスよく配慮した景観づくりを対馬の景観づくりの方針とする。

### 3 巖原城下町重点景観計画区域における景観形成方針

巖原城下町重点景観計画区域では、景観維持・保全及び創出を図りながら景観形成を進める視点として、景観を構成する概念を「面」、「線」、「点」の3要素に分けて整理する。

<b>「面」の景観</b>
土地利用や環境において同質な景観特性をもち、一定の広がりのある地域や地区など、まとまりとしてとらえる景観。
<b>「線」の景観</b>
道路や河川など都市の骨格となる要素や海岸線や山の稜線など自然的要素からなる連続性のある景観。
<b>「点」の景観</b>
地区の主要な施設、オープンスペース、あるいは史跡などの景観形成上価値のある拠点や核となる要素の景観。

主な景観構成要素を整理すると、下表のような構成となる。

	面	線	点
自然系	<ul style="list-style-type: none"> <li>八幡宮神社社叢など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清水山や鶴翼山などの稜線など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>万松院の大スギなどの古木など</li> </ul>
歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町の面的な広がりを持つ歴史的町並み</li> <li>お船江跡とその周辺の樹木など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武家屋敷の屋敷堀（歴史的町並み）など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>万松院や国分寺など寺社</li> <li>金石城址など歴史的建造物</li> <li>防火壁や長屋門など</li> </ul>
眺望系	<ul style="list-style-type: none"> <li>清水山城跡からの眺望</li> <li>漁火公園からの眺望など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清水山や鶴翼山などの稜線など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清水山城、漁火公園などの視点場など</li> </ul>
生活・産業系	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾地域</li> <li>公園などの公共空間など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川端通りなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設</li> <li>主な公園</li> <li>まちの顔となる大規模施設（交流センターなど）など</li> </ul>

こうした景観要素の構成概念をもとに巖原城下町重点景観計画区域の景観形成方針を次のように定める。

## (1) 厳原城下町重点景観計画区域における景観形成方針

### 景観形成方針 1

#### 清水山城を含む城下町厳原の景観の保全的刷新 - 「面」景観の形成 -

城下町厳原の歴史的な街並み景観と背後の山頂付近に残る清水山城の石垣などを含め、周辺の緑地景観を保全するため、開発に際しては周辺の環境に配慮した整備を誘導するとともに、石塀などの景観要素を尊重し、突出した印象を与えないよう建築物、工作物の意匠を誘導する。

### 景観形成方針 2

#### 城下町の魅力の形成 - 「線」景観の形成 -

特に武家屋敷を中心とした屋敷壁が集積する地区においては、細かなルールに則った建築物の整備を誘導し、今なお、市街地に多数の歴史的な石塀が残る、全国的にも数少ない厳原独特のまちなみの魅力を継承する。

朝鮮通信使が往来した時代の雰囲気が残るまちなみを積極的に形成し、観光振興に資する魅力的な景観を醸成する。

また、統一的なイメージの各種サイン整備、屋外広告物の規制・誘導、電線の地中化など、まちなみの基盤整備を進める。

### 景観形成方針 3

#### 城下町の歴史・文化が感じられる景観の保全 - 「点」景観の形成 -

厳原は、「鏡積み」と呼ばれる石積みの塀や武家屋敷門、蔵といった歴史的景観資源が残り、対馬の特徴的な石文化を伝える。石積みの塀は城下町における類焼防止のための防火壁と武家屋敷を中心とした屋敷壁があり、城下町の歴史・文化を構成する「点」景観の要素となっている。

これら「点」景観について、「面」、「線」の景観を形作る要素として、また単体の景観資源として維持・保全を図る。

### 景観形成方針 4

#### 賑わいのある魅力的な市街地空間の形成 - 公共施設・公共空間 -

厳原港は、本土と海路で結ばれる本市の玄関口の一つであり、交通のターミナルとしての公共空間としての景観整備が必要な地区である。

また、厳原地区の景観を考慮した、公共施設に用いられつつある石塀など統一した景観づくりも進められている。

区域内の主要な道路、港湾、海岸、河川、都市公園を景観重要公共施設としてとらえるなど、周辺景観に調和した統一感のある景観整備を進める。

さらに、自然系、歴史・文化系、眺望系、生活・産業系の景観要素の相互作用に配慮し、厳原地区の特徴的な景観から逸脱した印象を与えないよう、建築物や工作物の色彩を誘導する。

## 第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号関連）

景観法では、良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（以下、「行為の制限に関する事項」という。）を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしている。

本市においても、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮する。

### 1 一般景観計画区域における行為の制限

本市固有の優れた景観を守り育てていくために、市全域において、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められる。

このため、以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象とする。

#### （1）一般景観計画区域における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①	建築物の建築等※1	高さが13m以上の建築物、又は延床面積500m <sup>2</sup> 以上の建築物
② 工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが13m以上のもの（ただし、電柱を除く）
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが13m以上のもの、又は築造面積500m <sup>2</sup> 以上のもの
	垣・柵・塀類	高さが3m以上のもの
	農業用施設等	高さが3m以上のもの、又は設置面積100m <sup>2</sup> 以上のハウス構造のもの（ただし、施設園芸用ハウスを除く）
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20m以上のもの
	太陽光発電・パネル等	パネル面の面積が100m <sup>2</sup> 以上のもの
③	開発行為	面積が10,000m <sup>2</sup> （都市計画区域内は3,000m <sup>2</sup> ）以上の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
④	土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	面積が10,000m <sup>2</sup> （都市計画区域内は3,000m <sup>2</sup> ）以上のもの
⑤	木竹の伐採	伐採面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
⑥	屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模1,000m <sup>2</sup> 以上、又は堆積の高さ4m以上のもの
⑦	公有水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て
⑧	特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※1：外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更については、外観変更に係る見附面積の合計が全体見附面積の1/2以上のもの

## (2) 一般景観計画区域において届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はない。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③次に掲げる木竹の伐採
  - ア：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ：仮植した木竹の伐採
  - オ：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
  - カ：林業者が森林法に基づく伐採届けを提出し、生業のために行う伐採
- ④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
  - ・堆積の期間が90日未満のもの
- ⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
  - ア：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
  - イ：長崎県文化財保護条例、及び、対馬市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
  - ウ：自然公園法により許可、届出を要する行為
  - エ：都市公園法の都市公園内で行う行為
  - オ：屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為
  - ※届出対象となる規模の行為については、事前に対馬市への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
  - ア：景観重要建造物
  - イ：景観重要公共施設
  - ウ：景観農業振興地域整備計画

### (3) 一般景観計画区域における景観形成基準

行為		行為の制限（景観形成基準）	
① 建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。</li> </ul> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	素材・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル<sup>※</sup>表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</li> </ul> <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度4以下</li> <li>・N（無彩色）においては、明度2以上6以下</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地面積に対して緑地率で10%以上又は緑被率で20%以上の緑化を行うものとする。</li> </ul>	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えなような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>	
② 工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。</li> <li>■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。</li> </ul>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul>	



<p>③開発行為</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
<p>④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
<p>⑤木竹の伐採</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>
<p>⑥屋外における物件の堆積</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
<p>⑦公有水面の埋め立て</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>
<p>⑧特定照明</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける</li> </ul>

## 2 厳原城下町重点景観計画区域における行為の制限

厳原城下町重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となる。

### (1) 厳原城下町重点景観計画区域における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建築等		すべての行為※
② 工 作 物 の 建 設 等	塔状工作物類・遊戯施設類	すべての行為※
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	すべての行為※
	垣・柵・塀類	すべての行為※
	農業用施設等	すべての行為※（ただし、施設園芸用ハウスを除く）
	橋梁・歩道橋・高架道路類	すべての行為※
	太陽光発電パネル等	すべての行為※
③開発行為		すべての行為※
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		すべての行為※
⑤木竹の伐採		すべての行為※
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500m <sup>2</sup> 以上、又は堆積の高さ 2m 以上のもの
⑦特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※ただし、「(2) 厳原城下町重点景観計画区域において届出の対象外となる行為」については、届出の対象外となる。

## (2) 厳原城下町重点景観計画区域において届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はない。

### ①地盤面下又は水面下における行為

### ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等

### ③法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

### ④建築物に関する通常の管理行為、軽易な行為

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、当該行為に係る部分の見附面積が10m<sup>2</sup>以内のもの（ただし、当該行為に係る部分の外観面積が全体外観の1/2を超えるものは届出を要する）

### ⑤工作物に関する通常の管理行為、軽易な行為

工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・擁壁等法面保護構造物その他これらに類するもので、その面積の合計が10m<sup>2</sup>以内の建設等
- ・電柱・照明柱・サインポール、携帯電話用アンテナ・送電鉄塔、煙突・排気塔、鉄筋コンクリートの柱・鉄塔、電波塔・記念塔、その他これらに類するもので、地盤面から工作物の上端までの高さが5m未満の建設等
- ・当該敷地に存する建築物に附属する物干場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物の建設等
- ・農林漁業を営むために行う、高さが1.5m未満の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- ・農林漁業を営むために行う、幅員が2m未満の用排水路又は幅員が2m未満の農道若しくは林道の設置
- ・その他の工作物で、築造面積の合計が10m<sup>2</sup>以内の建設等

### ⑥その他、通常の管理行為、軽易な行為

ア：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採及びその他の土地の形質の変更行為で、以下のいずれかに該当するもの

- ・当該行為に係る部分の土地の面積が100m<sup>2</sup>未満のもの（ただし、これにより法面若しくは擁壁が生じ、その高さが1.5mを超える部分の面積の合計が10m<sup>2</sup>を超える場合は届出を要する）

- ・農林漁業を営むために行う土石の採取、鉱物の掘採

イ：木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの

- ・伐採面積が 100m<sup>2</sup>未満のもの（ただし、景観上、地域のシンボルとなっている樹木など、地域の人々に親しまれ、大切にされてきた木竹の伐採は届出を要する）
- ・除伐、間伐、枝打ち、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・林業者が森林法に基づく伐採届けを提出し、生業のために行う伐採

ウ：屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの

- ・その用に供される土地の面積が 100m<sup>2</sup>未満、かつ、高さ 1.5m 未満のもの
- ・堆積の期間が 30 日未満のもの

⑦他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為

ア：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

イ：長崎県文化財保護条例、及び、対馬市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為

ウ：自然公園法により許可、届出を要する行為

エ：都市公園法の都市公園内で行う行為

オ：屋外広告物法の規定に適合する行為

⑧非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑨国の機関又は地方公共団体が行う行為

※届出対象となる規模の行為については、事前に対馬市への通知が必要である。なお、必

要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。

⑩景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定によ

り行う行為

ア：景観重要建造物

イ：景観重要公共施設

ウ：景観農業振興地域整備計画

### (3) 厳原城下町重点景観計画区域における景観形成基準

行為		行為の制限(景観形成基準)																
① 建築物	高さ 配置	<p>■周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。</p> <p>■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮し、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めた高さ基準は、下記のとおりとする。</p> <p>高さの基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心商業地</td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地(中村地区)</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>市街地周辺の住宅地</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>港湾部</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>市街地縁辺の住宅地</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>お船江跡周辺</td> <td>10m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地区、高さは別図1を参照。</p> <p>ただし、公益性の高い建築物や、その他高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	区域	高さ	中心商業地	30m	近隣商業地(中村地区)	15m	幹線道路沿道	15m	市街地周辺の住宅地	20m	港湾部	20m	市街地縁辺の住宅地	10m	お船江跡周辺	10m
	区域	高さ																
	中心商業地	30m																
	近隣商業地(中村地区)	15m																
幹線道路沿道	15m																	
市街地周辺の住宅地	20m																	
港湾部	20m																	
市街地縁辺の住宅地	10m																	
お船江跡周辺	10m																	
意匠素材	<p>■背景となる豊かな自然環境や歴史、文化に配慮し、「鏡積み」にした石塀や頁岩を用いた外壁に同一の素材を使用するなど、厳原城下町を中心とした歴史的風致に調和するよう努める。</p>																	
色彩	外壁	<p>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R (赤)、Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <p>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</p>																
	屋根	<p>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R (赤) Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下</li> <li>・ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下</li> <li>・ N (無彩色) においては、明度2以上5以下</li> </ul>																
	緑化	<p>■敷地面積に対して、一定の緑地率を定め、武家屋敷など伝統的な街並みの維持保全を図るとともに、街区全体における調和のとれた緑化を行う。</p>																

② 工 作 物	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をする。</li> </ul>																
	配置高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>■ 行為地が山地の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■ 太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</li> <li>■ 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮し、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めた高さ基準は、下記のとおりとする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">高さの基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中心商業地</td> <td style="text-align: center;">30m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近隣商業地(中村地区)</td> <td style="text-align: center;">15m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幹線道路沿道</td> <td style="text-align: center;">15m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地周辺の住宅地</td> <td style="text-align: center;">20m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">港湾部</td> <td style="text-align: center;">20m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地縁辺の住宅地</td> <td style="text-align: center;">10m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">お船江跡周辺</td> <td style="text-align: center;">10m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※地区、高さは別図1を参照。 ただし、公益性の高い建築物や、その他高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周囲の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	区域	高さ	中心商業地	30m	近隣商業地(中村地区)	15m	幹線道路沿道	15m	市街地周辺の住宅地	20m	港湾部	20m	市街地縁辺の住宅地	10m	お船江跡周辺	10m
	区域	高さ																
	中心商業地	30m																
近隣商業地(中村地区)	15m																	
幹線道路沿道	15m																	
市街地周辺の住宅地	20m																	
港湾部	20m																	
市街地縁辺の住宅地	10m																	
お船江跡周辺	10m																	
意匠素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 厳原武家屋敷を中心とした旧城下は、都市空間の高度化利用等により統一のある景観形成に与える悪影響を軽減するために、周辺環境と不調和をきたすような特異なデザインを避ける。</li> </ul>																	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・ R (赤)、Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul>																	
③ 開発行為																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 擁壁は、石塀などの伝統的な意匠と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をする。</li> <li>■ 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化や石積デザインなどを取り入れた修景を行う。</li> </ul>																		
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>																		
⑤ 木竹の伐採																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺景観への影響に配慮し、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮する。</li> <li>■ 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>																		



⑥屋外における物件の堆積

■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。

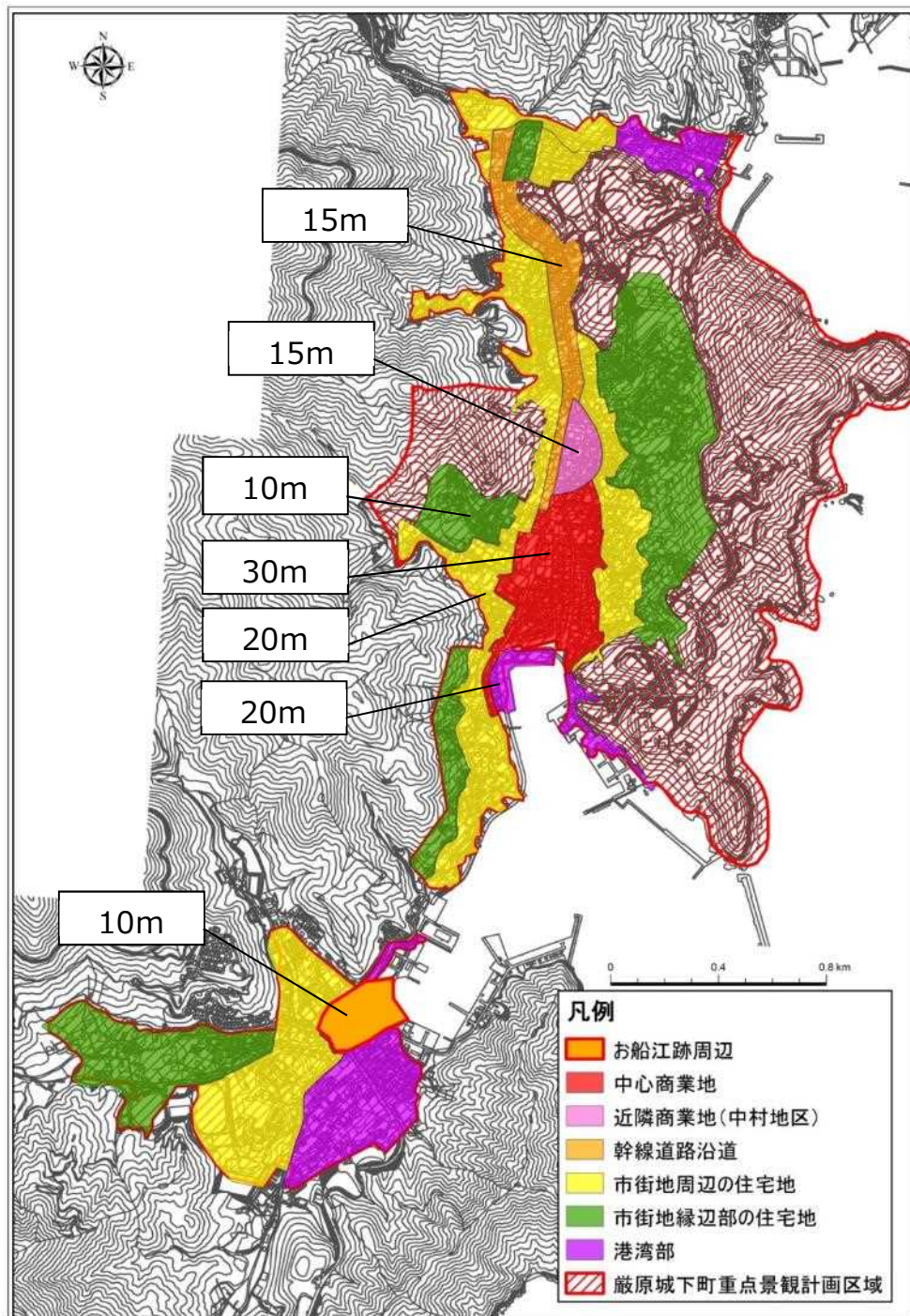
⑦公有水面の埋め立て

■護岸、防波堤は周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。

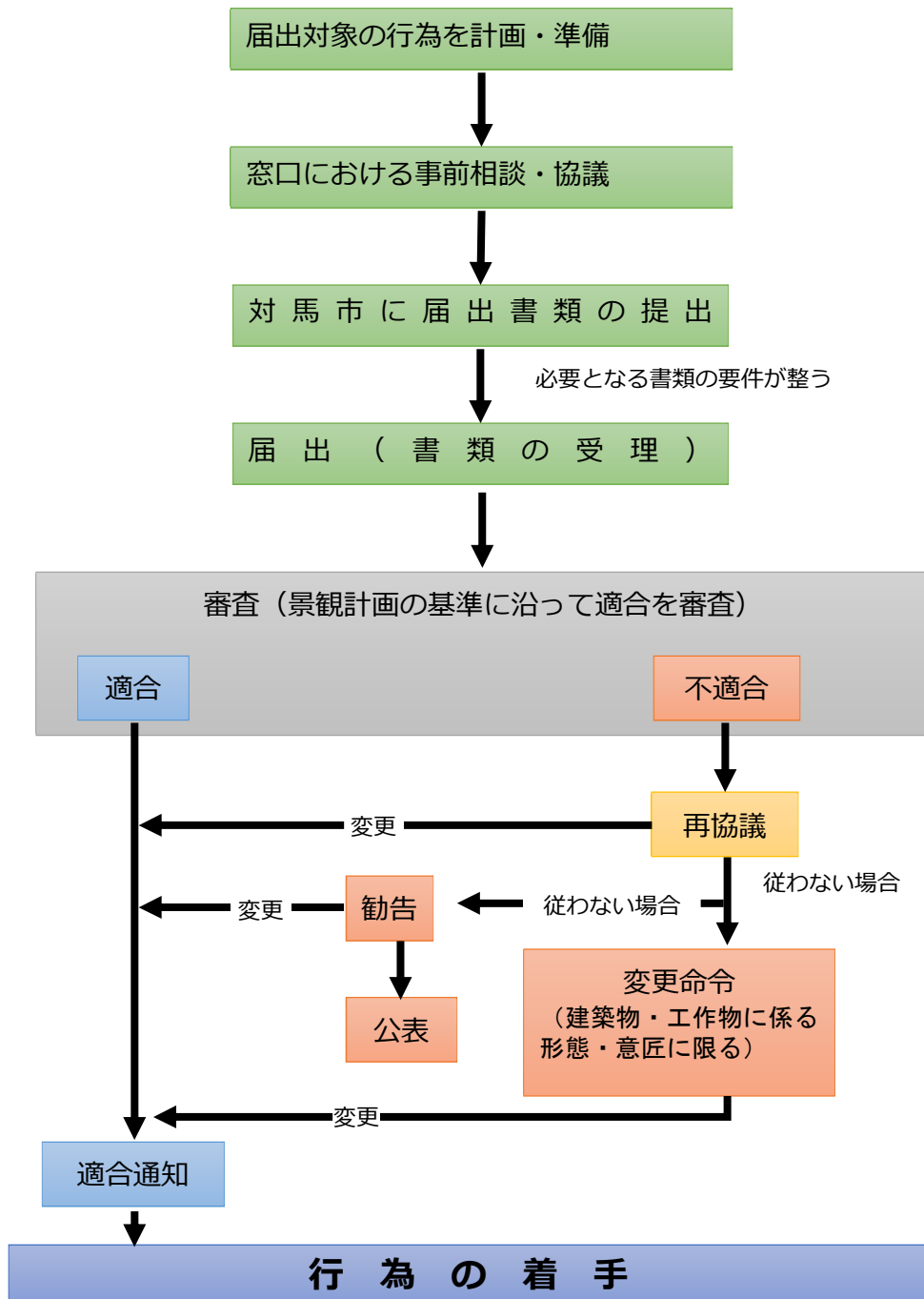
⑧特定照明

■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

### 別図 1 景観形成基準（配置高さ）



### 3. 届出の流れ



# 第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関連）

## 1 景観重要建造物の指定に関する事項

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定する。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となる。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできる。

本市では、以下のような観点から選定及び指定する。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 対馬市観光名所となっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- ・ 特別史跡、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

## 2 景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要樹木とは、地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を加味して市長が指定する。景観重要樹木は、木の伐採、移植は市長の許可が必要となる。また、市長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができる。

本市では、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを以下のような観点から選定及び指定する。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない重要樹木

- ・ 特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号関連）

---

### 1 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与える。これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設については、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設に指定する。

### 2 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりである。

- (1) 道路法による道路
- (2) 河川法による河川
- (3) 都市公園法による都市公園
- (4) 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- (5) 港湾法による港湾
- (6) 漁港漁場整備法による漁港
- (7) 自然公園法による公園事業に係る施設
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- (9) その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質を向上、改善を行うことで、対馬らしい良好な景観形成を目指す。

また、公共施設管理者は、市に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができる。

### 3 指定の方針

本市では、下記の(1)～(4)に該当するものを景観重要公共施設として指定する。

- (1) 広域景観の骨格となっている公共施設
- (2) 本市の玄関口となる公共施設
- (3) 本市の特徴を表している公共施設
- (4) 本市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

## 第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第4号関連)

---

良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について次のとおり基本方針を定める。

- 1 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とし、できる限り集約化を行うよう努める。
- 2 のぼり旗等の簡易広告物は、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和したものとする。
- 3 必要最小限の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 4 建築物及び工作物に付随する場合は、当該建築物並びに工作物との調和を図る。
- 5 次に掲げる施設等有するイメージを損なわないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和するデザインとするよう努める。
  - (1) 文化財をはじめとする歴史的資源
  - (2) 景観重要建造物
  - (3) 樹木等
  - (4) その他景観形成上重要な施設及びその隣接地域
- 6 当該施設などへの眺望を乱さないよう設置位置にも配慮する。

現在、本市では屋外広告物に関する規制に関する自主条例がないため、「長崎県屋外広告物条例」の適用をしている。

今後は、本市独自の広告物規制の条例制定を目指し、取組を行う。

## 第10章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（景観法第8条第2項第4号関連）

森林が多く、平坦地が少なく、農業生産性が低い農地が多い本市では、営農者の高齢化や農業就業人口の減少などを考慮しつつ、棚田などの荒廃防止を図るとともに、地域の伝統的作物であるそばの振興や放牧など、対馬の景観農業振興に努める。

特に段々畑と紺碧の海に囲まれた風光明媚な景勝地ともなる農地の景観再生は、対馬固有の地勢や歴史、そこで暮らす人々の暮らしのなかで形成されてきたものであり、特徴的な本市の景観特性を語る上で、非常に重要な意味を有している。

こうした農村景観は、離島であるため海岸に面している農地や急傾斜地、かつ小規模な団地に分散した農地景観の保全は、対馬の原風景を継承する資源であるという観点からも、維持に向けた取り組みが重要である。

### 景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導

- 棚田の保全と景観に配慮した農地づくり（菜の花やレンゲなどの花卉類など）
- 対馬の風土を継承する景観作物の栽培（そば畑など）
- 集落全体の共同作業を支援など
- 農地等と一体となって農業景観を構成する工作物保全（石屋根倉庫など）

こうした取組を進めていくために、関係行政機関と住民等が協働しての景観農業振興に取り組む場の提供を検討するとともに、地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加する協議会の設置などを検討する。

景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための景観整備機構づくりに向け、公益法人、NPO法人を指定制度や専門家による情報提供、住民合意に向けたコーディネートを進めていく。

さらに、協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、農地を景観的な視点から管理し、景観作物の育成等を進めるなどの取組を検討する。

こうした取組を具体的に協議するため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行う。



## 第11章 自然公園法の許可の基準（景観法第8条第2項第4号関連）

---

本市は、11,946ha が吉岐対馬国定公園に指定されており、自然公園法に基づく特別保護地区、特別地域、普通地域が定められている。

また、自然公園のうち優れた海域景観を維持することを目的に海域公園地区2カ所19.9ha（対馬浅茅湾9.5ha、対馬神崎10.4ha）が指定されている。

これらの区域内における工作物の新築等、一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制による規制が行われている。

今後、本市の景観上の特性を踏まえて、更なる基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行う。

## 第 12 章 景観形成に向けた推進方策

---

市民、行政、団体・事業者等による多様な取組による「協働の景観づくり」に向け、次に掲げる 4 つの方策により、「つしまの景観づくり」を進める。

### 方策 1

景観情報の発信

景観に関心を持ち、活動していくための情報を共有する

### 方策 2

推進体制・制度の構築

景観形成を推進する体制や制度を構築する

### 方策 3

景観資源の維持・保全・助成

景観形成上重要な資源の維持、保全を図る

### 方策 4

学術・研究・実践活動の推進

多くの市民等による活動を推進するための取組を展開する



市民、行政、団体・事業者等の協働による景観形成の推進

## 方策1 景観情報の発信

景観形成の推進は、「気」(きもち)を、対馬の「景」(ながめ)に込めて、感動を「観」(みせる)景観づくりを進めるために、様々な媒体を用いてつしまの景観情報を発信していく。

### 【具体的な取組】

景観に関する情報発信	景観形成の取組等を進めていくために、市や観光協会などのホームページとリンクした景観情報プラットフォームを構築し、多様な参画者が共有できるつしまの景観情報を発信する。
景観づくりの意識啓発	景観に関する意識の啓発にむけ、市民向けのシンポジウム・講演会などを開催していく。また、対馬の景観写真や絵画の展覧会の開催など、対馬の景観に関する意識啓発に向けた取組を進める。
景観形成活動を考える場づくり	対馬の景観に関する情報等を交換し合うためのワークショップの開催など、専門知識を有する市職員や景観専門家等が参加する景観形成活動を考える場づくりを検討する。
景観学習の推進	景観形成の担い手広げるために、市民だけではなく幅広く対馬の景観に興味を持ち、共に活動しようとする参加者を対象とし、これまで実施してきた漂着ごみ等の清掃ボランティア活動などを進展させて、景観学習機会の拡充を図る。
景観散策路と案内誘導板等の設置の検討	歴史、文化、自然、地形的特徴等の景観を楽しむルートを選定や健康づくりをあわせた、各種ウォーキングイベントにおける「景観散策路」の設定を行うとともに、誘導板や解説をつけた案内板等を設置する。
サイン計画の作成	案内板や表示板などのサイン計画について、良好な景観形成を行うために配慮すべき事項を示した指針等を作成する。

## 方策2 推進体制・制度の構築

景観計画を推進していくために、市民、行政、団体・事業者等の協働による景観形成推進体制を構築する。

### 【具体的な取組】

審査・協議体制の構築	景観地区における届出対象行為の周知を図り、実効性のある景観計画とする。特に建築物などの専門知識を必要とする届出については、事前に市の窓口から、助言・指導を受けることができる体制を整える。
審議会等の設置	市は、都市計画審議会等関係する協議会などと連携し、景観形成上重要な事項について審議する。
公共建築物等の景観形成への配慮	道路・河川等の公共施設や学校・公民館等の公共建築物が景観形成に際し配慮すべき事項などを示した公共景観ガイドライン等を作成する。
重点景観計画区域候補地に市民地区景観協議会を設置	重点景観計画区域候補地に市民地区景観協議会等を設置し、景観形成のあり方について協議・調整を行うとともに、効率的な景観形成の実現に向けた支援制度を構築する。
美しいまちづくり表彰制度の創設	<p>良好な景観形成に貢献している地域の景観づくり活動等について、その活動に係る団体等を表彰する美しいまちづくり表彰制度を創設する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回美しい日本のむら景観コンテスト(平成6年)で、長崎県対馬市鰐浦(当時は上対馬町)が、集落部門で全国漁業協同組合連合会長賞を受賞している。</li> <li>● 海辺や水辺、里山などの自然からなる地域。広さにかかわらず、人の営みがつくった景観がひとまとまりになった地域を一つの里ととらえた「にほんの里 100 選」に豆蔵集落が選ばれている。</li> </ul>
重点景観計画区域候補の協働の景観づくり育成制度	重点景観計画区域候補地については、協働の景観づくり育成地区とし、今後重点景観計画区域を指定していくために、地域住民などの参画を得た景観づくり育成活動を進める。
地区の推奨色指針等の作成	景観計画を補完するため、対馬を構成する様々な地域・地区の特性を活かした色彩やデザイン等の地区別指針等を作成する。
空き家や空き地の景観活用制度の創設	重点景観形成区域等において、空き家及び空き地や公道等に接する連続した土地所有者等が協定を結び、景観に配慮した花、緑、外構等の整備を行う活動を支援する制度を創設する。

## 方策3 景観資源の維持・保全・助成

景観形成上重要な景観資源の維持、保全努め、「つしまの景観」を継承していくための方策を展開する。

### 【具体的な取組】

つしまの景観資産等の選定	市民等より景観資源を募集し、「つしまの景観資産」を選定する。 また、住民などからの申請による認定制度なども検討し、選定した資源については、ホームページ等で紹介等を行う。
景観資源の維持・保全に対する支援	景観重要樹木・建造物についても、所有者の合意取得を促すため、樹木・建造物の維持・管理等の意識啓発を図るとともに、関係機関等と連携して支援を行う。
景観資源維持保全に対する基金の創設	コミュニティに根ざした市民の主体的な景観づくりの取り組みや景観資源の維持・保全を地域ぐるみで支えるため、市民や事業者の寄付による基金制度の創設を検討する。

## 方策4 学術・研究・実践活動の推進

景観形成を進めるうえで、景観に係わる学習・研究・実践活動を展開していくための取組を実施する。

### 【具体的な取組】

協働に向けた景観学習モデル地区の推進支援	協働による景観形成ルールづくりとして、景観計画を更に具体化する「協働景観形成」に向けた学習モデル地区を設定し、市民、行政、団体・事業者等の協働で景観整備活動を行う。
大学等教育機関との連携	市民等に対する景観形成の技術支援や活動支援を行うために、県内に存する大学等専門分野の学識・教育機関等との連携を図る。
つしま景観づくりマイスター	良好な景観形成に役立つ知識等を有する市民や活動を行っている市民を「景観マイスター」として認定し、景観形成活動の推奨制度を創設する。 ※マイスター制度とは、高等職業能力資格認定制度で、ドイツには約170のマイスター資格があり、景観づくりに係わるガーデンデザイナーや修復保全を伴う内装・外装、教会絵画や保存建築物の修復保全などのマイスターもある。



**対馬市**  
TSUSHIMA CITY



## 対馬市景観計画

発行/長崎県対馬市 平成30年3月

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

TEL.0920-53-6111

<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>